

第2期恩納村地域福祉推進計画 (地域福祉計画・地域福祉活動計画)



令和8年3月
恩納村役場
恩納村社会福祉協議会

はじめに



この度、本村では、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第2期恩納村地域福祉推進計画」を策定いたしました。

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりが、ますます重要となっております。

本計画は、本村が策定する「地域福祉計画」と恩納村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に推進するものであり、「みんなでつくる！安心とやさしさあふれるむら」を基本理念としており、この理念のもと、地域住民、関係団体、行政が連携しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進してまいりました。

本計画では、健康福祉の各分野別計画の基盤となる地域福祉を推進するための理念や視点、目標を定め、村民の誰もが住み慣れた地域で安心して健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、村民同士が支え合う地域福祉の推進を図ることとしております。

地域福祉の推進には、行政だけでなく、地域住民の皆様をはじめ、関係団体や事業者など多くの方々のご理解とご協力が不可欠です。互いに支え合い、助け合う地域づくりを進めながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご議論いただきました恩納村地域福祉推進計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました住民の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心より厚くお礼を申し上げます。

令和8年3月

恩納村長 長浜善巳

第2期恩納村地域福祉推進計画策定にあたり



本村における地域福祉の推進につきましては、日頃より村民の皆さまをはじめ、関係機関・団体の皆さまのご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、このたび、第2期恩納村地域福祉推進計画を策定する運びとなりました。本計画は、これまでの取り組みを踏まえ、「みんなでつくる！安心とやさしさあふれるむら」を基本理念とし誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指すものです。

少子高齢化や地域のつながりの変化などにより、福祉課題は多様化・複雑化しており、従来の仕組みだけでは対応が難しい状況になっています。

こうした中、本計画では「支え手」と「受け手」という関係を超えて地域住民一人ひとりが主体的に関わり、地域住民の皆さまをはじめ関係機関と連携しながら、支え合いの地域づくりを一層推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました関係者の皆さまに深く感謝申し上げますとともに、本計画が実りあるものとなることを祈念し、挨拶いたします。

令和8年3月吉日

恩納村社会福祉協議会

会長 平良 幸夫

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・目的	1
2. 計画の位置づけ及び計画期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定	2
(3) 計画の期間	3
3. 計画の策定体制	4
4. 計画策定のポイント	5
第2章 地域福祉を取り巻く環境	7
1. 基礎データの状況	7
2. 村民アンケート調査	15
3. 関係団体等からの意見聴取の概要	30
4. 小学校区別住民ワークショップの概要	32
5. 計画課題について	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
1. 計画の圏域の設定	37
2. 各主体の役割	41
3. 基本理念及び基本目標	42
(1) 基本理念の考え方	42
(2) 基本目標	44
4. 施策の体系	45
5. 成果指標の設定	46
第4章 地域福祉の取り組み施策	47
基本目標1: お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！	47
1. 地域や福祉を知るきっかけづくり	47
2. 地域行事などに参加するきっかけづくり	51
3. 地域で活動し、地域をつなぐ担い手の育成・確保	54
基本目標2: みんなで支え合う仕組みをつくる！	58
1. 地域活動の活性化への支援	58
2. 地域で支え合う仕組みづくり	61
3. サービスの利用支援体制の充実	64

基本目標3:安心、安全をつくる！	71
1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実	71
2. 困難を抱えた村民への支援.....	74
3. 安全・安心な地域の環境づくり	82
【小学校区別の取り組み】	87
第5章 恩納村版包括的支援体制整備に向けて	91
1. 包括的支援体制の整備が必要な背景と本章の目的	91
2. 重層的支援体制整備事業の概要.....	91
3. 重層的支援体制整備事業の各事業の取り組み内容の整理.....	92
第6章 計画の推進のために.....	99
1. 計画の周知・啓発	99
2. 計画の評価と進行管理の徹底	99
◆資料編	101
恩納村地域福祉推進計画策定委員会設置要綱.....	101
令和7年度 恩納村地域福祉推進計画策定委員会委嘱名簿	103

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・目的

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における様々な生活課題について、住民の主体的な取り組みをはじめ、行政や社会福祉協議会、関係機関との連携により、みんなで支え合うむらづくりに取り組んでいくという考えであり、社会福祉法の第4条にも「地域福祉の推進」が位置づけられています。

また、平成30年4月施行の改正社会福祉法では、市町村地域福祉計画の整理項目として「高齢者の福祉」、「障がい者の福祉」、「児童の福祉」、「その他の福祉」に係る共通して取り組むべき事項の整理が必要になったことにより、福祉関連計画の上位計画としての位置づけが明確化され、様々な生活課題の解決において、地域における支え合いの充実を図ることの重要性が改めて示されました。

くわえて、制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題への対応、地域の「つながり」の弱まりなどの課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係ではなく、誰もが生きがいと役割を持って地域を共に創っていく「地域共生社会¹」の実現を目指していくことが示され、地域課題を住民一人ひとりが「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題を解決するための「丸ごと」の包括的な相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

令和3年には、社会福祉法の一部改正により「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業²」が創設され、益々市町村における包括的支援体制の構築が必要となっています。

本村においても、子どもから高齢者、障がいのある人や生活に困っている人など、様々な人々が暮らしており、すべての村民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのむらづくりに向けて、令和3年3月に「恩納村地域福祉推進計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定（以降、第1期計画）し、地域住民をはじめ、自治会や関係団体、関係機関、事業所、行政や社会福祉協議会などの多様な主体が連携・協働し、地域における様々な課題の解決に向けて一緒に取り組んできたところです。

今回は、令和3年に策定した第1期計画が期間満了となることから、改めて地域住民の意見を伺いつつ、この5年間での地域福祉の取り組みの進捗状況を踏まえ、本村におけるさらなる地域福祉活動の推進を図ることを目的として本計画を策定します。

¹ 年齢、障がいの有無、居住地域に関わらず、多様な人々が互いに支え合い、誰もが自分らしく生きられる社会を目指すことです。

² 高齢、障害、子ども、生活困窮など分野ごとの支援では対応しきれない、複雑化・複合化した地域住民の課題に対し、分野を横断して一体的に支援する包括的な体制を市町村が整備する事業です。

社会福祉法より抜粋第 4 条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2. 計画の位置づけ及び計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、本村の最上位計画である恩納村総合計画との整合を図るものとし、本村の福祉に関連する分野別計画の上位計画の位置づけとなります。

本計画は、福祉関連計画と連携を図るとともに、本村のまちづくりや防災などの計画との整合を図りながら、施策を推進する計画とします。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

本村における地域福祉の取り組みを推進する上で、計画全体の理念や取り組みの方向性を示す計画が地域福祉計画(行政)であり、その方向性について、実行するための中核を担う社会福祉協議会の行動を定める計画が地域福祉活動計画(社会福祉協議会)となります。

本計画はその2つの計画を一体的に定め、計画の推進を図ります。

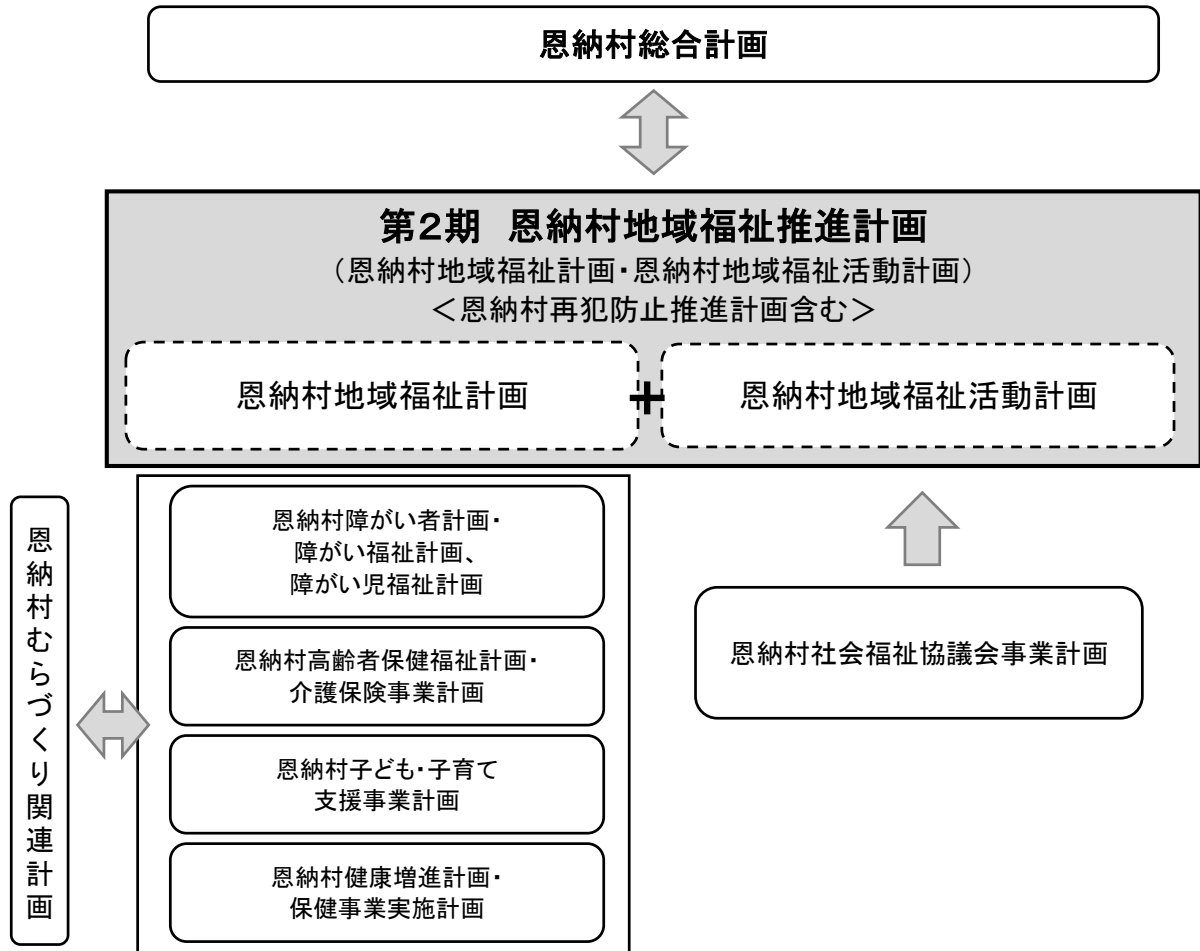
① 地域福祉計画

地域福祉計画は、地域の生活課題等を住民自らが見つけ、把握し地域住民を主体とした地域の福祉活動によって地域の生活課題を解決していく体制づくりの指針を示す行政計画です。

② 地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、「すべての住民」や「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」、「企業」などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的とするための実践的な活動計画です。

【計画の位置づけ】



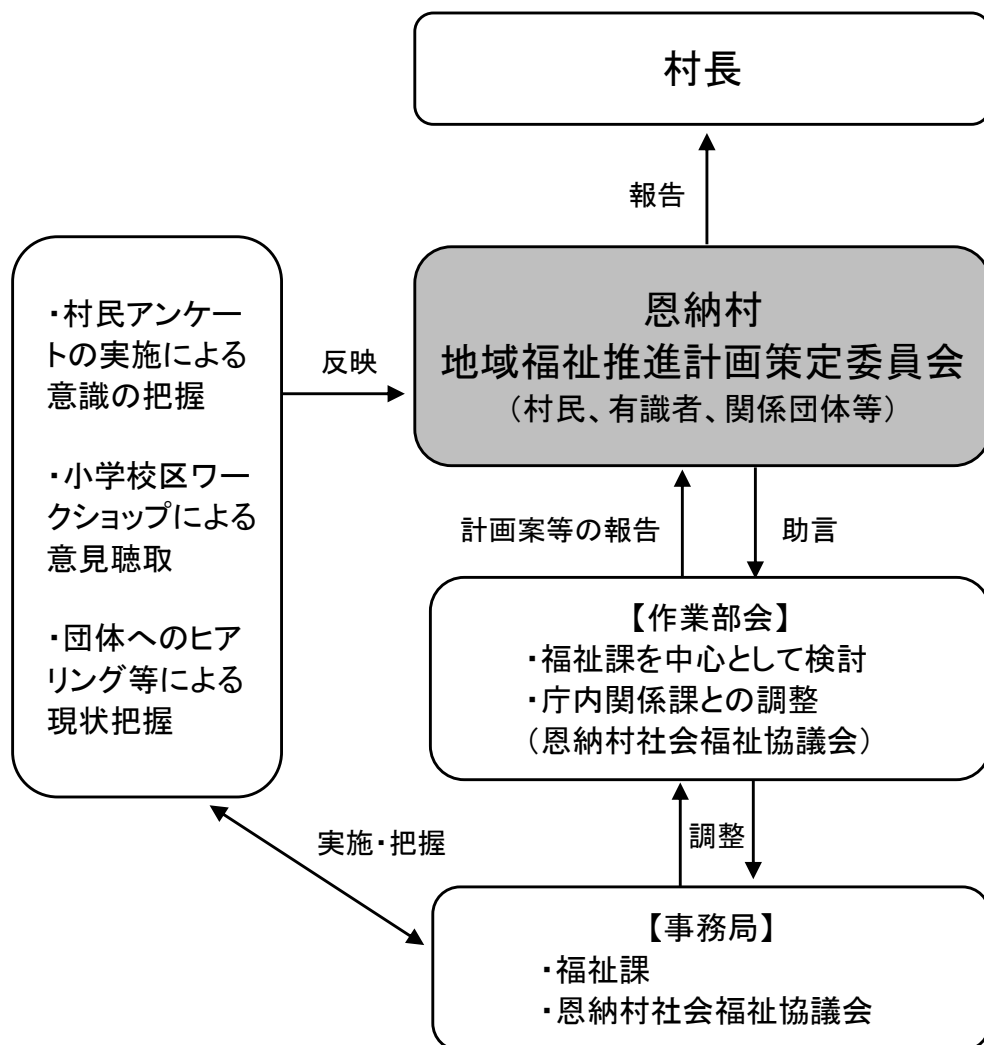
(3)計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とし、令和12年度(2030年度)には改めて計画の見直しを行います。

3. 計画の策定体制

本計画の策定は、村民や地域の関連団体、関係機関等のメンバーで構成する「恩納村地域福祉計画策定委員会」において検討を図るとともに、庁内の検討にあたっては、作業部会を設置するとともに、各課との調整を行うなど検討を進めました。

また、村民の地域福祉に関する意向を把握し、計画に反映させるため、アンケート調査の実施をはじめ、自治会や地域活動団体、民生委員・児童委員協議会などからも意見聴取を行いました。



4. 計画策定のポイント

【法制度等の動向】

福祉分野	主な動向	年次
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムの構築→2025年の高齢社会への対応 ●2040年を見据えて「社会が個人の意思決定に可能な限り寄り添える社会」≡「地域共生社会」の実現を目指し、「参加」と「協働」で作る包摂的な社会の方向性の提示(地域包括ケア研究会) 	平成27年 平成31年
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 	平成29年
児童	<ul style="list-style-type: none"> ●こども家庭センターの設置が努力義務化(児童福祉法) 	令和4年
地域福祉 (対象を区分しない)	<ul style="list-style-type: none"> ●SDGs「誰一人取り残さない社会」の実現 ●生活困窮者自立支援制度の創設-貧困に陥る前の生活支援 ●「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 「全世帯・全対象型地域包括支援体制」:高齢者のみならず全世帯へ包括的な支援体制や総合的なサービスの提供等 ●地域共生社会の実現「我が事・丸ごと」の地域づくり ●地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部改正 重層的支援体制整備事業の創設 	平成27年 // // 平成28年 令和3年
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ●民法改正 成年後見制度施行-任意後見制度の創設 理念「自己決定の尊重」「残存能力(現有能力)の活用」「ノーマライゼーション」 ●再犯防止推進法が成立 ●成年後見制度利用促進法 施行 成年後見制度利用促進基本計画策定の努力義務化、地域連携ネットワークの体制整備、中核機関の整備・運営方針、「チーム」「協議会」の具体化方針等 ●第一期成年後見制度利用促進基本計画(国) ●第二期成年後見制度利用促進基本計画(国) ●第一次再犯防止推進計画(国) ●第二次再犯防止推進計画(国) 	平成12年 平成28年 // 平成29年度 令和4年度 平成29年度 令和4年度

包括的な支援体制の構築を図り持続可能性のあるまちづくりを進める
(地域共生社会の実現のための地域づくりの強化に向けた取組の推進)

【本計画とSDGsとの関連】

■SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標です。

17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■本計画とSDGsの関連

本計画における取り組みを推進することで、SDGs(持続可能な開発目標)の「1.貧困をなくそう」「3.すべての人に健康と福祉を」「5.ジェンダー平等を実現しよう」「10.人や国の不平等をなくそう」「11.住み続けられるまちづくりを」「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の6つのゴール(目標)につながるものと考えます。



第2章 地域福祉を取り巻く状況



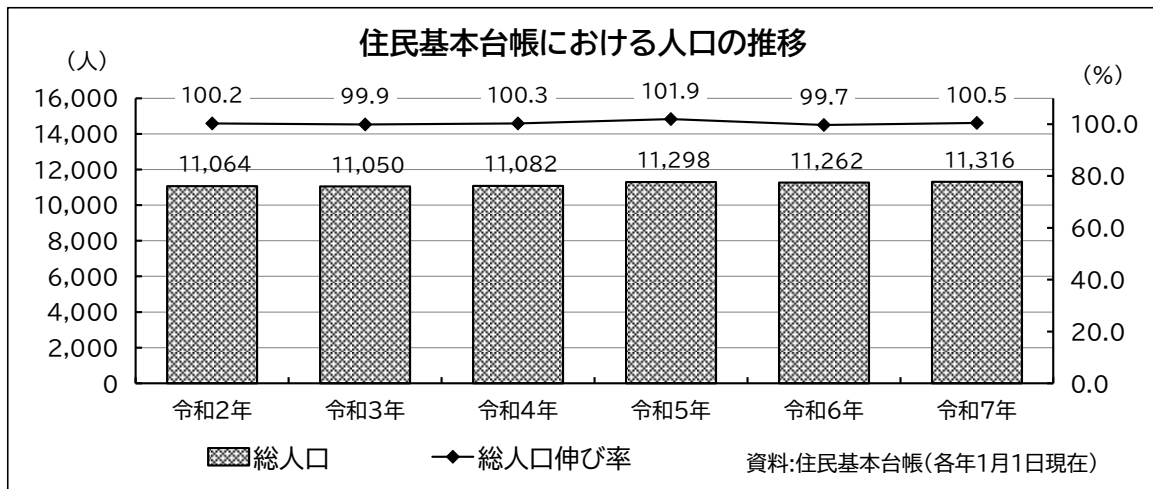
第2章 地域福祉を取り巻く環境

1. 基礎データの状況

<人口等の推移>

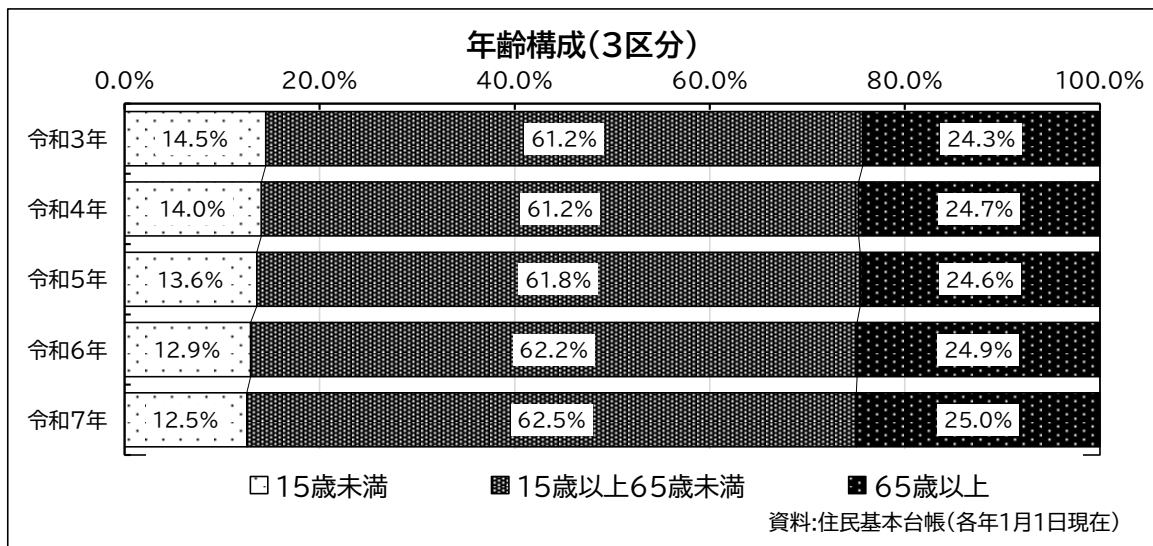
恩納村の令和7年の人口は、11,316 人となっています。

人口推移をみると、令和2年の11,064人から増減しながら推移し、令和7年は令和2年に比べ252人増加しており、前年度からの伸び率は100.5%となっています。



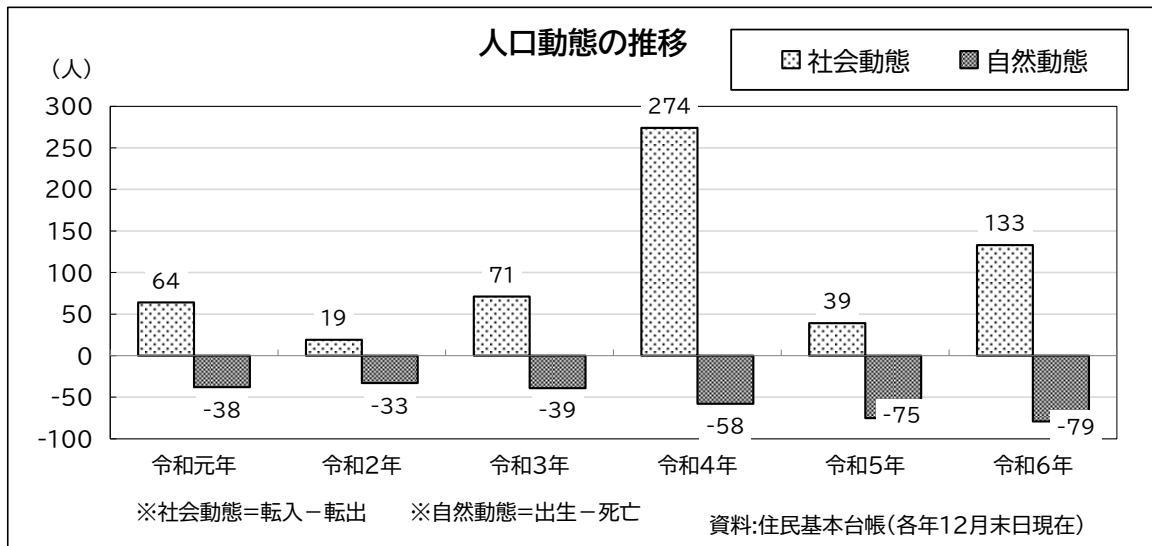
令和7年の人口の年齢構成3区分は、15歳未満(年少人口)が 12.5%、15歳以上65歳未満(生産年齢人口)が 62.5%、65歳以上(高齢者人口)が 25.0%となっており、超高齢化社会(全人口に占める高齢者人口の割合が21%以上を超える)が進展していることが伺えます。

年齢3区分の割合の推移をみると、年少人口は令和3年をピークに減少傾向、生産年齢人口及び老年人口は概ね増加傾向で推移しています。



令和6年の人口動態をみると、社会動態(転入者数と転出者数の差)は、転入者数が転出者数を上回っています(転入者数が133人多い)。自然動態(出生者数と死亡者数の差)は、死亡者数が出生者数を上回っています(死亡者数が79人多い)。社会動態の増加数が自然動態の減少数を上回っている事が本村の人口増加に影響を与えていると考えられます。

社会動態及び自然動態の推移をみると、各年社会動態は増加、自然動態は減少傾向にあります。また、令和6年での前年度との比較では社会動態が94人増、自然動態が4人減となっています。



<障がい者(障害者手帳所持者)数の推移>

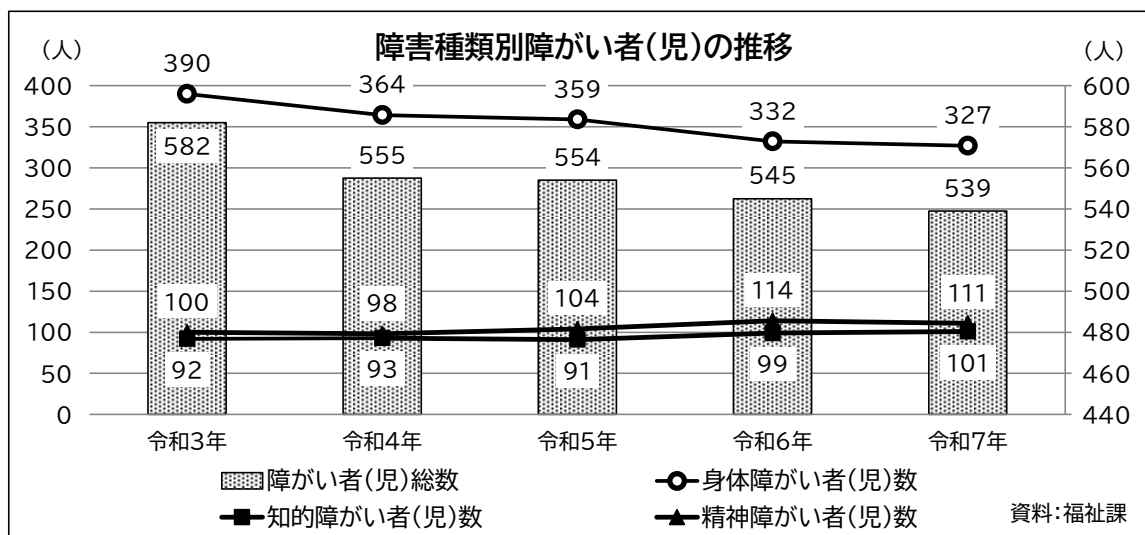
令和7年の障がい者(児)数は、本村総人口の4.8%を占める539人となっています。

障害種別の内訳をみると、身体障がい者(児)が障がい者総数の60.7%を占める327人で最も多くなっています。次いで、精神障がい者(児)が111人(20.6%)、知的障がい者(児)が101人(18.7%)となっています。障害種別に令和3年と令和7年の数を比較すると、知的障がい者(児)(R3:92人、R7:101人)、精神障がい者(児)(R3:100人、R7:111人)が増加傾向、身体障がい者(児)(R3:390人、R7:327人)が減少傾向となっており、このうち身体障がい者(児)は63人減と大きく減少しています。

障がい者(児)数の推移(障害者手帳所持者)

	令和3年 (R3.3.31)		令和4年 (R4.3.31)		令和5年 (R5.3.31)		令和6年 (R6.3.31)		令和7年 (R7.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
障がい者(児)総数	582	100.0%	555	100.0%	554	100.0%	545	100.0%	539	100.0%
身体障がい者(児)数	390	67.0%	364	65.6%	359	64.8%	332	60.9%	327	60.7%
知的障がい者(児)数	92	15.8%	93	16.8%	91	16.4%	99	18.2%	101	18.7%
精神障がい者(児)数	100	17.2%	98	17.7%	104	18.8%	114	20.9%	111	20.6%
恩納村総人口	11,112		11,144		11,254		11,261		11,257	
障がい者(児)総数の割合	5.2%		5.0%		4.9%		4.8%		4.8%	
身体障がい者(児)数の割合	3.5%		3.3%		3.2%		2.9%		2.9%	
知的障がい者(児)数の割合	0.8%		0.8%		0.8%		0.9%		0.9%	
精神障がい者(児)数の割合	0.9%		0.9%		0.9%		1.0%		1.0%	

資料:福祉課



<障がい者、児の推移>

本村の令和7年の障がい者(18歳以上)数は、障がい者総数の92.9%の501人、障がい児(18歳未満)数は7.1%の38人です。

障害種類別にみると、身体障がい者(児)327人のうち、障がい者が322人(身体障がい者総数の98.5%)、障がい児が5人(同1.5%)となっています。

知的障害では、知的障がい者(児)101人のうち、障がい者が72人(知的障がい者総数の71.3%)、障がい児が29人(同28.7%)となっています。

精神障害では、精神障がい者(児)111人のうち、障がい者が107人(精神障がい者総数の96.4%)、障がい児が4人(同3.6%)となっています。

障がい者(児)別の推移(障害者手帳所持者)

		令和3年 (R3.3.31)		令和4年 (R4.3.31)		令和5年 (R5.3.31)		令和6年 (R6.3.31)		令和7年 (R7.3.31)	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合計	総数	582	100.0%	555	100.0%	554	100.0%	545	100.0%	539	100.0%
	障がい児	33	5.7%	30	5.4%	31	5.6%	38	7.0%	38	7.1%
	障がい者	549	94.3%	525	94.6%	523	94.4%	507	93.0%	501	92.9%
身体障がい者	総数	390	100.0%	364	100.0%	359	100.0%	332	100.0%	327	100.0%
	18歳未満	6	1.5%	4	1.1%	5	1.4%	6	1.8%	5	1.5%
	18歳以上	384	98.5%	360	98.9%	354	98.6%	326	98.2%	322	98.5%
知的障がい者	総数	92	100.0%	93	100.0%	91	100.0%	99	100.0%	101	100.0%
	18歳未満	25	27.2%	24	25.8%	24	26.4%	30	30.3%	29	28.7%
	18歳以上	67	72.8%	69	74.2%	67	73.6%	69	69.7%	72	71.3%
精神障がい者	総数	100	100.0%	98	100.0%	104	100.0%	114	100.0%	111	100.0%
	18歳未満	2	2.0%	2	2.0%	2	1.9%	2	1.8%	4	3.6%
	18歳以上	98	98.0%	96	98.0%	102	98.1%	112	98.2%	107	96.4%

資料:福祉課

<就学前児童の人口推移(小学校入学前の0～5歳人口)>

村全体における就学前児童人口の推移をみると、平成31年の625人から減少傾向で推移し、令和7年は430人で195人減となっています。

■就学前児童人口推移

単位:人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
恩納村	625	591	550	541	495	433	430
0歳	104	82	66	74	60	61	63
1歳	103	81	81	74	74	60	65
2歳	102	108	84	81	80	75	62
3歳	109	112	116	84	76	76	80
4歳	102	91	109	118	86	82	75
5歳	105	117	94	110	119	79	85

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

<小学校児童の人口推移(6～11歳人口)>

村全体における小学校児童人口の推移をみると、平成31年の664人から増減をくり返しながら推移し、令和7年は648人で16人減となっています。

■小学校児童人口推移

単位:人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
恩納村	664	672	677	651	673	681	648
6歳	110	101	122	99	114	118	84
7歳	111	114	105	124	96	120	116
8歳	115	113	117	108	123	101	121
9歳	113	96	115	110	114	122	95
10歳	108	125	96	116	110	111	123
11歳	107	123	122	94	116	109	109

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

<公立保育所、認可保育園>

令和7年の村内の公立保育所は2か所で、入所児童数は52人となっています。

また、0～5歳児の人口に占める公立保育所の入所児童数の比率は12.1%となっています。認可保育園の入所数も令和3年度以降増加傾向で推移しており、令和7年度には192人となっています。

公立保育所年齢別入所児童数の推移

単位:人、%

	保育所名	定員数	入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
				令和2年	安富祖保育所	65	56	1	10
	恩納保育所	65	61	4	10	12	17	18	0
	山田保育所	65	59	2	10	14	18	15	0
	計	195	176	7	30	38	51	50	0
令和3年	安富祖保育所	65	41	0	2	9	15	15	0
	恩納保育所	65	53	0	4	10	22	17	0
	山田保育所	65	53	4	10	11	10	18	0
	計	195	147	4	16	30	47	50	0
令和4年	安富祖保育所	65	29	0	1	4	8	16	0
	恩納保育所	65	46	2	2	5	13	24	0
	山田保育所	65	40	1	10	9	11	9	0
	計	195	115	3	13	18	32	49	0
令和5年	安富祖保育所	65	22	3	5	1	5	8	0
	恩納保育所	65	45	6	6	11	7	15	0
	山田保育所	65	39	2	6	12	8	11	0
	計	195	106	11	17	24	20	34	0
令和6年	安富祖保育所	65	28	1	8	5	1	5	8
	山田保育所	65	35	3	5	6	11	10	0
	計	130	63	4	13	11	12	15	8
令和7年	安富祖保育所	65	28	2	3	8	7	1	7
	山田保育所	65	24	2	2	4	6	10	0
	計	130	52	4	5	12	13	11	7

資料:恩納村役場(各年4月1日現在)

公立保育所入所児童比率

単位:人、%

		計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和7年	0～5歳人口(外国人含む)	430	63	65	62	80	75	85
	入所児童比率	12.1	6.3	7.7	19.4	16.3	14.7	8.2

資料:恩納村役場(4月1日現在)

認可保育園入所数

単位:人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和2年度	8	21	35	30	21	15	130
令和3年度	9	28	25	29	30	8	129
令和4年度	16	27	29	22	29	11	134
令和5年度	11	35	27	29	26	15	143
令和6年度	18	29	41	39	38	16	181
令和7年度	11	35	35	48	40	23	192

資料:恩納村役場(各年4月1日現在)

<幼稚園>

村内の公立幼稚園は2か所で、令和7年は36人となっています。

幼稚園児童数の推移

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
安富祖幼稚園	15	16	14	16	休園	休園
うち喜瀬武原	4	2	2	1	休園	休園
うち4歳	0	0	0	0	休園	休園
恩納幼稚園	46	32	31	37	23	22
喜瀬武原幼稚園	休園	休園	休園	休園	廃園	廃園
山田幼稚園	9	16	18	休園	休園	休園
仲泊幼稚園	18	12	20	18	16	14
合計	88	76	83	71	39	36

資料:恩納村役場(各年5月1日現在)

<障がい児保育>

障がい児保育は2か所で実施しており、令和6年度の対象となる児童は3人となっています。

障がい児保育児童数

単位:人

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
安富祖保育所	0	0	0	0	0	0	0
恩納保育所	0	0	0	0	0	0	0
山田保育所	1	2	1	1	0	1	3
合計	1	2	1	1	0	1	3

資料:福祉行政報告(各年4月1日現在)

<特別支援教育>

特別支援教育の対象となる児童は年々増加しており、幼稚園から中学校までを合わせると平成30年度の109人に対し、令和6年度では179人と70人増加しています。

特別支援教育対象児童数

単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
安富祖幼稚園	1	1	1	1	1	1	休園
喜瀬武原幼稚園	休園	休園	休園	休園	休園	休園	廃園
恩納幼稚園	1	2	4	6	3	4	3
仲泊幼稚園	1	3	2	5	1	7	2
山田幼稚園	1	1	1	2	5	休園	休園
安富祖小学校	9	10	15	14	17	12	15
安富祖中学校	4	3	-	-	-	-	-
喜瀬武原小学校	1	2	2	0	休校	休校	廃校
喜瀬武原中学校	1	1	-	-	-	-	-
恩納小学校	27	26	35	41	48	54	50
恩納中学校	17	11	-	-	-	-	-
仲泊小学校	8	8	16	19	22	22	25
仲泊中学校	9	12	-	-	-	-	-
山田小学校	21	16	18	18	27	27	25
山田中学校	8	7	-	-	-	-	-
うんな中学校	-	-	24	47	29	37	59
計	109	103	118	153	153	164	179

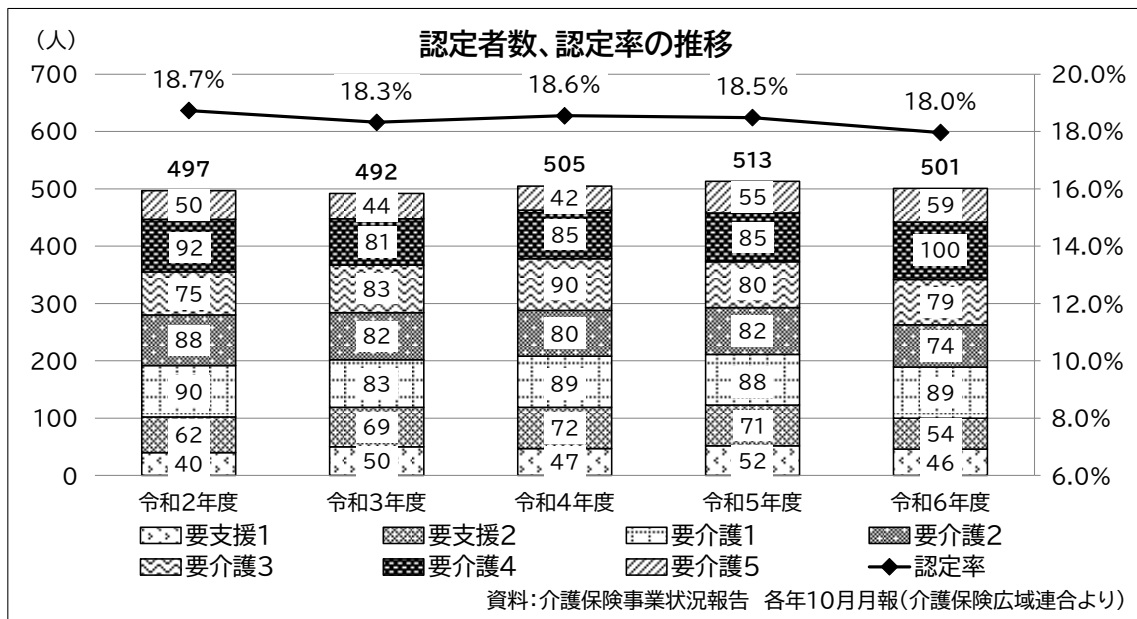
※令和4年度より喜瀬武原小学校は休校

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

※令和2年度より村内5つの中学校を統合し、うんな中学校が開校

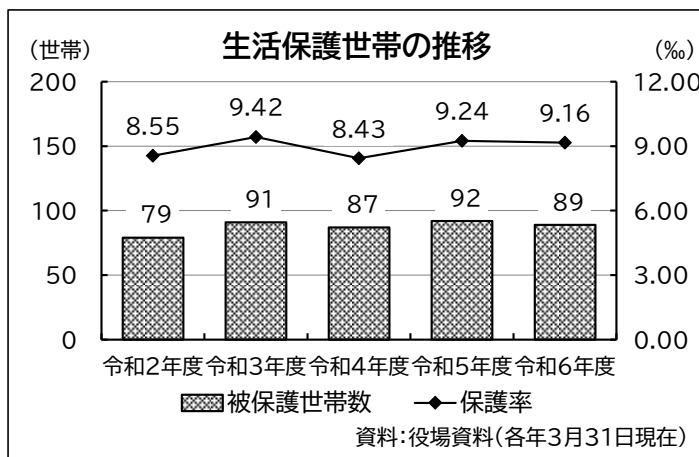
<要介護度認定者数と認定率の推移>

令和6年度の要支援・要介護認定者数は501人、認定率は18.0%となっています。令和2年度の認定者数に比べ4人増となるものの、認定率は0.7ポイント減少しています。



<生活保護世帯の推移>

被保護世帯についてみると、増減を繰り返しながら推移し、令和6年度には89世帯となっています。保護率(人口1,000人あたりの保護人員の割合)は9.16%で、増減を繰り返して推移しています。



	被保護世帯数	被保護人員	保護率
令和2年度	79	95	8.55%
令和3年度	91	105	9.42%
令和4年度	87	95	8.43%
令和5年度	92	103	9.24%
令和6年度	89	102	9.16%

資料:役場資料(各年3月31日現在)

<民生委員・児童委員委嘱状況>

令和6年度の地域における身近な相談や支援を担う民生委員・児童委員の委嘱状況は12人となっており、令和2年度の15人から3人減少しています。

民生委員・児童委員委嘱状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民生委員	14	14	15	10	11
主任児童委員	1	1	1	1	1
計	15	15	16	11	12

資料:役場資料(各年3月31日現在)

2. 村民アンケート調査

【調査の概要】

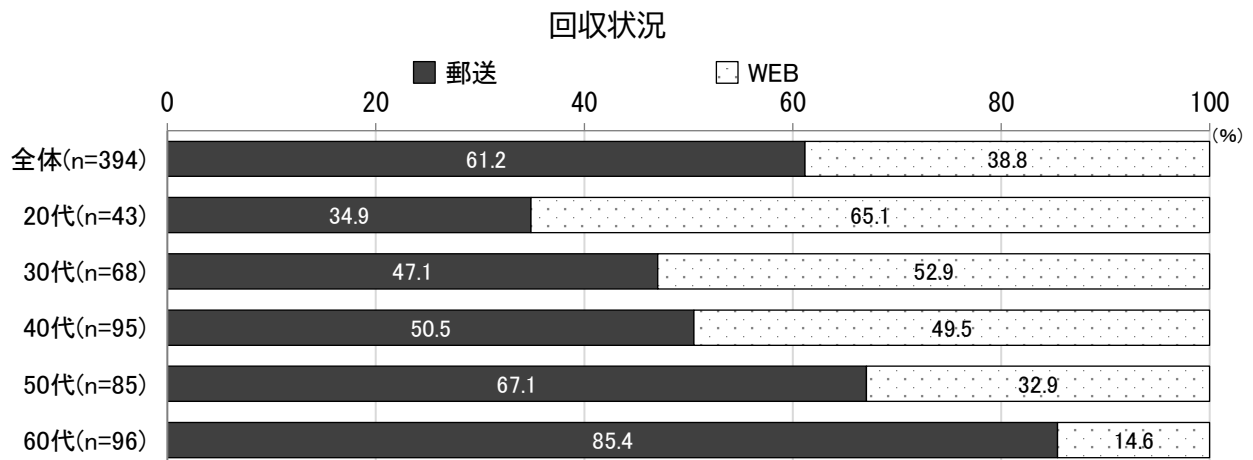
(1) 調査の目的

本調査は、「第2期恩納村地域福祉推進計画策定」に向けた基礎調査を目的として実施しました。

(2) 調査対象及び調査実施方法、配布・回収状況

調査対象及び調査実施方法、配布・回収状況は以下の通りです。

区分	内容
調査対象者	村内在住の20歳から70歳未満の方 2,000人
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収
調査時期	令和7年1月14日～2月7日まで ※有効回収分 最終受付2月20日
回収状況	回収400件 回収率 20.0% 有効回収数:394件(内WEB回収数:153件)



【調査結果の概要】

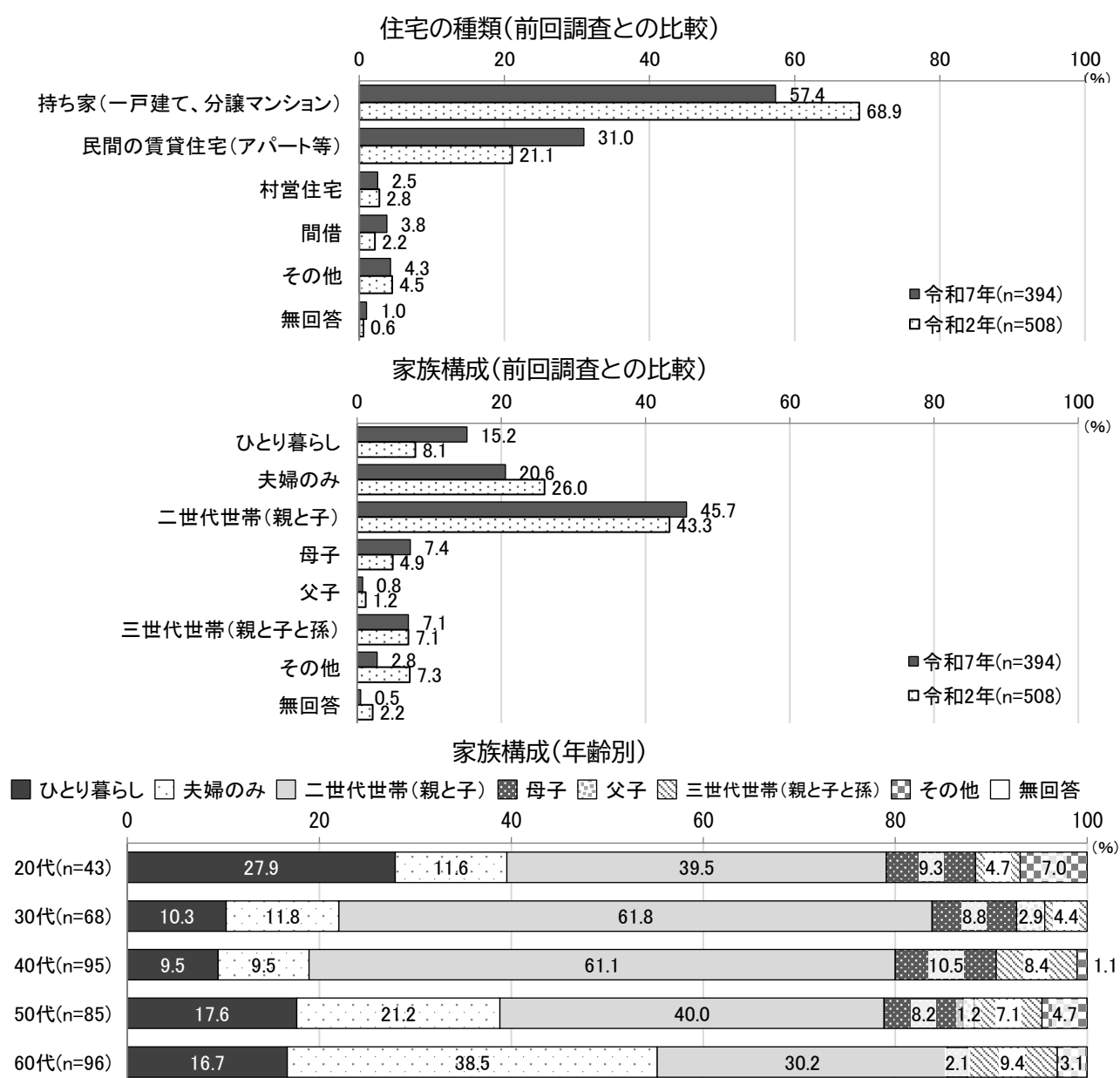
<世帯の状況>

住宅は、前回調査より「持ち家」が減少し、「民間の賃貸住宅」が増加しています。家族構成では、全体の約半数が「二世帯世帯」となっており、前回調査より「ひとり暮らし」と「母子世帯」の割合が上昇しています。年齢別にみると、「30～40代」は「二世帯世帯」が約6割を占めており、「60代」では「ひとり暮らし」と「夫婦のみ」世帯が半数以上となっています。

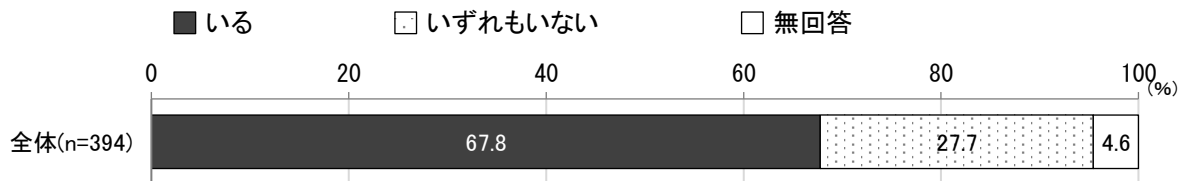
世帯のうち、約7割に「支援が必要な方」がいる状況です。「ひとり暮らし」「夫婦のみ」「母子」などの少人数世帯においても、「障がいのある方」や「介護が必要な方」、「難病の方」といった、日常的に支援が必要な方がいる世帯もあります。また、世帯には「ひきこもりの方」も一定数いることが確認できます。

今後は、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加が予想され、世帯の孤立も懸念されます。

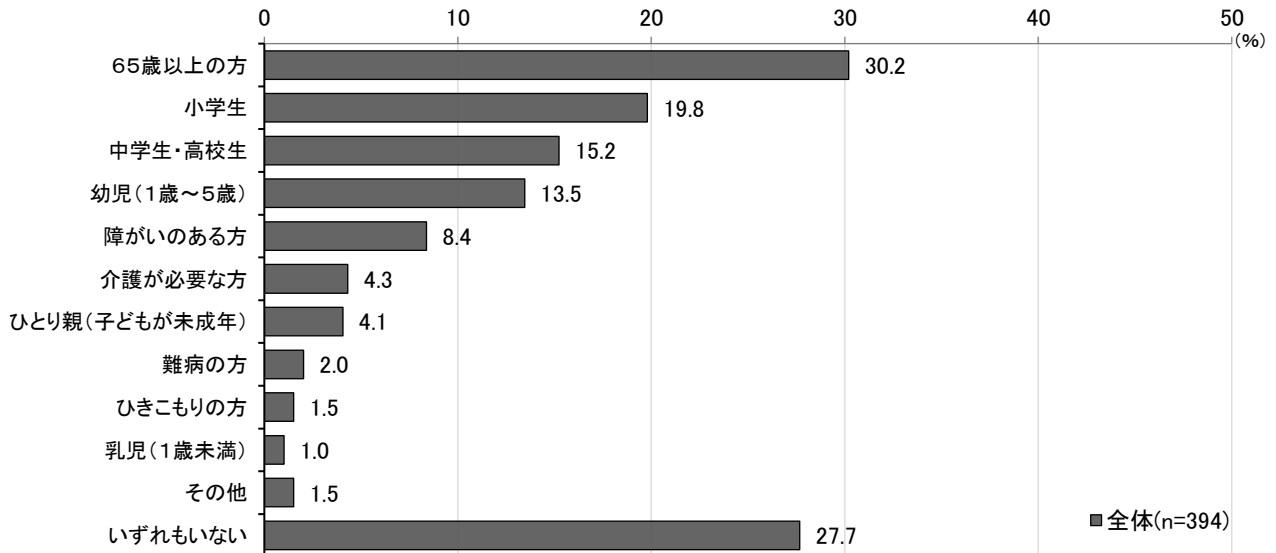
このような状況に対応するためには、地域の支援員や公的サービスだけでなく、地域住民一人ひとりが日頃から積極的に関わりを持つため、包括的な支援体制を築くことが大切です。



支援が必要な方がいる世帯



支援が必要な方の属性



世帯構成別の支援が必要な方の属性

家族構成	ひとり暮らし	夫婦のみ	二世帯世帯	三世帯世帯	母子	父子	その他
該当する方							
65歳以上の方(n=119)	5.0%(6)	27.7%(33)	40.3%(48)	19.3%(23)	3.4%(4)	-	4.2%(5)
介護が必要な方(n=17)	-	11.8%(2)	47.1%(8)	29.4%(5)	5.9%(1)	-	5.9%(1)
障がいのある方(n=33)	3.0%(1)	18.2%(6)	51.5%(17)	3.0%(1)	21.2%(7)	-	3.0%(1)
難病の方(n=8)	-	12.5%(1)	75.0%(6)	12.5%(1)	-	-	-
ひきこもりの方(n=6)	16.7%(1)	-	83.3%(5)	-	-	-	-
乳児(1歳未満)(n=4)	-	-	100.0%(4)	-	-	-	-
幼児(1歳～5歳)(n=53)	-	-	83.0%(44)	9.4%(5)	7.5%(4)	-	-
小学生(n=78)	-	-	70.5%(55)	12.8%(10)	14.1%(11)	1.3%(1)	1.3%(1)
中学生・高校生(n=60)	-	-	71.7%(43)	11.7%(7)	13.3%(8)	-	3.3%(2)
ひとり親(子どもが未成年)(n=16)	6.3%(1)	-	-	18.8%(3)	68.8%(11)	6.3%(1)	-
該当する項目数							
3項目(n=21)	-	-	47.6%(10)	28.6%(6)	23.8%(5)	-	-
4項目(n=2)	-	-	-	50.0%(1)	50.0%(1)	-	-
5項目(n=1)	-	-	100.0%(1)	-	-	-	-

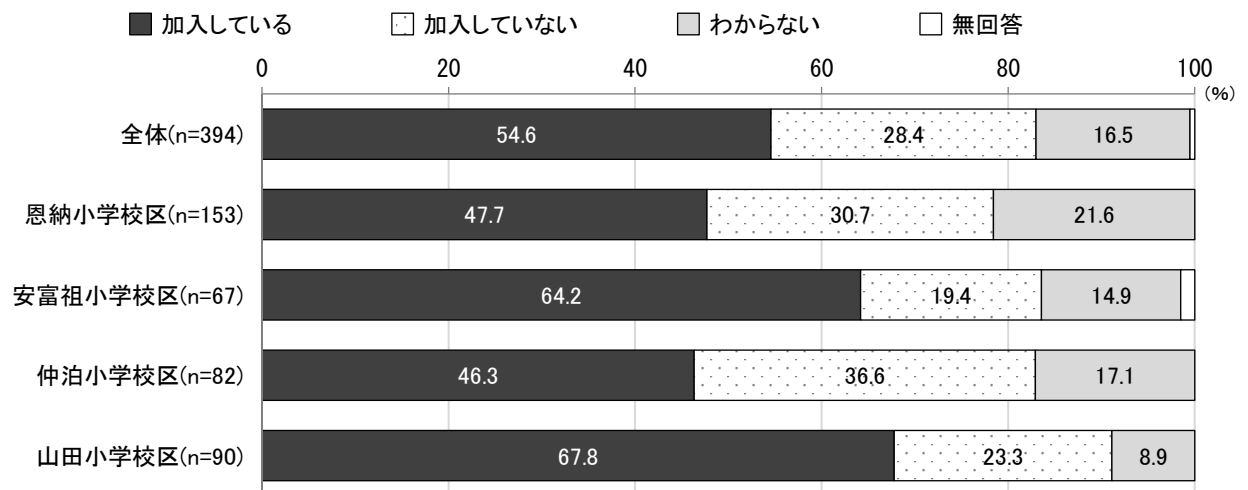
<地域との関わり>

(1)自治会加入状況

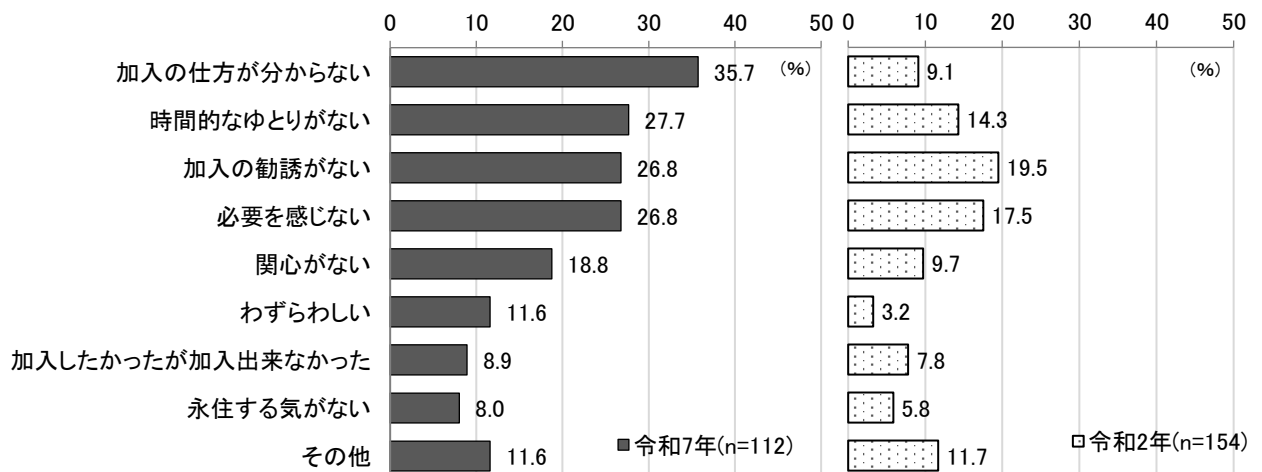
自治会の加入状況は全体の 54.6%に留まっています。加入状況は地域によって異なり、山田小学校区では加入割合が最も高く、仲泊小学校区では最も低くなっています。加入していない方の理由は、「加入の仕方が分からない」が最も高く、「時間的なゆとりがない」のほかに「必要を感じない」「加入の勧誘がない」といった意見も多くなっています。

自治会は地域活動の重要な組織であり、加入率の低さは地域における互助機能の低下に繋がる可能性があります。地域の協力体制を弱体化させないためにも、地域住民全体が自治会活動を通じて、より住みやすい地域社会を共に作り上げていくという共通認識を持つことが重要です。

自治会加入状況(全体・地域別)



自治会に入っていない理由
令和7年調査

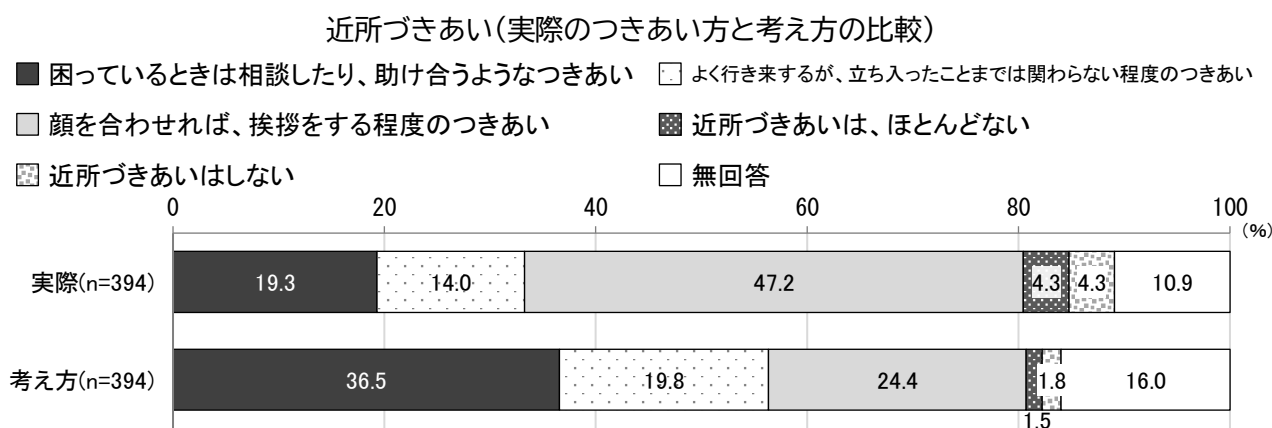
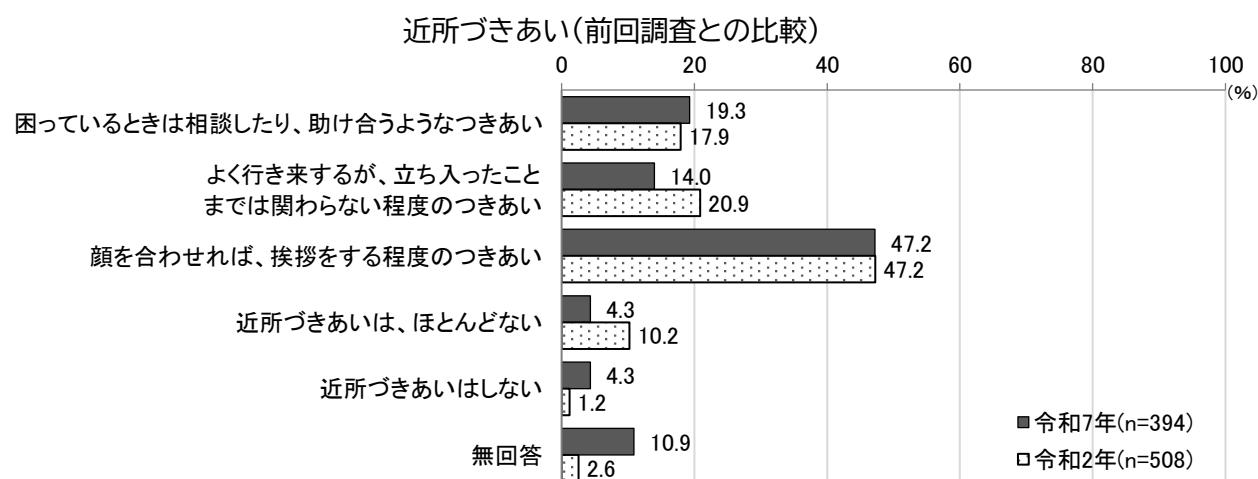


(2)近所づきあい

近所づきあいは前回調査とほぼ変わらず、半数近くが「顔を合わせれば、挨拶をする程度のつきあい」と回答しており、深いレベルでの近隣住民同士の支え合いが十分に行われていない可能性を示しています。

しかしながら、今後の近所づきあいに対する考え方では、「困っているときは相談したり、助け合うようなつきあい」が最も高くなっており、より深い近所づきあいをしたいと考えていることがわかります。

近所づきあいは、地域の人々がお互いに助け合い、支え合うことで、地域全体の安全や安心を確保する上で大切なものとなっています。住民へ地域コミュニティの重要性について啓発し、近所でのコミュニケーションが活発になるような働きかけが必要です。



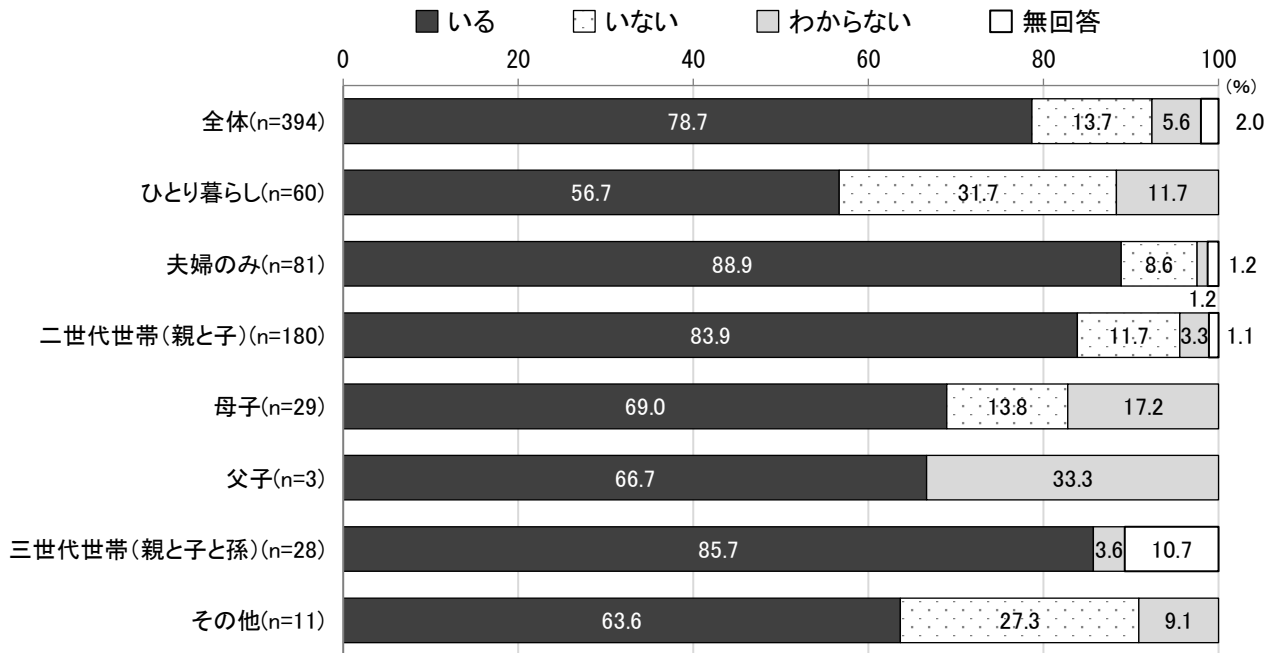
(3)地域での見守り・助け合い

アンケートでは、「身近に助けてくれる方、見守ってくれる方、頼れる方」がいるかについて、「いない」と感じている方が一定数確認できます。特にひとり暮らしの世帯では3割を占め、孤立化のリスクが懸念されます。

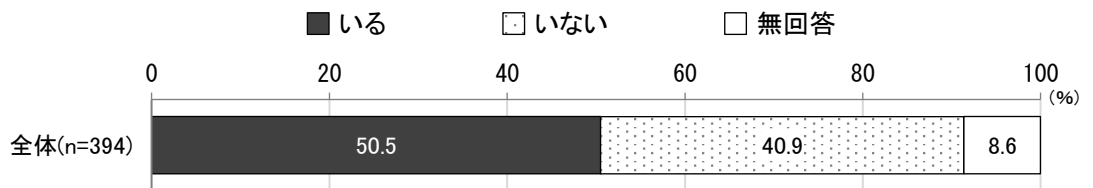
また、地域に見守りなど支援が必要な人や世帯、または深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯があるかについて、全体の約5割が何らかの問題を抱える世帯が地域にいると感じています。その世帯の状況では「高齢者のひとり暮らし世帯」が多くなっていますが、「生活に困窮していると思われる人」や「複数の困りごとや深刻な課題を抱えていると思われる世帯」といったより深刻な状況と思われる世帯も一定数確認されています。

地域の中で孤立した住民や困っている方がいる場合、それに気づけるよう自治会などの交流イベントや見守り活動を推進し、お互いの信頼関係を築く機会を増やすことも必要と考えられます。

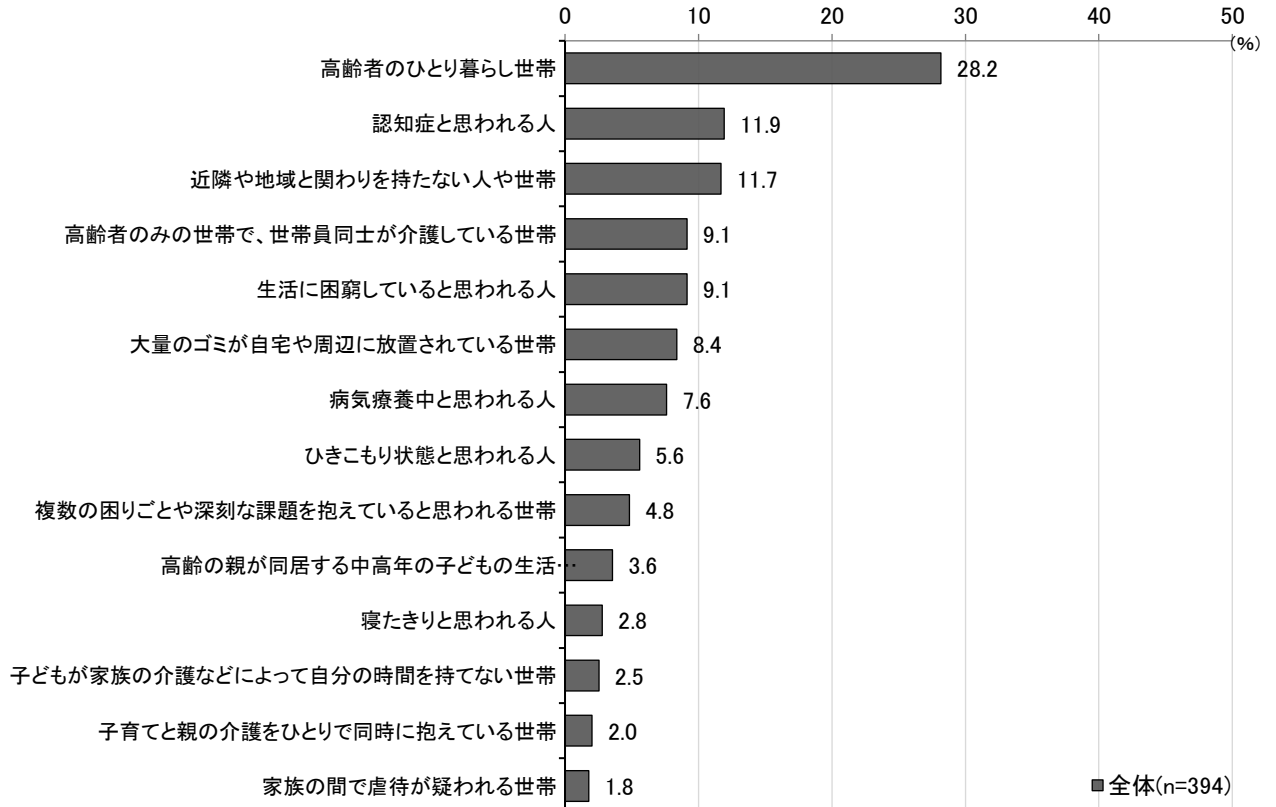
身近に助けしてくれる方、見守ってくれる方、頼れる方がいるか(全体・家族構成別)



見守りなど支援が必要な人や世帯、何らかの深刻な問題を抱えていると思われる人や世帯がいるか



見守りや支援等が必要と思われる世帯の状況(全体)



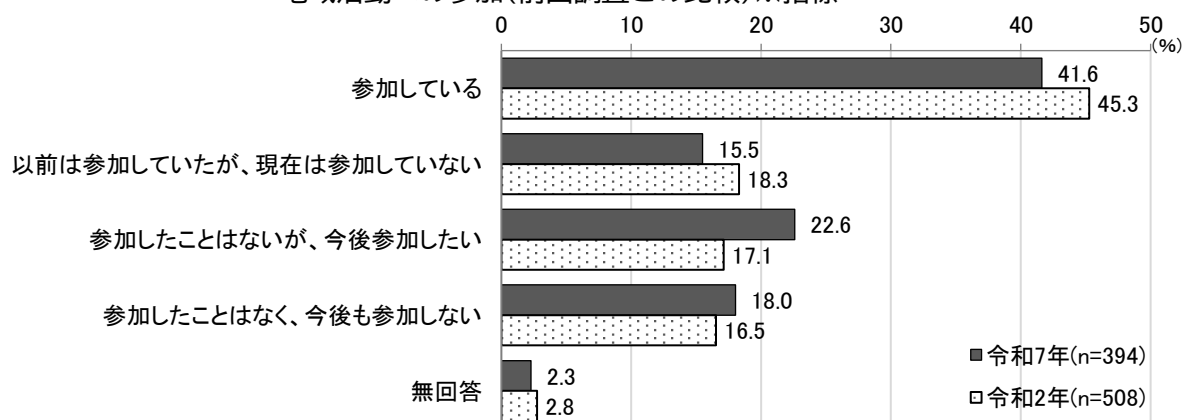
(4)地域活動・ボランティア活動等

地域活動の参加者は前回調査より減少していますが、参加意欲はあるものの、参加に至っていない方も存在しています。参加していない理由には、「時間的な余裕がないから」のほかに、「どこで、どんな活動をしているのかよく分からないから」、「参加の仕方がわからないから」といった情報不足による意見も多くなっています。

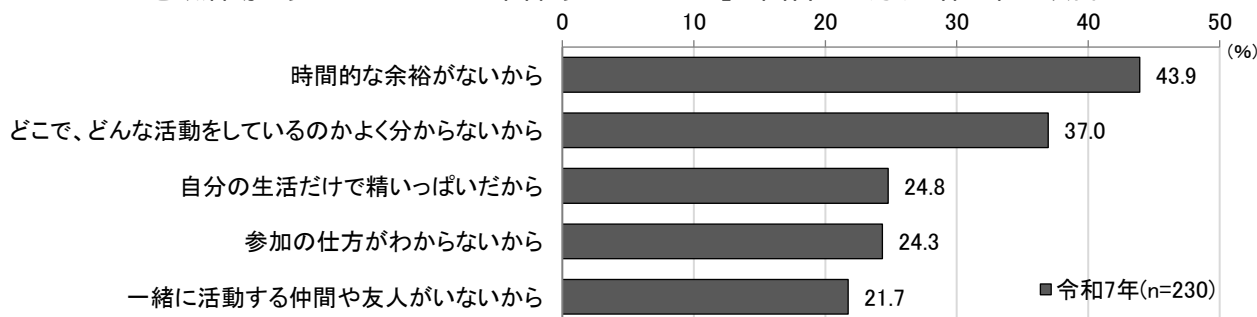
また、ボランティア活動は前回調査と比べて、参加したことがある方を含め、興味を持っている人の割合が増加しています。

地域活動・ボランティア活動のいずれにおいても、前回調査より参加意欲が高まっているため、活動に関する情報提供の充実、そして参加しやすい環境整備が必要と考えます。

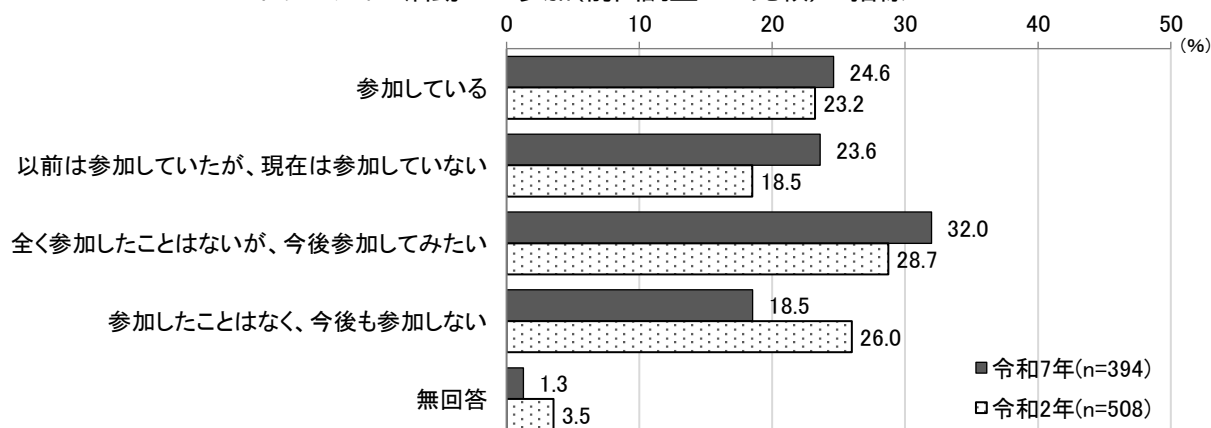
地域活動への参加(前回調査との比較)※指標



地域活動に参加していない理由(「参加している」と回答した方以外)上位5項目



ボランティア活動への参加(前回調査との比較)※指標



<地域について>

(1)地域への愛着、住みやすさ

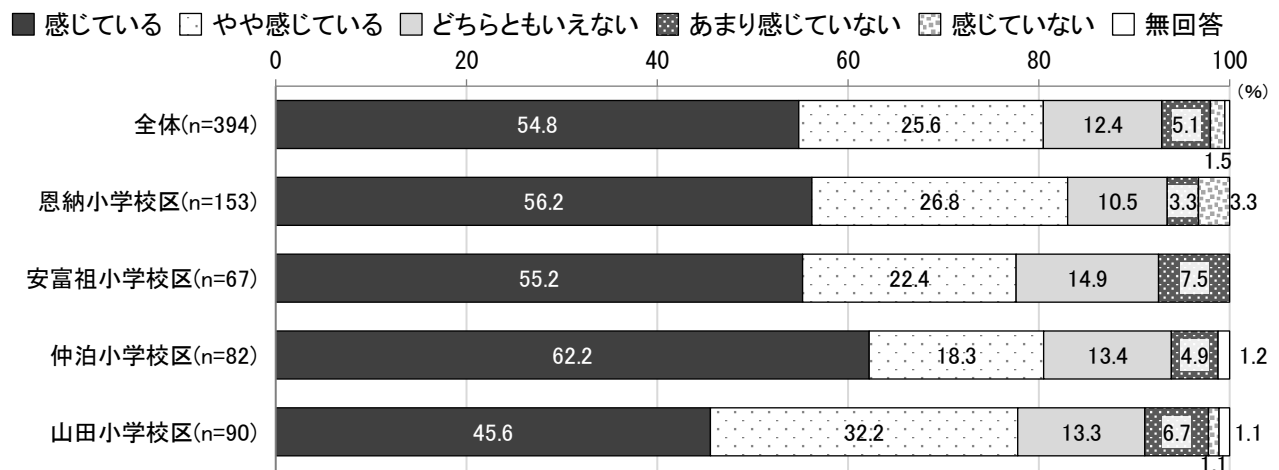
地域への愛着は高く、どの地域においても8割前後の方が「感じている」または「やや感じている」と回答しています。また、地域を「住み良い」と感じている方は全体の6割以上となっていますが、一方で「住みにくい」と感じている方も全体の約2割程度存在しています。

地域別では住みやすさについて、仲泊小学校区では「住み良い」が他の地域より高く、「住みにくい」は1割程度と最も低くなっていますが、安富祖小学校区では、3割の方が「住みにくい」と感じており、他の地域に比べて課題がある可能性が示唆されています。

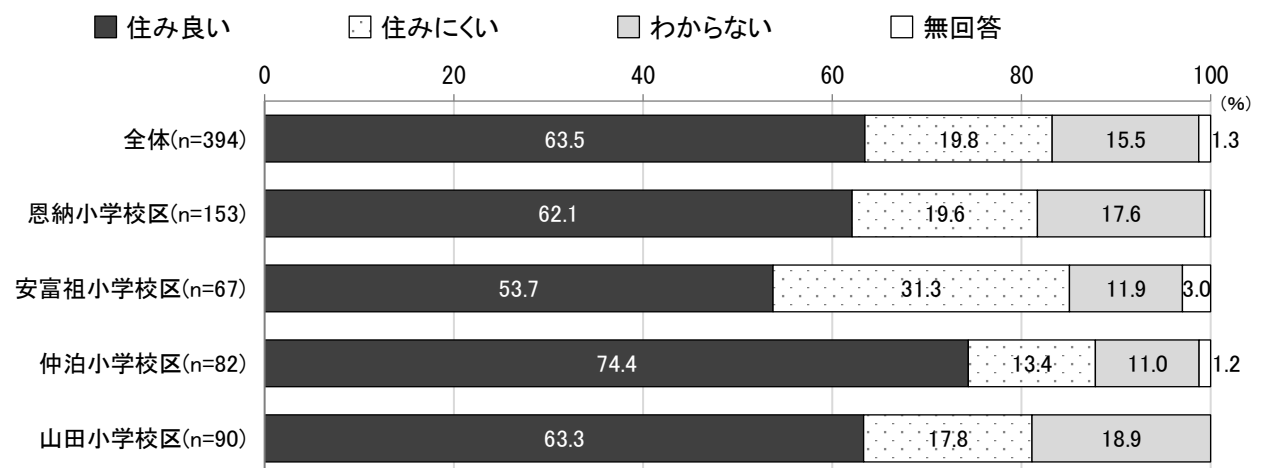
また、全体の9割を超える方が「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならない」と感じています。

これらのことから地域住民が主体的に関わり、それぞれの地域のニーズに合わせた取り組みを進めていくことが重要になると考えられます。

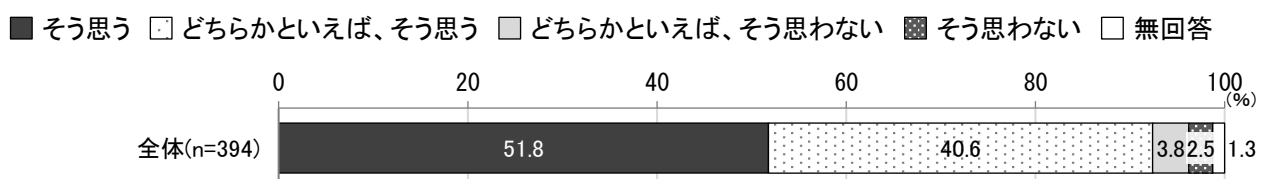
地域への愛着(全体・地域別)



住みやすさ(全体・地域別)



地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならない

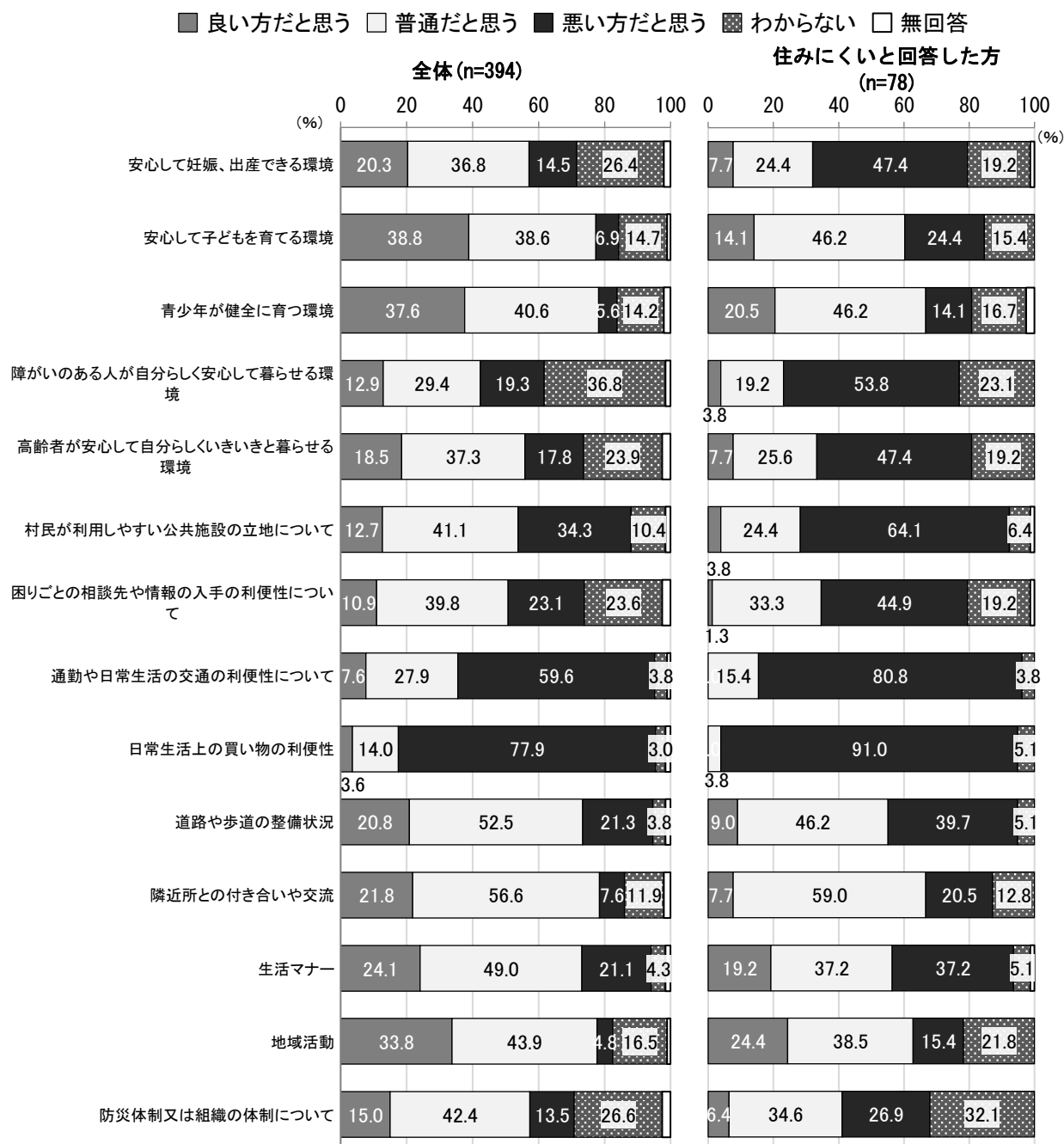


(2)地域の環境について

生活環境では、「日常生活上の買い物の利便性」、「通勤や日常生活（銀行、郵便局、病院など）の交通の利便性」、「村民が利用しやすい公共施設の立地」の順で、「悪い方だと思う」の割合が高く、特に買い物の利便性については 8 割近くの方が悪いと感じています。恩納村について「住みにくい」と感じていると回答した方に限っては 9 割を超えています。

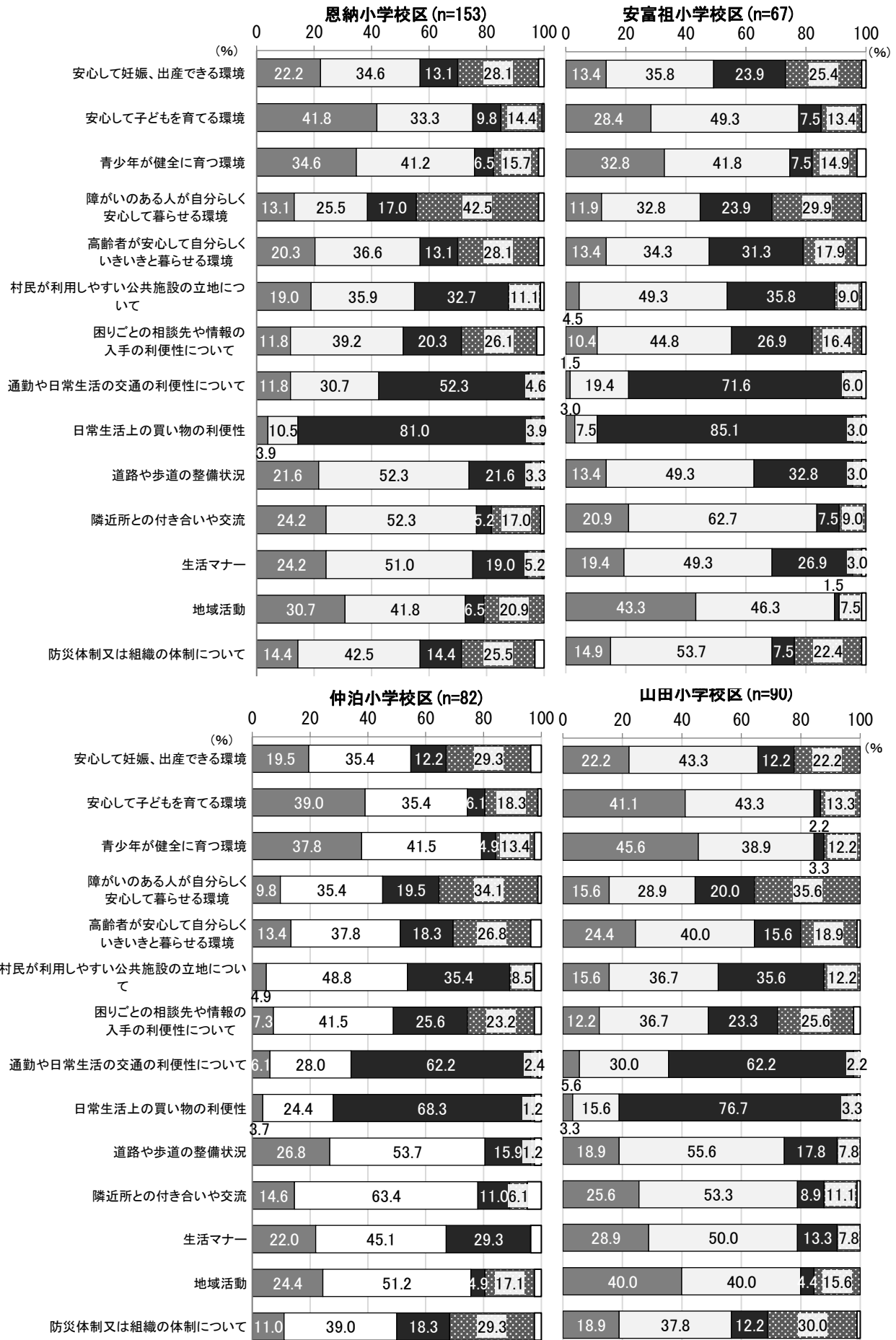
また、地域別では課題認識には差があり、安富祖小学校区では他の地域と比べて生活環境全般に対する不満が大きいことがわかります。地域別の課題については、ワークショップ³や意見交換会などを通して地域の必要な取り組みを洗い出すことが重要だと考えます。

地域の環境



³ 元々は「作業場」を意味する言葉ですが、参加者同士での話し合いや共同作業を通じて学びや新しい価値を創造する活動で、本村では地域課題の共有や課題解決のためのヒントを探るために実施しています。

■ 良い方だと思う □ 普通だと思う ■ 悪い方だと思う ■ わからない □ 無回答



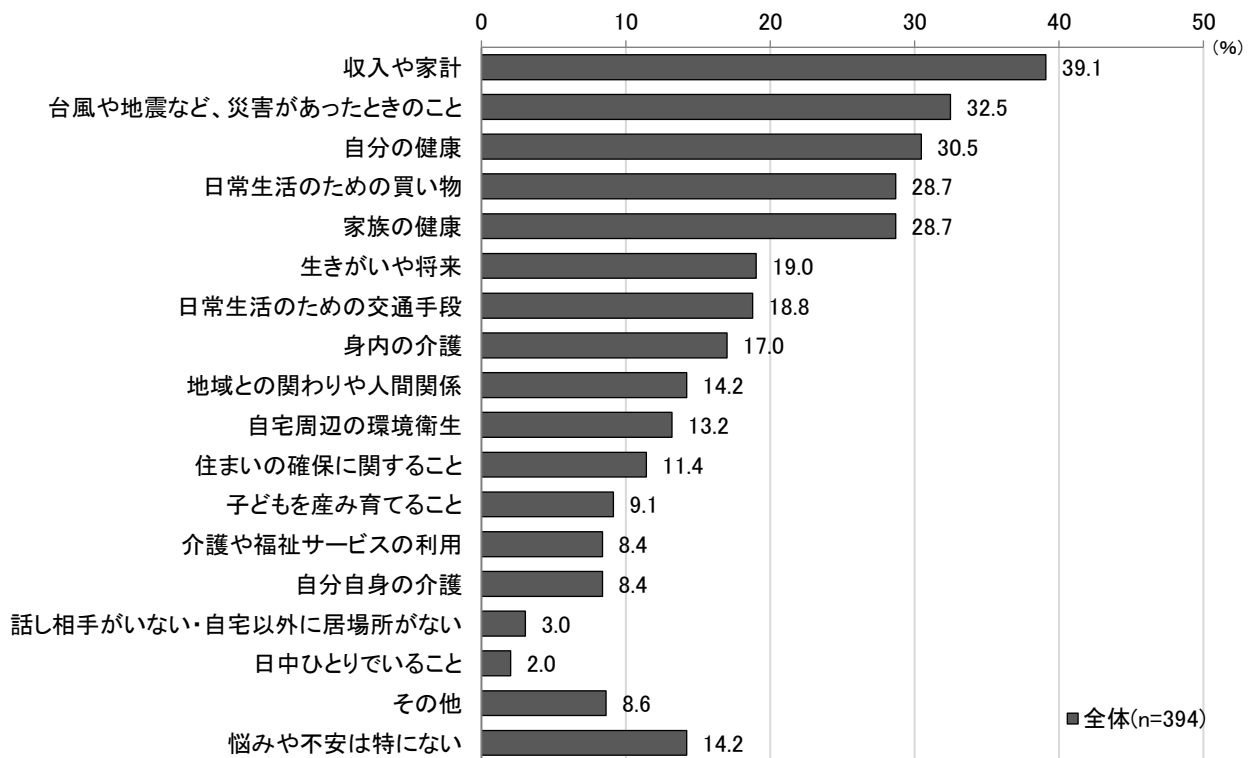
<悩み・困りごと>

(1)生活上の悩みや不安

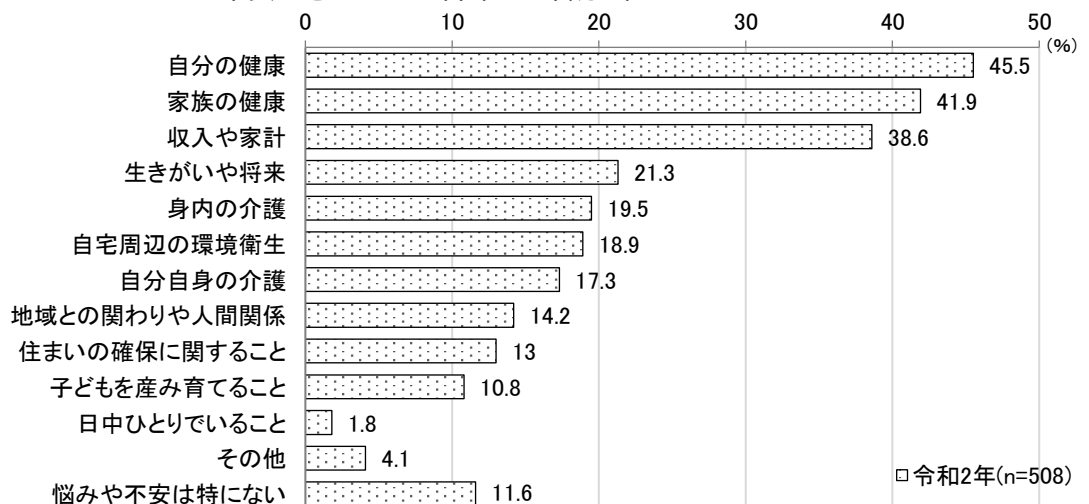
普段の暮らしの中の困りごと・心配ごと・悩みごとについて、「収入や家計」が最も高く、次いで「台風や地震などの災害があったときのこと」となっています。地域別の特徴としては、安富祖小学校区で「日常生活のための買い物」が最も高く、仲泊小学校区では「台風や地震など、災害があったときのこと」が「収入や家計」と並んで最も高くなっています。

また、相談先では、自殺や自殺未遂者に関して相談できる機関について「相談できる場所を知らない」と回答した方が約4割となっており、情報の周知について課題があります。

どんな困りごと・心配ごと・悩みごとがあるか

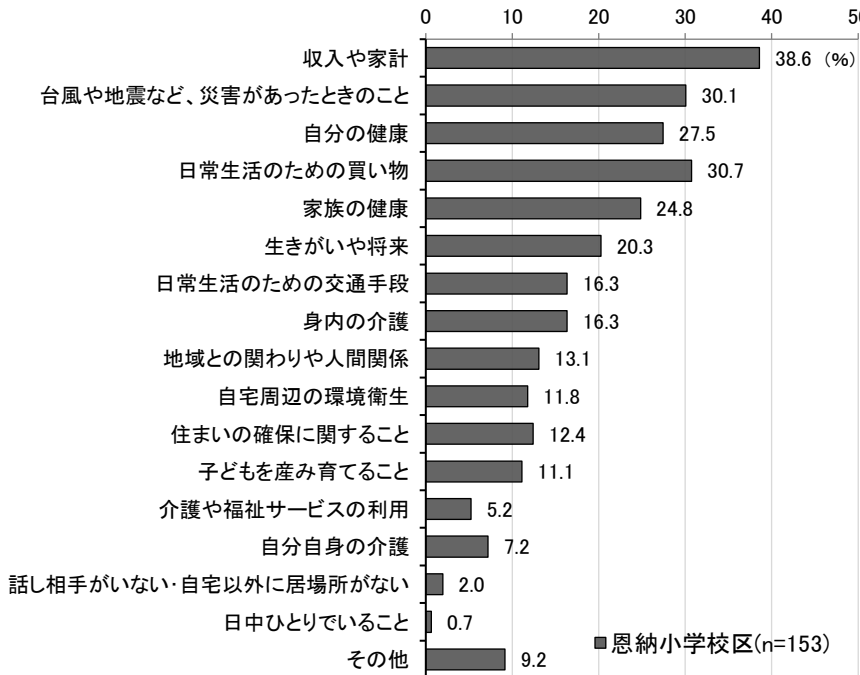


不安に感じること(令和2年調査)

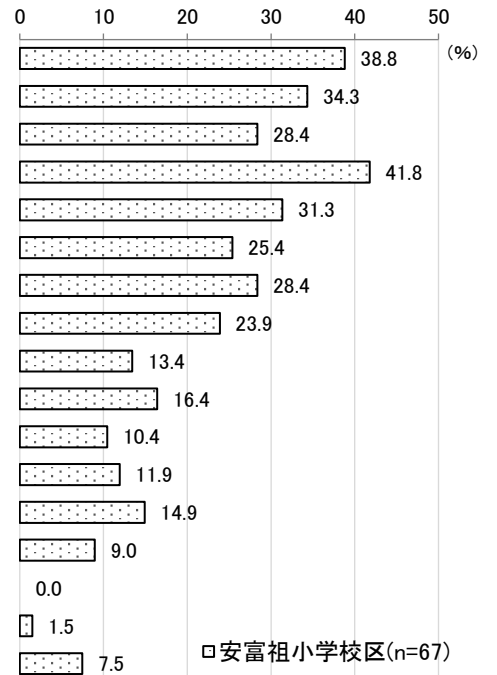


困り・心配・悩み(地域別)

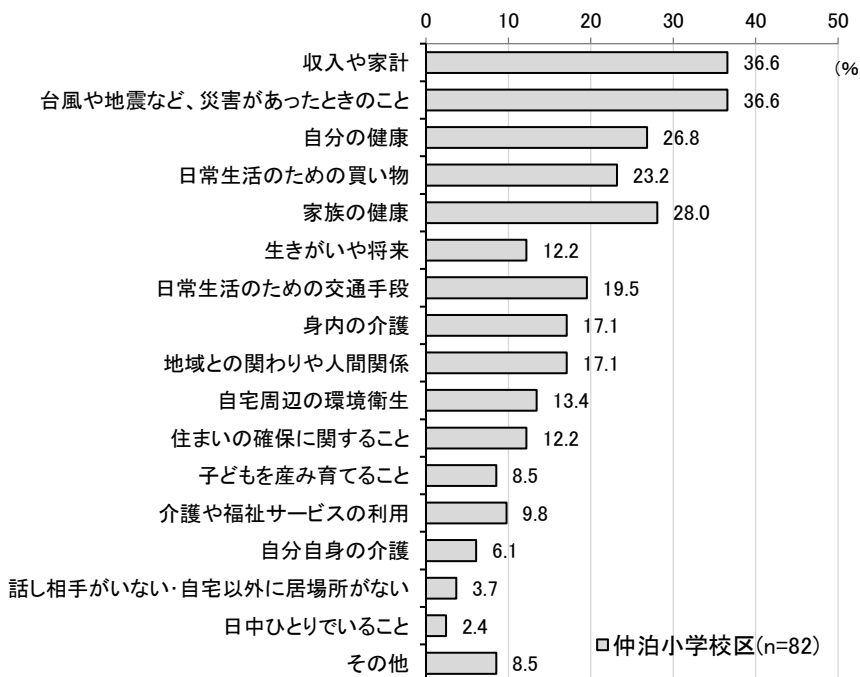
恩納小学校区



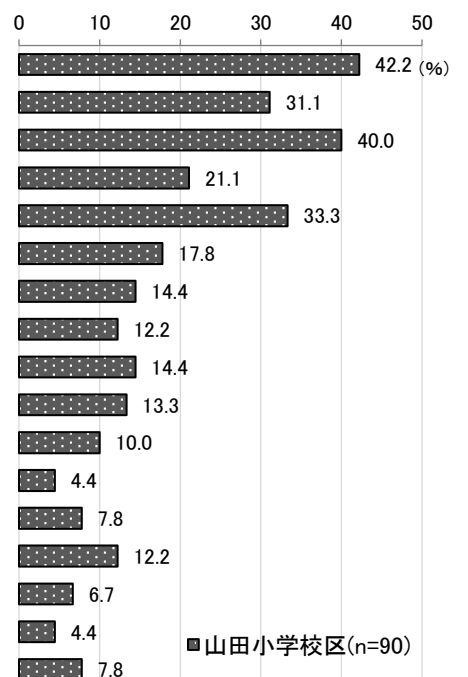
安富祖小学校区



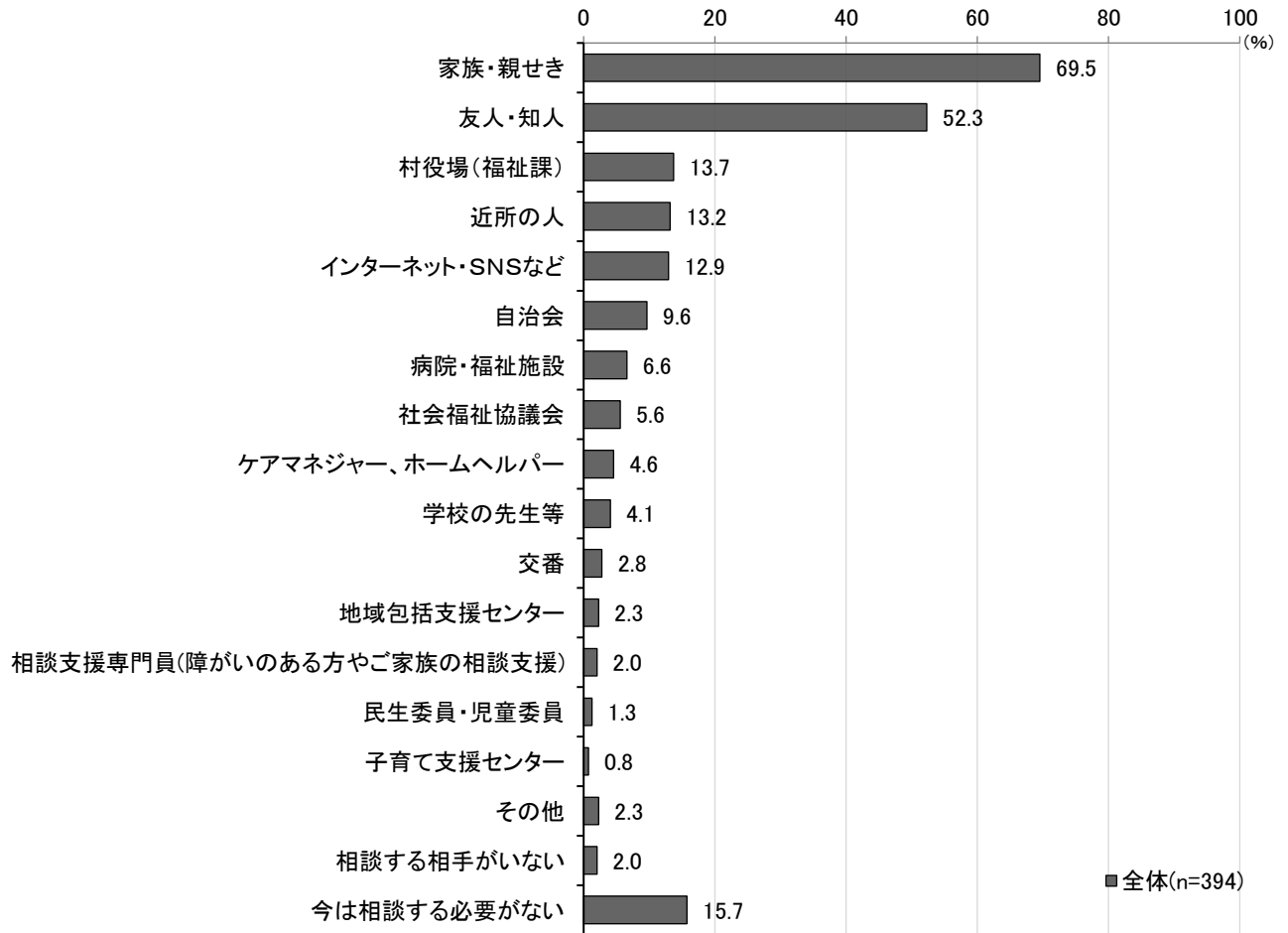
仲泊小学校区



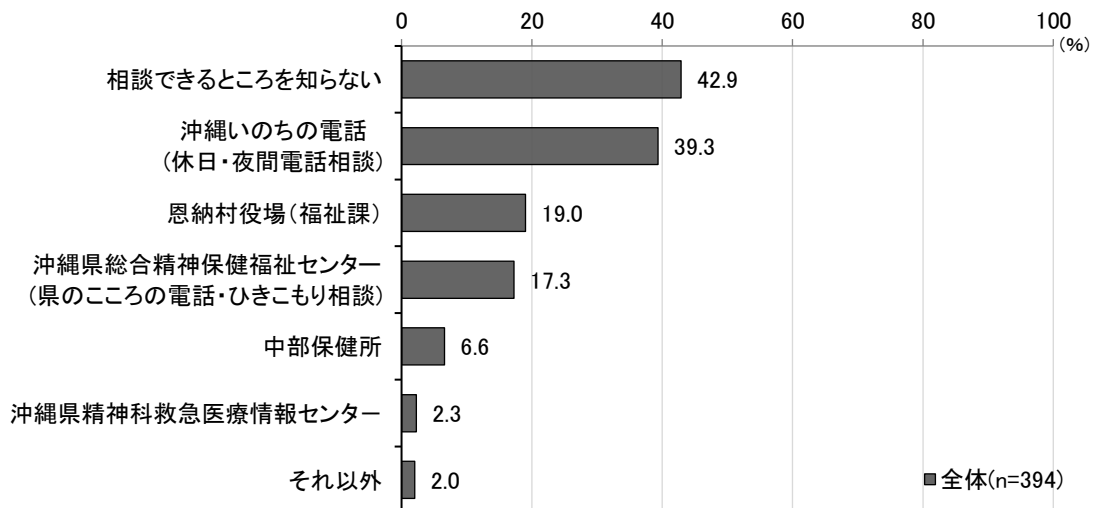
山田小学校区



困りごと・心配ごと・悩みごとを解決したい時の相談先



自殺や自殺未遂者に関して相談できる機関の認知度



<災害への対応>

(1)防災意識

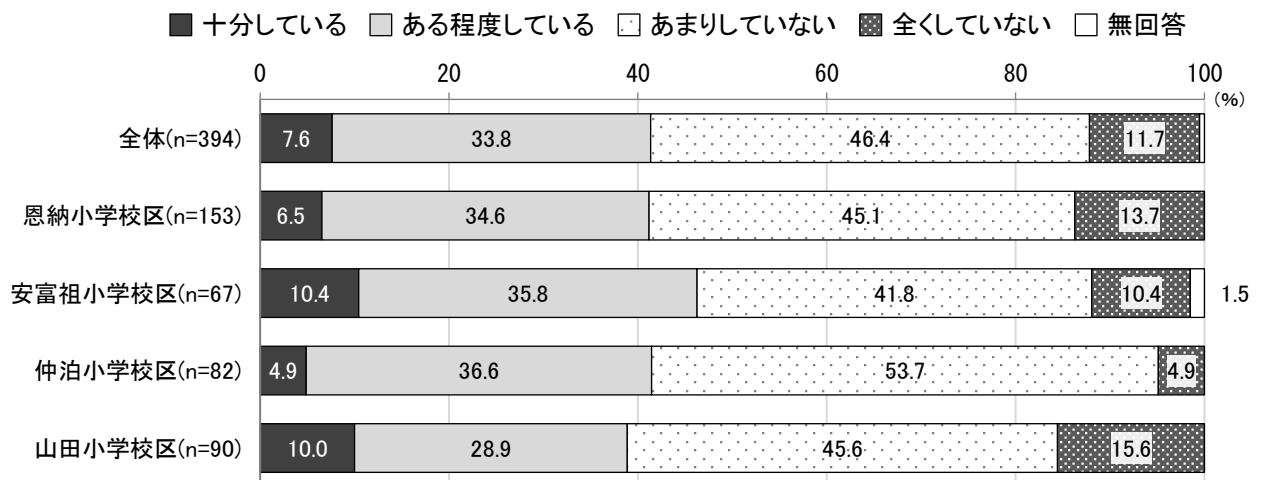
地震や台風・大雨などの災害に対する備えについて、「十分している」と回答した割合は全体で7.6%に留まり、6割近い方が「あまりしていない」「全くしていない」と回答しています。災害時の避難場所を認識している方は全体の66.2%となっています。

全体として、住民の災害に対する意識や備えが十分とは言えず、地域間で差が見られます。この背景には、地域コミュニティのつながりの希薄化や、防災に関する情報提供の不足、防災訓練の機会の不足などが考えられます。

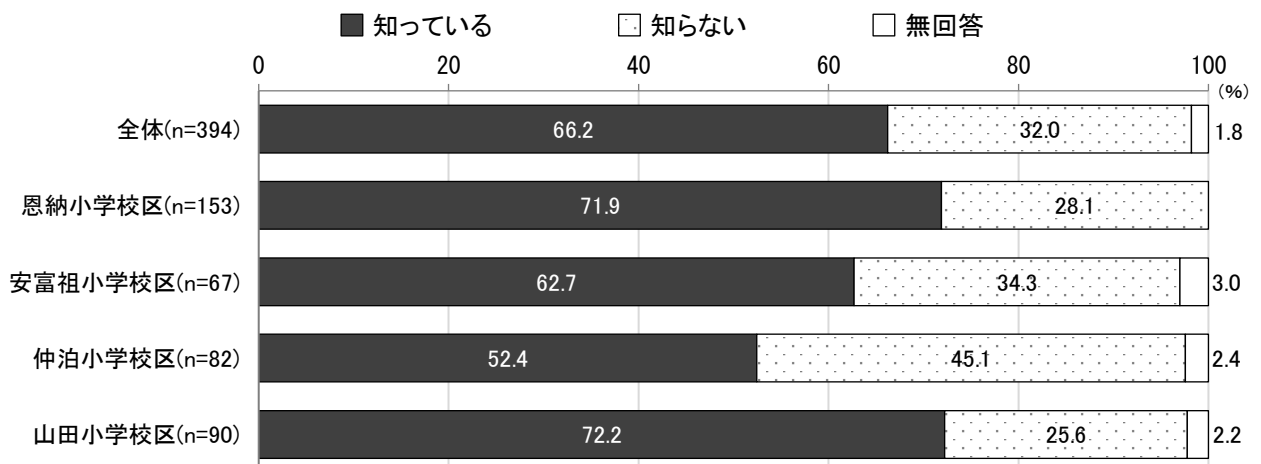
地域別でみると、仲泊小学校区では困りごと・悩みごとの設問で「台風や地震などの災害があったときのこと」が比較的高くなっていましたが、避難場所の認知度は他の地域よりも低くなっています。

村民一人ひとりの災害に対する備え、自助の意識向上は重要な課題です。災害はいつ発生するか予測が困難であり、日頃からの備えが被害軽減に不可欠です。今後、防災に関する情報提供や啓発活動を通じて、村民全体の自助意識を高め、具体的な行動に繋げていく必要があります。

地震や台風・大雨などの災害に対する備え(全体・地域別)



避難場所の認知度(全体・地域別)



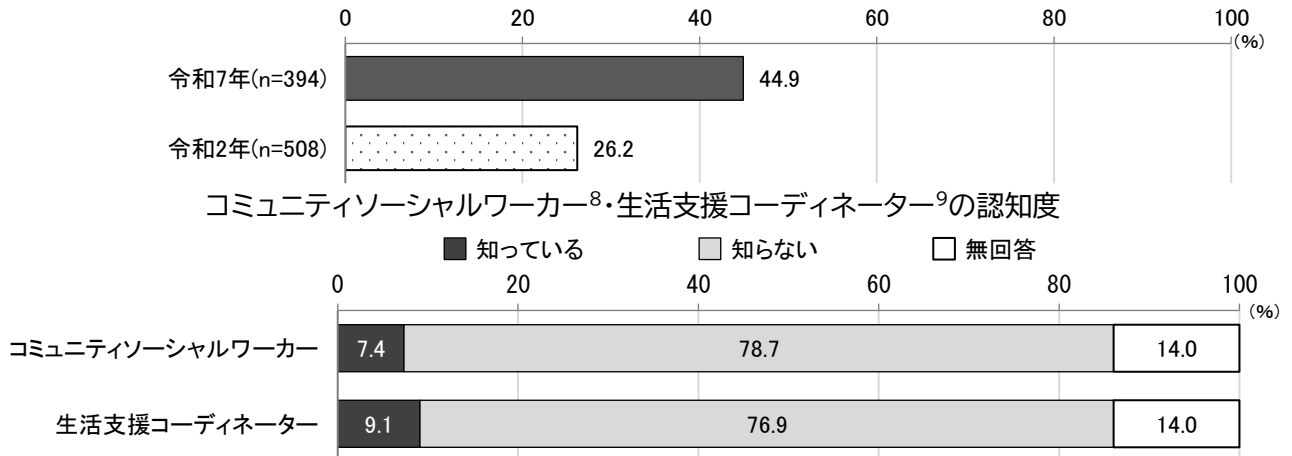
<福祉サービス・福祉に関する情報>

(1)地域を支える担い手

支援が必要な場合に行政などにつなぐパイプ役を務める民生委員・児童委員については、知っている方は全体の5割に満たない状況です。コミュニティソーシャルワーカー⁸(p.38参照)や生活支援コーディネーター⁹(p.38参照)はそれぞれ「知っている」と回答した方が1割未満と低くなっています。

必要な方が適切な支援を必要な時に受けられるよう、地域住民に対し、地域の担い手の役割や活動を周知するとともに、人材確保・育成の取り組みと活動への支援体制を強化することが重要です。

自分の地区の民生委員・児童委員を知っていると回答した割合(前回調査との比較)

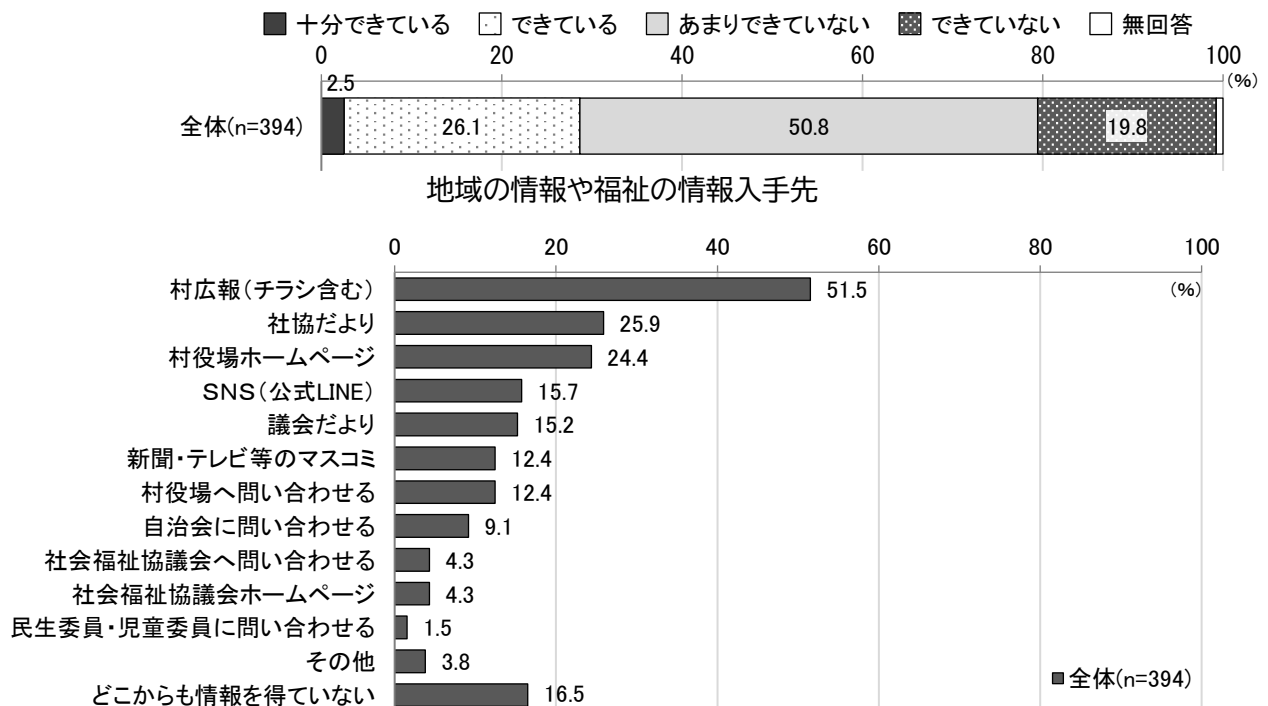


(2)福祉に関する情報の入手について

福祉に関する必要な情報の入手が十分にできていないと感じる層が存在します。「十分できている」と回答した方は 2.5%に留まり、約7割が「あまりできていない」もしくは「できていない」と回答しています。

情報の入手先では、村の広報や社協だよりといった紙媒体を通じた情報取得の割合が高くなっています。今後は、情報伝達手段の多様化や、情報弱者への配慮が求められます。

福祉に関する必要な情報の入手(全体)



3. 関係団体等からの意見聴取の概要

(1) 調査の目的

以下の関係団体等へヒアリング及び簡易アンケートを実施し、団体の活動状況や課題などについて意見聴取を行いました。

- ① 恩納村老人クラブ連合会
- ② 民生委員・児童委員協議会
- ③ 女性会
- ④ こども会
- ⑤ 村PTA連合会
- ⑥ 恩納村身体障害者協会

■各団体の意見概要

(1) 各団体の共通している課題

- 人員不足
- 新規会員や若手の会員が増えない
- 役員の固定化
- 活動について、決まった人しかこない(会員であっても参加しない人も多い)

(2) 各団体の活動状況及び課題について

団体名	意見概要(活動状況・課題)
① 恩納村老人クラブ連合会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、恩納村内15自治会のうち9自治会が恩納村老人クラブ連合会に加入している。会員数については、コロナ禍で一時的に減少したものの回復基調である。 ・スポーツ・レクリエーションを中心に活動を行っている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の男女比が男性の比率が高い状況であり、活動内容に偏ってきている(スポーツ)。 ・若い会員が少なく、世代交代がうまくいっていない。
② 民生委員・児童委員協議会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に、交通安全見守り、挨拶運動、学校との連絡調整、区との連絡調整、独居高齢者の定期訪問などを行っている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員のいない自治会もあるため、他区域に住んでいる気になる家庭の把握なども行っている状況がある。 ・民生委員・児童委員の高齢化、人員の確保。 ・区民以外の情報が把握しづらい状況がある。

団体名	意見概要(活動状況・課題)
③ 女性会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、3地区で活動している。 ・区の行事への参加や共同清掃、交流会などに参加。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の参加が少ない。 ・未加入者の加入。
④ こども会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の行事への参加をはじめ、独自のスポーツやレクリエーションイベントを実施。 ・参加する子どもの数が年々減少傾向にある。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・このまま参加者が減少する傾向が続くと、こども会活動ができなくなる区も、どんどん出てくるのではないか。 ・実際に、村こども会に加入していない自治会もある。 ・子どもだけでなく、役員の選定が難しく、持ち回りの頻度も多く負担感が大きい(できる人が少ない)。
⑤ 村PTA 連合会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域について、情報連絡アプリの「スクリレ」等で連携が取れており、学校も公民館と頻繁に電話等で連絡を取っている。 ・津波避難訓練なども一緒に行っている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校、地域の連携は進んできているものの、その輪に入りづらい家庭もあるように感じる。 ・「スクリレ」の使い勝手の改善(リマインド機能、情報の需要度の選別など)。
⑥ 恩納村身体障害者協会	<p><活動状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数は、当事者が6人、賛助会員3人の9人で活動。 ・年齢層は、27歳～70歳まで。 ・車いす体験、スポーツ大会への参加、学校への福祉教育としての当事者講話などを実施。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数が増えない。 ・社協だよりなどに活動状況などの情報も掲載しているが、会員の増加にはつながっていない。

4. 小学校区別住民ワークショップの概要

(1)調査の目的

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる村づくりを目指して、村内4つの小学校区にてそれぞれ2回ずつワークショップ³(p.23参照)を開催しました。

◆ワークショップ³の対象者やテーマ等

参加対象者 各校区在住の高校生以上の地域づくりについて興味のある方

<ワークショップ³のテーマ>

第1回 地域の良いところ、気になるところ(生活課題)、地域の将来像について

第2回 課題を改善するため、または良いところを伸ばしていくために「できること」、「やりたいこと」、それは「誰が(住民、各自治会、行政、社協、その他団体など)やるのか」について

		開催日時	参加人数
安富祖小学校区	第1回	8月13日(水)19:00~21:00	25人(3グループ)
	第2回	9月17日(水)19:00~21:00	15人(3グループ)
恩納小学校区	第1回	8月15日(金)19:00~21:00	27人(3グループ)
	第2回	9月18日(木)19:00~21:00	18人(3グループ)
仲泊小学校区	第1回	8月21日(木)19:00~21:00	18人(2グループ)
	第2回	9月24日(水)19:00~21:00	15人(2グループ)
山田小学校区	第1回	8月27日(水)19:00~21:00	23人(3グループ)
	第2回	9月25日(木)19:00~21:00	19人(3グループ)



(2)ワークショップの結果概要

各小学校区におけるワークショップ³(p.23参照)では、「地域の良いところ」「地域課題」「課題等の改善策」として、地域ごとの特徴的な意見というよりも、以下のような共通のご意見を多くいただきました。

	地域の良いところ	地域の課題・困りごと	良いところの維持・課題の改善策など
地域のつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながり、住民同士の関わりが深い ・祭りやエイサー、綱引きなどの文化が残っている ・地域のイベントが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者との関わりがない ・担い手不足により文化の継承が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を知ってもらう ・小さい頃から伝統芸能に関わる ・継続してワークショップ³を開催する
自然	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かで海がきれい ・風景が美しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・海が汚れてきている ・海の生き物の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル建設を減らし自然を守る ・ビーチの駐車場整備
買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の買い物支援のタクシー料金助成チケットがある ・配達をしている売店がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内にスーパーがない ・車がないと買い物不便 ・タクシーチケットの助成額が足りない 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売のスケジュールの情報共有 ・公民館のバスで送迎
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・高速のインターや近隣市町村が近く、利便性が良い地域もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転できない方はどこに行くにも移動が大変 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村と協力してコミュニティバスを運行 ・乗合タクシー
子育て環境	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費無償化や小中学校入学祝金、中学校卒業祝金がある ・学校の教育へのサポートが良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若者が減少している ・子どもたちが遊ぶ場所が少ない ・習い事が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き教室を活用した居場所提供 ・小学校のプールや校庭を地域に開放
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルの従業員等の単身向けの住宅はある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー向けの住宅が少ない ・空き家はあるが仏壇があり、人に貸すことが難しい ・村営団地がほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の活用 ・宅地の整備 ・土地利用のルール作り
観光	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地や観光客が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音問題 ・路上駐車が多い ・地元の方が気軽にいける飲食店がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語でのモラルを促す看板の設置 ・集落内に減速帯を設置

5. 計画課題について

村民アンケート調査結果をはじめ、小学校区ワークショップ³(p.23参照)、関係団体ヒアリング、施策の進捗状況や国の動向などを踏まえ、計画課題を基本目標ごとに以下のように整理しました。

	計画課題
<p>基本目標1 お互いさまの心で 支え合う人の輪を 広げる！</p>	<p>(1)性別、年齢などの関係なく気軽に交流できる場の創出 小学校区ワークショップ³や関係団体ヒアリングなどにおいて、地域福祉活動を推進するにあたって人の輪を広げていくためには、地域に住む人があいさつを交わしあう関係性を築くとともに、気軽に交流できる機会や居場所があると良いとの意見も多かったことから、身近な地域での交流できる場の創出が求められています(ワークショップ³の実施等)。</p> <p>(2)各種情報の発信及び周知の充実 地域活動を行っている各団体の活動について、アンケート調査では「参加している」との回答割合は5年前に比べて減少しており、活動の内容がよくわからないなども参加していない理由としてあがっていることもあることから、住んでいる地域をはじめ、地域活動をしている各団体の活動状況について、情報発信及び周知の充実化が必要となっています。</p> <p>(3)地域活動や地域をつなぐ担い手の発掘・確保 関係団体ヒアリングなどにおいて、各種団体の共通の課題として「会員や担い手の不足」があがっていることから、各団体の情報提供の充実をはじめ、地域活動の担い手の発掘や若い世代も入りやすい環境づくりを行うなどの取り組みを推進することが求められています。 また、現計画の取り組みで遅れている、地域課題の把握をはじめ、相談者の状況に応じた個別支援、地域での支え合い活動の支援、新たな支援の仕組みづくりなどの重要な役割を担う、コミュニティソーシャルワーカー⁸(p.38参照)の確保・配置も求められています。</p>
<p>基本目標2 みんなで支え合う 仕組みをつくる！</p>	<p>(1)地域のつながりを生かした身近な支え合いの仕組みづくり 小学校区ワークショップ³において、恩納村及び各地域の良い点として「人とのつながり」をあげており、特に長年住んでいる方のつながりが強く、お互いさまの気持ちもあることから、本村の良い点を活かした身近な地域での見守り・支え合いの仕組みづくりが必要となっています。</p> <p>(2)恩納村に即した包括的な支援体制の検討 本村においては、行政の各課をはじめ、社会福祉協議会や関係機関などの相談窓口があり、相談内容に応じて連携して対応している状況にあります。そのよう中、国において高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の支援では対応しきれない課題に対し、分野を横断して一体的に取り組むことで、「誰一人取り残さない」セーフティネットを構築していく取り組みとして「重層的支援体制整備事業²(p.1参照)(社会福祉法106条の4)」が位置づけられていることから、恩納村に即した包括的な支援体制づくりの検討が必要となっています。</p>

<p>基本目標3 安心、安全をつくる！</p>	<p>(1)安心・安全のむらの環境づくりの推進 アンケート調査結果や小学校区ワークショップ³(p.23参照)で、災害時の備えについて、「あまりしていない・まったくしていない」との回答が多いことから、防災意識の醸成を図る取り組みの推進をはじめ、道路の段差解消などバリアフリーの推進を図るなど、安心・安全の環境づくりが求められています。</p> <p>(2)情報バリアフリー化の推進 地域福祉活動を村民みんなで推進していくためには、地域や福祉に関する情報発信の充実化をはじめ、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、誰もが理解でき、情報が入手しやすくなるよう、情報のバリアフリー化の推進が必要となっています。</p> <p>また、本村の特徴の1つとして、沖縄科学技術大学院大学(OIST)の立地などにより、外国籍をもつ居住者も多いことから、住んでいる地域で安心して生活ができ、交流も推進できるよう、情報提供・周知の際の多言語化の推進が必要となっています。</p> <p>(3)恩納村再犯防止推進計画⁴の一体的な策定 再犯防止推進法に基づき、国と地方公共団体、民間が連携して犯罪をした人々の社会復帰を支援することを目的として、市町村において「再犯防止推進計画⁴」の策定が努力義務化されていることから、本村においても、村民として社会復帰を支援する環境づくりが必要となっています。</p>
-----------------------------	--

⁴ 「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)に基づき、犯罪をした人や非行少年が社会の一員として円滑に復帰できるよう支援し、犯罪の被害に遭うことを防止する施策を整理した計画で、市町村において計画策定(努力義務)が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方



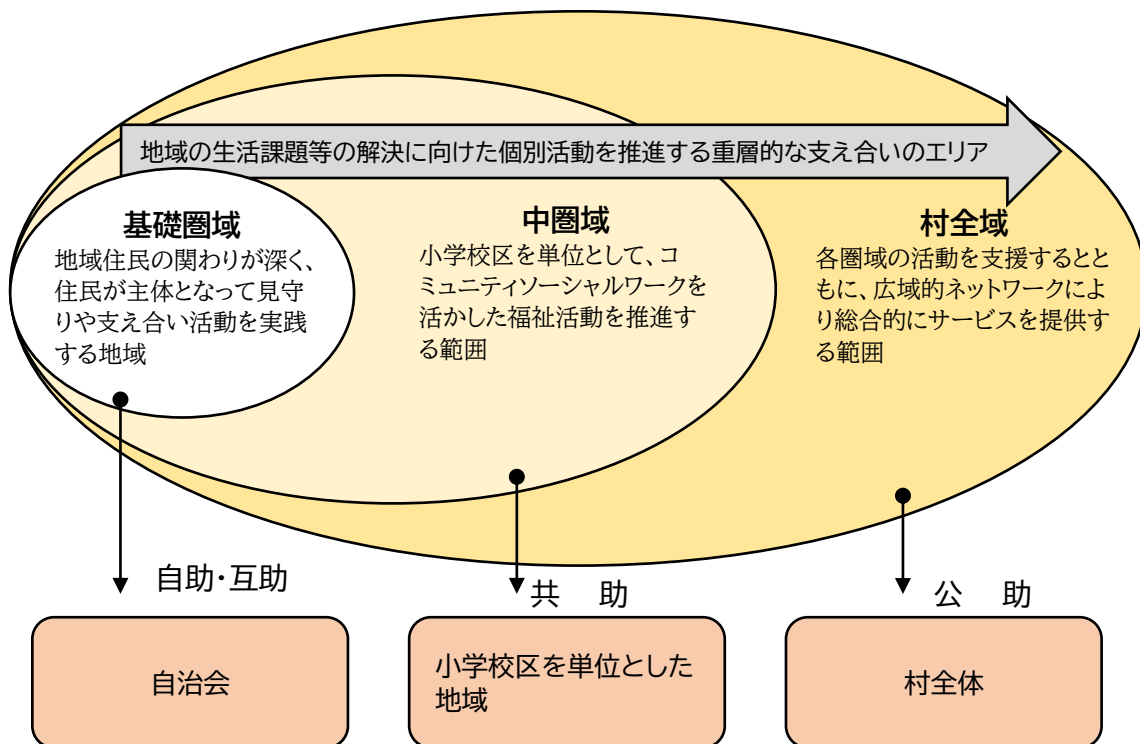
第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の圏域の設定

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、住民のより身近な生活・活動範囲を単位とした福祉活動や多様な主体が連携・協働しサービスを提供する範囲の設定が必要とされています。

圏域の設定は、本村の地理的条件、人口規模及び生活文化等が形成された背景などを考慮しながら、自助・互助、共助、公助という地域住民や多様な主体がそれぞれに果たすべき役割を踏まえ、個々の取り組みに応じた個別活動を効率よく推進していくための範囲となる「圏域」を次のような「基礎圏域」「中圏域」「村全域」の3層を設定します。

【圏域設定のイメージ】



(1)基礎圏域(自治会)

村民の生活で最も身近な単位は、自治会です。各自治会では子ども会や老人会等で行事が開催されていることから、既存のネットワークを生かした小地域福祉ネットワーク⁵を組織化(「地域支え合い推進委員会⁶」)し、見守り活動、高齢者・子どもサロン活動⁷、地域課題(困りごと)の把握や生活支援等にも取り組んでいけるように、「自治会」を基礎圏域として設定します。

基礎圏域においては、コミュニティソーシャルワーカー⁸及び生活支援コーディネーター⁹が協働し、活動の仕組みづくりや住民の参加促進を図っていきます。

(2)中圏域(小学校区)

基礎圏域における主体的な活動では、課題解決が困難な福祉ニーズに対し、多様な地域資源との連携を図り地域住民の活動をサポートするとともに、生活課題などを適切な支援や解決方策につなげるコミュニティソーシャルワーカー⁸等が配置される地域です。

できるだけ住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される範囲であり、恩納村地域包括支援センター¹⁰において、圏域を分け、高齢者の相談支援や地域住民の活動支援を実施していることから、地域福祉を推進するうえで重要な圏域として、4つの小学校区の範囲を中圏域として設定します。

この圏域において、コミュニティソーシャルワーカー⁸及び生活支援コーディネーター⁹を配置し、地域福祉活動の推進及び、地域での相談支援体制の充実を図っていきます。

■中圏域

恩納小学校区:谷茶・南恩納・恩納・太田・瀬良垣

安富祖小学校区:安富祖・名嘉真(希望ヶ丘)・喜瀬武原

仲泊小学校区:富着・前兼久・仲泊

山田小学校区:山田・真栄田・塩屋・宇加地

(3)村全域

個別圏域では解決が困難な事例や専門性の高い福祉ニーズに対して、広域的なネットワークの活用を図りながら総合的なサービスを提供する範囲を「村全域」として設定します。

行政や恩納村社会福祉協議会を中心に地域課題を共有し、村づくりを進めるとともに、その他関係機関とも連携しながら、各種行事や支援対策、サービス提供体制を整備する取り組みを推進します。

⁵ 高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、地域(自治会単位など)で支援が必要な人々が孤立しないよう、地域住民が主体となって見守りや支え合いを行う活動です。

⁶ 小地域福祉ネットワークを構築する中、地域単位(自治会など)で住民主体の見守りや支え合いの活動を行う集まり(組織)です。恩納村では全自治会での設置を目指しています。

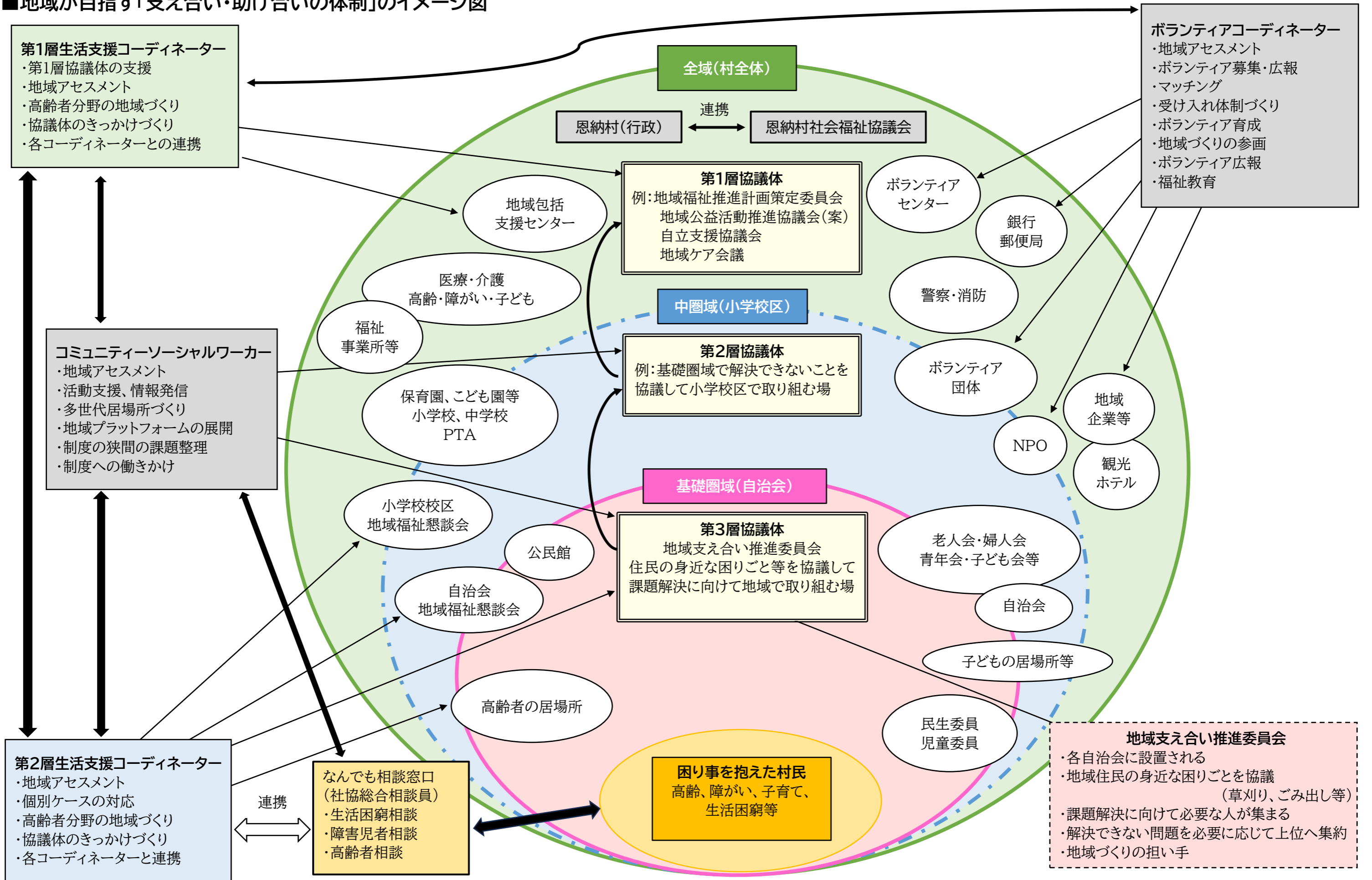
⁷ 地域住民が主体となり、高齢者や障がい者、子育て中の親など、外出機会の少ない人々が気軽に集まり、交流を通じて仲間づくりや生きがいを見つけるための活動です。

⁸ 地域で支援を必要とする人々を見つけ出し、その人の生活環境や人間関係を考慮しながら、困りごとの解決を支援する専門職です。恩納村では、2名の配置を目標としています。

⁹ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域のニーズを把握し、多様な生活支援サービスや介護予防活動を調整・提供体制を構築する役割を担っている人です。恩納村では、現在3名います。

¹⁰ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・医療・保健・福祉の側面から支える総合相談窓口で、役場の福祉課に設置されています。

■地域が目指す「支え合い・助け合いの体制」のイメージ図



2. 各主体の役割

住民に期待する役割

日ごろから隣近所の方と顔見知りとなり、地域行事等で交流し、地域で困っている人がいたら、声かけや手助けを行うことなど、できる範囲での活動からはじめ、ボランティアなどの福祉活動に積極的に参加することを期待します。

自治会や地域活動団体等に期待する役割

自治会をはじめ、ボランティアや NPO、民生委員・児童委員協議会など地域で活動する団体は、取り組んでいる活動の継続・充実化を図るとともに、見守り・地域の支え合いの担い手として、関係団体や関係機関と連携して取り組みを推進することを期待します。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法で「地域福祉を推進することを目的とする団体」として位置づけられており、本村の地域福祉活動を推進する中心的な役割を担います。

活動を推進する上で、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア福祉関係者やその他関係団体や機関、行政と連携・協働し、ボランティアの育成をはじめ、地域における見守り・支え合い活動など、地域福祉推進の活動に取り組みます。

行政の役割

行政は、公的な福祉サービスの実施をはじめ、必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、福祉関係事業所・団体、社会福祉協議会等の各種関係機関や団体との連携を図り、福祉活動の仕組みづくり・基盤整備に取り組み、本計画の基本理念・基本目標の実現を目指して施策を総合的に推進していく役割を担います。

3. 基本理念及び基本目標

(1) 基本理念の考え方

現計画(第1期計画)の基本理念については、本村の最上位計画である「第5次総合計画」の将来像(青と緑が織りなす活気あふれる恩納村)及び地域福祉に関連する個別目標(皆が安心して暮らせる健康の村)キーワードを参考にしつつ、地域福祉を推進していくことで形作っていききたい将来像として設定された経緯があります。

現計画が策定されて5年目を迎える中、本村の最上位計画である総合計画は、改訂が行われ現在は「第6次総合計画(令和5年3月)」となっており、将来像は「恩(めぐみ)の青 豊かな緑 輝く人々 未来へつなごう恩納村」の将来像のもと、地域福祉に関連する個別目標として「誰もがいきいきと暮らせる健康福祉の村」が設定されており、第5次総合計画から大きな変更はなく基本的な考え方が継承されています。

そこで、本計画(第2期計画)における基本理念についても、現計画の方向性を継承するものとします。

最上位計画である「総合計画」における基本理念や将来像などをはじめ、社会福祉協議会における方向性に基づく「ひとづくり」「協働(みんなで)」「やさしさ」「ふれあう」「安心」「交流」「活力」のキーワードより、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

【基本理念】

みんなでつくる！安心とやさしさあふれるむら

また、上記の基本理念には以下のような意味が込められています。

「みんなでつくる」とは

安心とやさしさにあふれるむらを、みんなで支える(ゆいまーる)仕組みをつくることと考えます。

「安心」とは

支援が整い、村民の誰もが安心して暮らしていけるむらと考えます。

「やさしさ」とは

村民が地域の一員として「お互いさま」の心でふれあい、支え合いの輪を広げていくことと考えます。

前述の基本理念に込められた意味から、基本理念を実現するための基本目標を以下のとおりとします。

基本目標1:お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

基本目標3:安心、安全をつくる！

(2)基本目標

本計画の基本理念については、本村の最上位計画である「第6次総合計画」の将来像などの基本的な考え方は変わらないことから継承するものとしています。

基本理念(将来像)を達成するための基本目標(計画の柱)についても、まだ現計画の5年間に過ぎたところで、取り組みはじめた段階の施策もあることから、現計画(第1期計画)を継承するものとします。

基本目標1： お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

「お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる」には、隣近所の方とのあいさつなどの近所づきあいからはじまり、自身が住んでいる地域を知り、地域活動へ参加する人が増えることが重要になります。

このことから、お互いさまの心を育むため、地域福祉や地域活動に関する啓発活動や地域活動への参加のきっかけづくりをはじめ、地域福祉を担う人材の育成と確保に向けた取り組みを推進し、互いに支え合える人と人のつながりの強い地域づくりを目指します。

基本目標2： みんなで支え合う仕組みをつくる！

「みんなで支え合う仕組みをつくる」ことは、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会^{1(p.1参照)}」の実現につながるものです。

そのためには、身近な地域において気軽に相談できる体制をはじめ、複合的な課題へ対応していくために包括的な支援体制を構築していくことが必要となることから、地域住民をはじめ、自治会や関係団体、関係機関、事業所、社会福祉協議会、行政など、多様な主体が連携・協働し、本村らしい支え合う仕組みの構築を目指します。

基本目標3： 安心、安全をつくる！

「安心、安全をつくる」ことは、地域住民が健康でいきいきと生活を送るとともに、たとえ支援が必要になった場合でも、隣近所や地域等が見落とさず、公的サービスなどの支援につなげることや、犯罪や災害に巻き込まれることの少ない環境を整えることと考えます。

そのため、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、村民一人ひとりの権利や尊厳が守られ、人と人のつながりの中で困難を抱えている人を見落とさない仕組みをつくり、お互いの支え合いの中で犯罪に巻き込まれることなく、災害時においても協力して被害を最小限にとどめることができる環境づくりを推進し、村民が本村に住んで「良かった」と思える地域づくりを目指します。

4. 施策の体系

基本目標	施策
<p>基本目標1 お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域や福祉を知るきっかけづくり <ol style="list-style-type: none"> (1) ご近所さんや地域を知るきっかけづくり (2) お互いさまの意識を高める福祉教育の充実 2. 地域行事などに参加するきっかけづくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の活動への理解・参加の促進 (2) 気軽に交流できる場をつくる 3. 地域で活動し、地域をつなぐ担い手の育成・確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域における担い手の育成・確保 (2) 地域をつなぐ人材の育成・確保
<p>基本目標2 みんなで支え合う仕組みをつくる！</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域活動の活性化への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自治会活動の活性化支援 (2) 地域活動団体への支援 2. 地域で支え合う仕組みづくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 見守り・支え合いの体制づくり (2) 生活支援活動の推進 3. サービスの利用支援体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身近な地域における相談支援体制の充実 (2) 包括的な相談支援体制の充実 (3) 情報提供体制の充実 (4) 福祉活動の拠点の充実
<p>基本目標3 安心、安全をつくる！</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護の取り組みの推進 (2) 虐待の未然防止対策の推進 2. 困難を抱えた村民への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) つながりのある地域づくり (2) 子ども支援対策の推進 (3) 心身の健康づくりの推進 (4) 安心して暮らせる支援の充実 (5) 罪を犯した人が立ち直れる環境づくり (恩納村再犯防止推進計画⁴(p.35参照)) 3. 安全・安心な地域の環境づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 防犯対策の充実 (2) 災害に強い地域づくり (3) 災害時の避難支援体制の充実

5. 成果指標の設定

本計画において、各種施策を実施したことによる効果を測る成果指標を以下のように設定します。

【成果指標】

基本目標1: お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる!

基本施策: 「地域や福祉を知るきっかけづくり」「地域行事などに参加するきっかけづくり」「地域で活動し、地域をつなぐ担い手の育成・確保」の取り組みを推進した成果をはかる指標

指標名	出典	現状	目標
			令和12年
地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならないと思うかの間に「そう思う」と回答した村民の割合	村民アンケート	51.8%	増加
地域活動に参加している村民の割合	村民アンケート	41.6%	増加

基本目標2: みんなで支え合う仕組みをつくる!

基本施策: 「地域活動の活性化への支援」「地域で支え合う仕組みづくり」「サービスの利用支援体制の充実」の取り組みを展開した成果をはかる指標

指標名	出典	現状	目標
			令和12年
ボランティア活動に参加している村民の割合	村民アンケート	24.6%	増加
自分の地区の民生委員・児童委員を知っている割合	村民アンケート	44.9%	増加

基本目標3: 安心、安全をつくる!

基本施策: 「子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実」「困難を抱えた村民への支援」「安全・安心な地域の環境づくり」の取り組みを推進した成果をはかる指標

指標名	出典	現状	目標
			令和12年
住んでいる地域を「住みよい」と回答した村民の割合	村民アンケート	63.5%	増加
防災体制(避難誘導體制)又は組織の体制について「良い方だと思う」と回答した村民の割合	村民アンケート	15.0%	増加

第4章 地域福祉の取り組み施策

第4章 地域福祉の取り組み施策

基本目標1:お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

1. 地域や福祉を知るきっかけづくり

【取り組みの方向性】

地域福祉を推進していくためには、住民同士が日頃からあいさつをかわし、顔見知りの関係を築き、地域や福祉のことについて知ることが大切になります。

住民同士がお互いを理解し、地域の困りごとに気づき、お互いさまの心で支え合う人の輪を広げることが重要になることから、自治会などの地域の情報や福祉に関する情報提供をはじめ、福祉意識の高揚に向けた取り組みを推進するとともに、地域活動などへ気軽に参加できる機会への支援を行います。

(1)ご近所さんや地域を知るきっかけづくり

◇村民に期待すること

活 動

- ①隣近所の方と普段からあいさつをかわし、顔見知りになりましょう。
- ②自治会等からの情報に目をおすようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①地域行事などの情報について、住民に広く周知するようにしましょう。
- ②地域において、住民同士であいさつや声かけを行うよう取り組みを進めましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①村の広報誌やホームページなどの媒体を活用して、日頃からのあいさつや声かけの重要性について呼びかけを行います。	福祉健康課 こどもみらい課 総務課
②自治会など地域の情報について、住民に周知するとともに、転入者については手続きの際に、地域の情報などの提供を行います。	
③住民が住んでいる地域について知ったり、交流したり、地域づくりについて意見交換ができる場の創出を検討します。	

※47ページ以降の行政の課名に関しては、令和8年度からの機構改革にあわせた課名となっています。

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
①社会福祉協議会の広報誌やホームページ等やSNSなどを活用し、日頃からのあいさつなど住民同士のコミュニケーションの大切さについて啓発を行います。
②介護予防教室後のサロン活動 ^{7(p.38参照)} など、住民同士が交流したり、声かけのきっかけとなる地域での活動を推進します。
③住民が住んでいる地域について、状況を把握し、より住みやすくなるための意見交換ができるよう、定期的なワークショップ ^{3(p.23参照)} の開催を検討します。

<推進事業>

事業名	内容
調査広報・連絡調整活動	社協だより・ホームページを活用し、地域住民が社会福祉に対する理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加できるように、情報を発信し住民へ周知します。
小地域福祉ネットワーク ^{5(p.38参照)} 活動の推進	自治会単位での見守り・支え合い活動ができるようにネットワーク組織化の支援を行います。
恩納村介護予防教室 がんじゅう大学	地域サロンの立ち上げ支援と活動が継続できるように、地域の協力者と協働して取り組みます。
生活支援体制整備事業	自主サークル立ち上げ応援事業、地域活動助成事業の広報・周知を行いながら、サロン活動 ⁷ の支援に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
自主サークル 立ち上げ応援 事業の展開	3団体	2団体 実施	2団体 実施	3団体 実施	3団体 実施	6団体 実施	全自治会 で実施 団体を 広げる

※介護予防教室後のみならず、各自治会サロン活動⁷等の支援に努める。

(2)お互いさまの意識を高める福祉教育の充実

◇村民に期待すること

活 動

- ①行政や社会福祉協議会の広報誌やホームページなどに目をとおり、福祉に関する情報を確認するようにしましょう。
- ②地域や福祉に関心をもち、講演会などの学習の場に積極的に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①地域において、福祉について学ぶ機会をつくってみましょう。
- ②行政や社会福祉協議会の福祉教育に関する取り組みに協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①多様な媒体を活用し、福祉に関する情報提供を推進します。	福祉健康課 こどもみらい課 教育委員会 商工観光課
②教育委員会をはじめ、各学校、社会福祉協議会が連携した福祉教育の取り組みを進めます。	
③自治会などからの相談に応じて講師の紹介や講座の開催など地域における福祉学習を支援します。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①社会福祉協議会の広報誌やホームページ等やSNSを活用し、福祉に関する情報提供を推進します。
- ②各自治会において、地域課題や福祉ニーズを把握するための地域福祉懇談会¹¹や地域の支え合いに関連することをテーマ(防災など)にした出前講座を開催します。
- ③行政や教育委員会、地域の事業所などと連携し、福祉体験などの学ぶ機会の充実を図ります。

<推進事業>

事業名	内容
福祉教育推進事業	子どもたちが「地域とのつながりの大切さ、人にやさしくする心」について学ぶために、各自治会(地域)、村内福祉事業所や各種団体と連携・協働し、福祉教育(共育)カリキュラムを各学校の希望に沿って作成し講座・体験などを実施します。

¹¹ 各自治会の地域課題や福祉ニーズについて、地域住民と社会福祉協議会が意見交換を行う場のことです。

地域住民への福祉意識への啓発活動	地域共生社会 ^{1(p.1参照)} を形成していくために、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。
福祉教育(共育)の協同実践	福祉教育実践を推進するために、地域住民や福祉事業所等と連携・協同し福祉教育の内容の充実を図ります。

村内小学校では体験型福祉教育にて心のバリアフリーを学んでいます。中学校では課題取組型福祉教育で地域交流を実践するために、プログラムの作成に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
福祉教育の実践(学校)	小学校4校実施 中学校未実施	小学校4校継続 中学校プログラム検討会	小学校4校継続 中学校プログラム試行	小学校4校継続 中学校実施			小学校4校継続 中学校実施 計5校継続
出前講座の実施	12自治会	全16自治会					毎年全自治会

※福祉教育の実践について、小学校は継続しているのでプログラムの拡充に取り組む。中学校は未実施のため実施ができるように関係機関と協議して実施を目指す。

※出前講座は実施してきたが防災講座などが地域の支え合いの醸成となるためプログラム及び支援者を拡充しながら繰り返し実施する。

基本目標1:お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる!

2. 地域行事などに参加するきっかけづくり

【取り組みの方向性】

自治会などをはじめとした地域活動状況は、参加者の固定化や役員などの担い手が不足している状況があります。

隣近所と顔見知りになり、地域や福祉に関する情報にふれた次の段階として、地域で開催されている行事への参加や交流する機会が増えることが必要になります。

地域の活動への理解と参加の促進を促すための取り組みを推進するとともに、地域活動などへ気軽に参加できる機会や場づくりへの支援を行います。

(1)地域の活動への理解・参加の促進

◇村民に期待すること

活 動

- ①自治会からのお知らせをはじめ、行政及び社会福祉協議会の広報誌やホームページを見ましょう。
- ②地域で開催されている行事や興味があるイベントに参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①自治会や地域の団体の活動やイベントなど、住民同士が交流できる機会をつくりましょう。
- ②住民の関心が高い活動の内容を考え、実施してみましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①自治会をはじめとした地域活動の状況について、広報誌やホームページなどで情報提供を図ります。	福祉健康課 こどもみらい課 総務課
②若い世代や子育て世代などの、これまで地域との関わりが少なかった人が地域に集まる機会や取り組みへの支援を行います。	
③障がい者(児)やその家族の交流機会の充実をはじめ、多様な人々が交流する機会の充実に取り組みます。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
①社会福祉協議会のホームページ等やSNS、広報誌などで、地域活動やボランティア活動などの情報提供を行います。
②赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた地域活動への参加について呼びかけます。
③年代や障がいの有無にかかわらず、多様な人が地域活動やボランティア活動などに参加できるよう支援します。

<推進事業>

事業名	内容
調査広報・連絡調整活動	社協だより・ホームページを活用し、地域住民が社会福祉に対する理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加できるように、情報を発信し住民へ周知します。
恩納村ボランティアセンター ¹²	誰もが参加できるように、福祉に関するだけでなく、環境に関することなど様々な取り組みができるボランティア活動の企画に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
ボランティア活動体験のプログラム作成	2か所	ボランティア活動の検討会	試行	ボランティア活動のマッチング			ボランティア活動体験をマッチングできるプログラムを作成

¹² 「ボランティアをしたい人」と「ボランティアをしてほしい団体」をつなげる場所のことで、恩納村社会福祉協議会で対応しています。

(2)気軽に交流できる場をつくる

◇村民に期待すること

活 動

- ①地域で行われる交流の場に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①自治会や関係団体等と連携して、公民館の活用の充実をはじめ、多様な年代の住民が交流できる場をつくってみましょう。
- ②子どもや保護者、高齢者などが、それぞれの関心のある内容を検討して、交流の場への参加を広く呼びかけましょう。
- ③健康づくりなどの担い手となることや、ボランティア活動を行い、地域の居場所の活性化への支援を行ってみましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①地域において多様な居場所ができるように支援を行います。	福祉健康課
②多様な主体と連携し、子どもとその保護者や高齢者、障がい者(児)などの多様な交流機会の創出に向けた支援を行います。	こどもみらい課 教育委員会
③村イベント(健康福祉まつりなど)における交流機会の場を検討します。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を活用し、地域の交流イベントなどの情報提供を行います。
- ②地域において実施される交流する機会や場を支援します。

<推進事業>

事業名	内容
生活支援体制整備事業	社協だよりやホームページ等を用いて、地域の情報を周知啓発して、住民の地域福祉活動への意識を高めるとともに、高齢者サロンなどの場の立ち上げ支援を行います。
恩納村ボランティアセンター ¹² (p.52参照)	ボランティアと居場所のマッチングを行い、地域の居場所が住民主体で運営できるよう支援します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
地域の居場所 づくり	未実施	2自治会 モデル 実施	2自治会 追加実施	3自治会 追加実施	3自治会 追加実施	6自治会 追加実施	全16 自治会 で設置

基本目標1:お互いさまの心で支え合う人の輪を広げる！

3. 地域で活動し、地域をつなぐ担い手の育成・確保

【取り組みの方向性】

地域における助け合いの輪を広げ、地域の福祉活動を活性化させていくには、地域で活動する担い手や地域をつなぐ役割をもつ人材の育成・確保が重要となります。

地域住民がお互いさまの心で自分のできることを見つけ、活動に参加し、地域の担い手となれるよう、地域の福祉活動を担う人材及び地域をつなぐ人材の育成と確保に向けた取組みを進めます。

(1)地域における担い手の育成・確保

◇村民に期待すること

活 動

- ①地域活動やボランティア活動の情報を確認するようにしましょう。
- ②行政や社会福祉協議会などが実施するボランティアに関する講座を受講してみましょう。
- ③地域活動や福祉活動について、できることから始めてみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①自治会や関係団体は、自身の活動について広く広報するようにしましょう。
- ②地域などで開催される活動やボランティア講習会などへ参加・協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①行政の広報誌やホームページなどにおいて、地域福祉に関する活動や団体の情報提供を行います。 ②ボランティア月間の期間などを活用して地域活動の意義や担い手の必要性について周知します。 ③関係機関と連携し、ボランティア講座などを開催し、学ぶ場の提供に取り組みます。	福祉健康課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
①社会福祉協議会の広報誌やホームページを活用して地域福祉活動、ボランティア活動の情報提供に努めます。 ②ボランティア月間などを活用して、ボランティア活動や地域活動の意義をはじめ担い手の必要性について周知を行います。 ③地域福祉懇談会 ^{11(p.49参照)} などを開催し、地域活動やボランティア活動への理解を図ります。 ④赤い羽根共同募金の活動など、寄付や物品の提供を通じた参加方法もあることなどを呼びかけます。 ⑤地域や福祉ニーズに即したボランティア講座などを開催します。 ⑥教育委員会などと協力して、児童生徒の世代を対象とした、ボランティア体験学習等の機会を創出します。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村ボランティアセンター ^{12(p.52参照)} の機能強化	ボランティア活動の推進を図り、ボランティア活動への参加促進や社協だよりを活用した情報や活動状況の広報実施に取り組みます。
ボランティア養成講座の開催	ボランティアニーズの調査を行い、各自治会で地域活動やボランティア活動についての講座を開催し担い手やボランティアの育成に努めます。
子どもボランティア事業	教育委員会や学校と協力し、子どもが参加できるサマーボランティア ¹³ などのボランティア学習体験の開催を行います。

¹³ 夏休み期間中など、子ども向けのサマースクールでの活動や、地域イベントの運営補助など、多岐にわたる活動により、ボランティア体験をするものです。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
ボランティア養成講座の開催	未実施	2自治会	2自治会	4自治会		→	全自治会
子どもボランティア事業	村全域を対象に5回	長期休み期間 村全域 5回				→	村全域 5回実施 継続

(2)地域をつなぐ人材の育成・確保

◇村民に期待すること

活動

- ①地域で行っている支え合い活動等に参加するようにしましょう。
- ②コミュニティソーシャルワーカー⁸(p.38参照)(CSW)の活動に協力するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- ①コミュニティソーシャルワーカー⁸と連携して、地域福祉活動の充実を図りましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> ①コミュニティソーシャルワーカー⁸の配置等に関する支援をはじめ、資質の向上のための支援を行います。 ②自治会や社会福祉協議会、関係団体と連携した支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 	福祉健康課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①最終目標として、小学校区単位での配置としつつ、計画期間内でコミュニティソーシャルワーカー⁸を配置し、地域における支え合いの仕組みづくりに取り組みます。
- ②コミュニティソーシャルワーカー⁸の資質向上や地域での相談支援機能向上のための学習会の開催や、研修会への積極的な参加に取り組みます。
- ③行政や関係機関と連携して、地域の課題解決への取り組みをはじめ、公的サービスでの対応が困難な事例について、必要なサービスにつなげるための取り組みを推進します。

<推進事業>

事業名	内容
コミュニティソーシャルワーカー ^{8(p.38参照)} (CSW)の配置及び資質向上	<p>支援を必要とする村民に対し、それぞれの状況に応じた包括的な支援が行えるよう、各種調整機能の中心となるCSWの配置を図ります(計画期間内に2名の配置を目標)。</p> <p>CSWの資質向上を図るため、各種資格の取得促進を図るとともに、コミュニティソーシャルワークに関する各種研修への参加促進を図ります。</p>

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
CSWの配置	未設置	CSWの配置検討会議時の実施	村全域1名配置	追加検討	村全域1名追加	検討	村全域で2名配置

※配置されるまではコーディネーターや各種相談員と連携して包括的支援に努めます。

基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

1. 地域活動の活性化への支援

【取り組みの方向性】

自治会や各地域活動団体の活動が継続して行われることは、地域において住民同士での見守り・支え合いの仕組みをつくる上で重要となります。

自治会や地域活動団体の活動が継続するだけでなく、活発に行われるよう、住民への情報提供をはじめ、活動に対する支援を行うことで、自治会や地域活動団体の活動の活性化を推進します。

(1)自治会活動の活性化支援

◇村民に期待すること

活 動

- ①自治会が開催するイベントや地域活動へ参加してみましょう。
-

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①自治会活動の意義や多くの人が参加する必要性について、住民へ広く周知するようにしましょう。
- ②幅広い年代が参加できる取り組みを検討し、実施してみましょう。
- ③多くの人が気軽に立ち寄れる公民館の雰囲気づくりに取り組みましょう。
-

◇村の取り組み

内容	所管課
①自治会が取り組む活動やイベント開催などの支援を行います。	総務課
②自治会活動に関する先進事例などについて、情報提供を行います。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①社会福祉協議会の広報誌やホームページ等において、自治会情報の提供を行います。
- ②自治会活動に対して地域住民が参加しやすくなるよう、環境づくりへの支援を行います。
- ③自治会の実態(人口・世帯・生活課題・資源等)を可視化する「地域カルテ」を作成・更新していきます。
-

<推進事業>

事業名	内容
住民活動のコーディネート	コミュニティソーシャルワーカー ⁸ (p.38参照)、生活支援コーディネーター ⁹ (p.38参照)、ボランティアコーディネーター ¹⁴ と連携し地域住民が参加できる場の整備を行います。
生活支援体制整備事業	地域カルテの検討を行い、人口等の情報とニーズ調査により、地域にあった住民活動をコーディネートします。
恩納村ボランティアセンター ¹² (p.52参照)	地域ボランティアと生活支援コーディネーター ⁹ 等と協働して住民活動の場を支援します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
地域カルテの作成と更新	未実施	地域カルテシート の検討	全自治会 作成	毎年更新			全自治会 作成して 毎年更新 する

(2)地域活動団体への支援

◇村民に期待すること

活動

- ①地域活動団体の活動に参加したり、協力するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- ①地域の各種団体が、独自の活動を継続的に実施することができるように情報提供や援助を行いましょ。

◇村の取り組み

内容	所管課
①村民へ各地域活動団体の活動内容や取り組みについて情報提供を行います。	福祉健康課 教育委員会
②地域活動団体の活動に対する支援を行います。	

¹⁴ ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要としている人・組織・地域とを結びつけ、活動を支援する専門職です。

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
①社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を活用し、地域活動団体の活動内容などについて情報提供を行います。
②地域活動団体の活動の活性化に向けて、多くの人の参加につなげるための環境づくりへの支援を行います。
③総合保健福祉センターの機能を活用した関係団体の活動を支援します。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村ボランティアセンター ¹² (p.52参照)	登録団体が活動しやすいように情報の提供や団体同士が連携を取れる仕組みづくりに取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
ボランティア団体加入の促進	5団体	活動場所等の情報提供	ボランティア団体との交流				ボランティア団体の増加

基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

2. 地域で支え合う仕組みづくり

【取り組みの方向性】

すべての村民が安心して暮らしていくためには、住民同士での見守り、支え合いの仕組みをつくることが大切となります。

そのためには、ちょっとした困りごとや心配ごとを抱えている住民に気づき、声かけを行い、必要な支援につなげるなど地域の中で受け止められるような体制が必要となります。このことから、自治会をはじめ関係機関と連携しながら、地域のつながりの力を活かした支援を行う仕組みづくりを推進します。

また、支援が必要な住民の困りごとに対して、公的な生活支援サービスだけでは対応が難しいケースなどについて、社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、新たな生活支援サービスの創設に取り組みます。

(1)見守り・支え合いの体制づくり

◇村民に期待すること

活 動

- ①自治会をはじめ、行政や社会福祉協議会等から提供される情報を確認しましょう。
- ②支援が必要な場合は、自治会や行政、社会福祉協議会などに支援を求めようにしましょう。
- ③地域で気になる人がいた場合には、行政や社会福祉協議会等へ連絡するようしましょう。
- ④地域で取り組む支え合い活動等に参加するようしましょう。
- ⑤自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー^{8(p.38参照)}の方を覚えましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①地域福祉懇談会^{11(p.49参照)}や小地域福祉ネットワーク^{5(p.38参照)}の取り組みに参加・協力しましょう。
- ②日常的な見守り・支え合い活動を実践してみよう。
- ③各種団体が協力して福祉活動が行えるよう連携体制づくりに取り組みよう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①社会福祉協議会と連携して、地域福祉懇談会 ¹¹ の開催を支援します。 ②地域で見守り、支え合いを行う活動への支援をはじめ、関係機関との連携に向けた支援を行います。 ③地域支え合い推進委員会 ^{6(p.38参照)} の取り組みを推進していくにあたって、個人情報等に配慮した情報共有のあり方を検討します。	福祉健康課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
①	地域が抱える課題・福祉ニーズを把握するため、住民間の課題に対する認識の共有ができるよう、地域福祉懇談会 ¹¹ (p.49参照)の開催に取り組みます。
②	地域福祉懇談会 ¹¹ の開催にあたっては、地域の様々な集会を活用するなど、地域の状況に柔軟に対応していきます。
③	地域支え合い推進委員会 ⁶ (p.38参照)の設置に向けて見守り活動などの支援を行います。
④	社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会などの関係機関と連携を図り、その活動を通して地域課題や支援が必要な世帯の支援につなげていきます。
⑤	地域の支援が必要な世帯への訪問や声かけをとおして、地域から孤立することがないように、取り組みを進めていきます。
⑥	各種関係団体や関係機関と地域活動に対する情報交換を行うなど、連携体制の構築を図ります。

<推進事業>

事業名	内容
コミュニティソーシャルワーカー ⁸ (p.38参照)(CSW)の設置	地域での福祉的課題について、地域で取り組めるように地域福祉懇談会 ¹¹ や、小地域福祉ネットワーク ⁵ (p.38参照)、各自治会での相談機能のコーディネートを図ります。
生活支援体制整備事業	介護予防・日常生活支援総合事業で配置された第2層生活支援コーディネーター ⁹ (p.38参照)が、高齢者活動の支援と地域の見守り・支え合いの促進の活動を支援します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
CSWの配置(再掲)	未設置	CSWの配置検討会議時の実施	村全域1名配置	追加検討	村全域1名追加	検討	村全域で2名配置
地域支え合い推進委員会 ⁶ の設置	未設置	2自治会設置	2自治会設置	3自治会設置	4自治会設置	5自治会設置	全自治会(16自治会)

(2)生活支援活動の推進

◇村民に期待すること

活 動

- ①地域課題の解決に関する話し合いに参加するようにしましょう。
- ②支援が必要な方がいる場合には、自治会や民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー⁸(p.38参照)等に連絡するようにしましょう。
- ③地域において行う支援活動へできる範囲で参加するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①社会福祉協議会など関係機関と連携して、地域の生活課題を話し合う場を持ちましょう。
- ②また、その話し合いで出たアイデアを実践する取り組みに協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> ①地域住民や関係機関がニーズや活動状況の把握に努めるとともに、新たなサービスの内容について、事業化に向けた検討を行います。 ②自治会を主体とした、新しい支え合いのサービスの創設に向けて社会福祉協議会や関係機関と連携した取り組みを推進します。 ③子どもや高齢者、障がい者(児)等の団体との情報共有を図るなど、地域特性に即した連携体制づくりを推進します。 	福祉健康課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①事業を通して把握された福祉ニーズに基づき、地域住民や関係機関と連携した新しい生活支援サービスの創設に向けた検討を行います。
- ②地域課題の解決に向け地域のアイデアが福祉サービスに反映されるよう、地域福祉懇談会¹¹(p.49参照)の開催などの取り組みを進めます。

<推進事業>

事業名	内容
生活支援体制整備事業	地域住民とコミュニティソーシャルワーカー ⁸ と生活支援コーディネーター ⁹ (p.38参照)が協働し、不足する福祉サービスについて情報を共有し、必要があればサービス創設に向けての検討の場を作ります。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
地域福祉懇談会 ¹¹ の開催	全小学校区で開催	5自治会で開催	5自治会で開催	6自治会で開催	継続	実施	全16自治会

基本目標2:みんなで支え合う仕組みをつくる！

3. サービスの利用支援体制の充実

【取り組みの方向性】

支援を必要としている人の抱える問題が制度の狭間となっていたり、複合的な問題が絡みあっているなど、対応が難しいケースが社会問題となっており、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域住民の困りごとや抱える問題に対して必要な相談支援が受けられる相談支援体制の充実が求められています。

これらのことから、複合的な問題を受け止め、解決に向けた相談支援を一体的に行うことができるよう、相談支援の関係機関が連携した包括的な相談をはじめとする包括的な支援体制の構築(重層的支援体制整備事業^{2(p.1参照)}を含む)の取り組みを推進するとともに、地域など身近な場所で相談できる体制整備に取り組みます。

また、支援が必要な方が相談をはじめ、必要な支援を受けることができるよう、多様な媒体を活用した情報の提供に努めるとともに、地域福祉活動が活発に行われるよう、地域福祉の拠点となる既存施設の有効活用を推進します。

(1) 身近な地域における相談支援体制の充実

◇村民に期待すること

活 動

- ①相談窓口や福祉の情報について、地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー^{8(p.38参照)}の人に確認してみましょう。
- ②困ったときは一人で悩まず自治会や民生委員・児童委員などに相談するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①地域課題や住民が抱える問題に関する相談窓口の情報を確認するようにしましょう。
- ②社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと協力して、地域で相談支援が行える体制づくりに取り組みましょう。
- ③身近な相談窓口として、地域で困っている人の相談を受けるとともに、行政や関係機関などの必要な支援につなげるようにしましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①地域支え合い推進委員会 ^{6(p.38参照)} への支援を行い、地域での顔の見える関係づくりに取り組みます。	福祉健康課
②社会福祉協議会等と連携し、身近な相談窓口の整備を進めるとともに、相談窓口の情報を提供するなど相談しやすい体制づくりに取り組みます。	
③地域の身近な相談相手である自治会や民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー ⁸ など人材の確保に努めます。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
①地域支え合い推進委員会 ^{6(p.38参照)} づくりに取り組むなど、身近な地域での相談が受けられる環境づくりに取り組みます。
②自治会や民生委員・児童委員をはじめ、包括支援センターや相談支援事業所などと協力し、相談支援や横のつながりの強化に努めます。
③地域と関係機関をつなぐ、コミュニティソーシャルワーカー ^{8(p.38参照)} の確保に努めます。

<推進事業>

事業名	内容
コミュニティソーシャルワークを担う人材育成及び連携の推進	地域資源や要支援者の支援に向けたコーディネートを行う、コミュニティソーシャルワーカー ⁸ を配置します。 また、自治会、民生委員・児童委員、包括支援センター、母子保健や障がい児・者相談支援事業所等の相談機関との連携を図ります。
恩納村福祉推進協働実践事業	地域における公益的な取り組みの推進として、村と社会福祉協議会、村内各福祉事業所が合同研修会等を実施して、地域の福祉課題の解決を図る取り組みや村内福祉関係事業所と連携及び協働を強化します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
コミュニティソーシャルワーカー ⁸ の設置	未設置	CSWの配置検討会議の実施					配置継続
合同研修会の開催	年2回	年2回					年2回を継続
地域支え合い推進委員会 ⁶ の設置(再掲)	未設置	2自治会設置	2自治会設置	3自治会設置	4自治会設置	5自治会設置	全自治会(16自治会)

(2) 包括的な相談支援体制の充実

◇村民に期待すること

活動

- ①困った時には支援を求める声をあげるようにしましょう。
- ②困りごとについて、相談できる窓口の情報について調べてみるなど、確認するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- ①関係機関と連携を図り、相談支援のあり方について検討しましょう。
- ②民生委員・児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> ①庁内の各課で対応している相談について、情報共有をはじめとする連携強化を図るとともに、関係機関や相談事業所等と連携・協働し、分野を超えたネットワーク型の包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。 ②多様なニーズに応えられるよう、地域住民をはじめ、関係機関や事業所等の多職種多機関と連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。 ③子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、対象に関係なく支援できるよう、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的支援体制の構築に向けて、本村の特性に合わせた体制のあり方の検討を行うとともに、体制構築に取り組みます(重層的支援体制整備事業^{2(p.1参照)}の実施の検討も含む)。 ④身寄りのない高齢者支援に向けて、日常生活の見守りや相談などの生活支援をはじめ、権利擁護や終活支援について、ニーズを把握するとともに、必要な支援の実施に取り組みます。 	福祉健康課 こどもみらい課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者など、対象に関係なく支援を行う、恩納村版の包括的支援体制の整備(重層的支援体制整備事業²の実施も含む)に向けて、行政と連携・協働しながら取り組みます。
- ②地域では対応しきれない多様な支援ニーズに応えるため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や団体・事業所などと連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。各関係機関との多職種連携を通し、専門性を補い合いながら切れ目のない支援を行います。
- ③身寄りのない高齢者支援について、本村における実態及び支援ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて既存事業につなげるなどの支援を実施します。

<推進事業>

事業名	内容
相談支援機関ネットワーク	コミュニティソーシャルワーカー ⁸ (p.38参照)と一次相談員(生活困窮者相談支援事業)と委託相談員(相談支援機能強化事業)や関係機関や団体などのネットワーク構築を福祉健康課と協働で行います。
生活困窮者相談支援事業	パーソナルサポートセンター ¹⁵ と連携・協働し生活困窮者相談を実施する。 生活困窮者相談事業は、対象者について関係なく相談支援を役場・社協に加え相談者の自宅にアウトリーチ ¹⁶ を実施していることから、コミュニティソーシャルワーカー ⁸ と同等の役割・機能が備わっていることから同様の活動をする。
相談支援機能強化事業	障がい児・者の相談に加え、その家族の支援も含め相談ができるように、包括的な支援体制を多機関協働で実施できるようにします。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
相談支援機関ネットワーク機能強化	設置済	関係機関連携強化	連携体制整理	課題共有提案	連携の定着	新たなサービスの提案	新たなサービスの提案
家計・法律相談	未設置	ニーズ把握	導入準備	事業実施	体制定着	家計法律相談実施	家計法律相談実施
基幹型相談支援センターの設置	未設置	人材育成体制整備	センター設置				センター設置

※生活困窮者相談支援事業と相談支援機能強化事業は相談支援機能強化の一環として、位置づけ令和8年度以降は、機能強化の取り組みとして記載する。

¹⁵ 生活困窮などの状況により、働きたくても働けない、住む所がないなどの問題を抱えている方の相談窓口で、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

¹⁶ 支援を必要とする人に対し、支援機関側から積極的に働きかけ、情報やサービスを届ける活動のことです。

(3)情報提供体制の充実

◇村民に期待すること

活 動

- ①行政や社会福祉協議会などの広報誌やホームページなどで福祉情報を確認しましょう。
- ②隣近所でサービスなどを必要としている住民に情報を教えてあげましょう。
- ③自治会や民生委員・児童委員の方から情報を聞いてみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①地域住民からの要望に応えられるよう、行政や社会福祉協議会などの関係機関から福祉に関する情報を収集するようにしましょう。
- ②行政等からの福祉に関する情報を確認し、勉強会などの場に参加するようにしましょう。

◇村の取り組み

内 容	所管課
①広報誌やホームページを通じて福祉情報などの提供を進めるとともに、提供する情報について、分かりやすい内容に工夫するなど充実を図ります(福祉に関する情報の一元化「恩納村福祉便利帳の作成」を検討)。 ②自治会長、民生委員・児童委員などを通じた情報提供を図るとともに、福祉情報に関する勉強会などの開催を検討します。 ③視覚障がい者や聴覚障がい者、外国人の方などにも配慮した情報提供に取り組めます。	福祉健康課 教育委員会 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内 容

- ①社会福祉協議会の広報誌やホームページなどを通して提供を行うとともに情報内容の充実を図ります。
- ②行政、福祉事業所等と協力し、自治会長、民生委員・児童委員などに、福祉情報に関する勉強会などの開催を検討します。
- ③情報のバリアフリー化の視点をもって、福祉に関する情報の提供に努めます。

<推進事業>

事業名	内 容
福祉教育推進事業	福祉についての情報発信・啓発や福祉に関する勉強会などを各学校と各自治会で開催します。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
福祉教育の実践(学校) (再掲)	小学校4校実施 中学校未実施	小学校4校継続 中学校プログラム検討会	小学校4校継続 中学校プログラム試行	小学校4校継続 中学校実施			小学校4校継続 中学校実施 計5校
出前講座の実施 (再掲)	12自治会	全16自治会					毎年全自治会

(4)福祉活動の拠点の充実

◇村民に期待すること

活 動

- ①総合保健福祉センターや既存の施設を仲間づくりや交流拠点として利用するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①公民館を地域活動の拠点として活用するため、必要な設備について整備を検討しましょう（行政などへの相談含む）。
②既存公共施設などの有効活用について、意見を出してみましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①地域福祉活動の拠点として、既存の公共施設等の有効活用を検討します。 ②地域の福祉活動の拠点となる施設への支援に取り組みます。 ③総合保健福祉センターをはじめ、既存公共施設の福祉活動などへの活用について情報提供を行います。	福祉健康課 企画課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①地域や関係団体等の活動の活性化につながる拠点の充実に向けた取り組みに協力します。
- ②総合保健福祉センターの充実を図り、利用しやすい施設となるよう努めるとともに、活用について情報提供を行います。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村ボランティアセンター ¹² (p.52参照)	NPO法人や社会福祉法人、ボランティア団体等が総合福祉センターなどを活用できるようにセンター借用に関する情報を行政と協力し情報提供を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
ボランティア団体加入の促進(再掲)	5団体	活動場所等の情報提供	ボランティア団体との交流				ボランティア団体の増加

基本目標3:安心、安全をつくる!

1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みの充実

【取り組みの方向性】

村民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、子どもや障がい者、判断能力が十分でない状態の高齢者の権利などが侵害されることのない仕組みを整える必要があります。

権利擁護について、各種制度や事業に関する周知をはじめ、円滑に利用できるよう体制の充実を図るとともに、子育てや介護における虐待等の権利侵害の事例への相談対応や、早期発見・早期対応が行えるよう、相談支援体制の充実などの虐待の未然防止に向けた取り組みを推進します。

(1)権利擁護の取り組みの推進

◇村民に期待すること

活 動

- ①行政や社会福祉協議会などの広報誌やホームページを確認し、権利擁護の内容や各種制度について理解しましょう。
- ②地域において、制度利用が必要と思われる方がいる場合には、制度利用につなげるために自治会や民生委員・児童委員などを紹介するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①地域において、権利擁護の勉強会などを実施し、各種制度を理解するようにしましょう。
- ②地域において、制度利用が必要と思われる方がいる場合には、制度利用につなげるために行政や社会福祉協議会などの関係機関に連絡するようにしましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①広報誌やホームページなどを活用し、権利擁護の必要性について周知に努めます。	福祉健康課 教育委員会 総務課
②学校教育などを通して、人権教育や権利擁護の制度等に関する普及啓発活動を推進します。	
③成年後見制度や日常生活自立支援事業の権利擁護事業がより円滑に行われるよう、中核機関の設置に向けて関係者、関係機関などと連携した取り組みを行います。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
①高齢者や障がい者の権利を擁護する日常生活自立支援事業などを通じて、高齢者などの権利擁護の啓発活動を推進します。
②日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用に対する支援を推進するとともに、支援員の確保に努めます。

<推進事業>

事業名	内容
成年後見制度の周知・利用促進	知的及び精神障がいや認知症により判断能力が十分でない人が公平にサービスを利用でき、権利を擁護するために、成年後見制度の周知を図ります。 後見人の受け皿不足を解消するために法人後見センター ¹⁷ 設置に向けて取り組みます。
日常生活自立支援事業	金銭管理や書類預かり、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業を実施いたします。また、要支援者の把握と、村民への普及を図ります。
日常的な金銭管理事業	日常生活自立支援事業は申請から受理まで時間がかかり、契約に至るその間の金銭搾取などの虐待が悪化することがあることから、その人らしきの生活を守るために金銭管理支援等ができるように取り組みます。 生活費の使い方などを指導し日常生活自立支援事業が利用できるまで、又は、利用できなかったが生活の支援の必要がある方に対して利用できるようにします。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
法人後見センター ¹⁷ の設置	未設置	設置	実務整理 相談支援 体制の 確立	相談支 援・機能 強化	関係機関 と連携・ 人材育成	中核機関 の検討	中核機関 の設置
権利擁護支援の強化	未整備	課題整理・ 人材育成	機能強化・ 体制整備	支援体制 の確立	課題検証	改善 →	支援の 強化

¹⁷ 社会福祉法人や NPO 法人などが成年後見人となり、判断能力が不十分な方（認知症などにより）の財産管理や身上保護を組織的に支援する機関です。

(2) 虐待の未然防止対策の推進

◇村民に期待すること

活動

- ①行政や関係機関が実施する虐待防止の取り組みなどを通して、虐待の早期発見・早期対応について理解を深めましょう。
- ②地域において、虐待などが疑われる事例を発見した場合は、関係機関にただちに通報しましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- ①虐待事例などを発見した場合には、ただちに関係機関へ通報するようにしましょう。
- ②地域における見守り体制の構築に取り組みましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①行政の広報誌やホームページなどを活用し、虐待などに関する相談窓口の周知を図ります。	福祉健康課 こどもみらい課 教育委員会
②DV ¹⁸ や虐待事例の早期発見、早期対応を図るため、関係機関の連携を強化するとともに、相談対応の充実に努めます。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①社会福祉協議会のホームページ等や広報誌で虐待防止に関する啓発を行います。
- ②自治会や民生委員・児童委員などと連携して虐待などが疑われる事例の早期発見・早期対応に努めます。

<推進事業>

事業名	内容
虐待防止に向けた取り組み	自治会や民生委員・児童委員に児童や高齢者、障がい者に対する虐待、配偶者によるDV ¹⁸ の防止活動を促すとともに、虐待の恐れがある事例があった場合は、速やかに相談・通報ができるように研修・啓発を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
虐待防止に向けた取り組み	研修会等実施	虐待に関する合同研修や広報活動					年1回以上の虐待に関する研修実施

¹⁸ 「ドメスティック・バイオレンス」の略語で、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力という意味です。

基本目標3:安心、安全をつくる!

2. 困難を抱えた村民への支援

【取り組みの方向性】

近年、経済的な要因で生活に困窮している世帯や、子どもの貧困問題、8050問題、育児と介護のダブルケアなど、住民の抱える課題は多様化・複雑化してきており、それらへの包括的な支援体制の整備が求められています。また、問題を抱えた方は、地域において孤立してしまい、自身で支援の声を上げられない場合も多いことから、地域の見守り・支え合い活動などの地域のつながりを活かした支援体制の構築が必要となっています。

地域住民が抱える問題に対応していくことができるよう、住宅をはじめとする日常生活や就労などの生活困窮者等への支援、子どもへの支援、心身の健康づくり、罪を犯した人の社会復帰などへの相談対応をはじめ包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進します。

(1)つながりのある地域づくり

◇村民に期待すること

活 動

- ①様々な生活課題を抱えた方がいることを理解しましょう。
- ②問題や課題を抱えた場合には、一人で悩まず行政や社会福祉協議会などに相談するようにしましょう。
- ③地域において、孤立している人や困難な課題を抱えている方を発見した場合は、行政や社会福祉協議会などの関係機関に連絡するようにしましょう。
- ④地域において実施される、見守り・支え合い活動に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①関係機関と連携し、見守りや声かけなどの活動に取り組み、気になる方などを把握するようにしましょう。
- ②気になる方などを発見した場合は、ただちに関係機関へ情報提供しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①各種制度をはじめ、相談機関や窓口の周知を図ります。	福祉健康課
②コミュニティソーシャルワーカー ^{8(p.38参照)} をはじめ、多様な機関と連携し、自立相談体制及び支援施策の充実に努めます。	こどもみらい課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
①社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を活用し、生活困窮者自立支援制度やその利用などについて周知します。
②自治会をはじめ、民生委員・児童委員と連携し、生活困窮者など支援が必要な方々の早期発見に努めます。
③コミュニティソーシャルワーカー ⁸ (p.38参照)、地域関係機関などが連携し、生活困窮者の方が地域において自立生活ができるよう支援します。
④生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費やフードドライブ ¹⁹ などの支援を行います。
⑤行政や関係機関と連携し、生活困窮者等のニーズに対応できる新しいサービスの創出に向けた取り組みを検討します。

<推進事業>

事業名	内容
生活困窮者相談支援事業	<p>複雑化する福祉ニーズへの対応や新しくなる法制度や事業関係に対応できるように、一次相談員(コミュニティソーシャルワーカー⁸)を配置します。</p> <p>身近な自治会を福祉公民館と位置づけ、コミュニティソーシャルワーカー⁸や多機関協働により出前相談(なんでも相談会)の実施を図ります。</p>

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
家計・法律相談(再掲)	未設置	ニーズ把握	導入準備	事業実施	体制定着	家計法律相談実施	家計法律相談実施

¹⁹ 家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、それを地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のことです。

(2)子ども支援対策の推進

◇村民に期待すること

活動

- ①隣近所の子どもたちを気にかけて、見守りましょう。
- ②民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー^{8(p.38参照)}、学校などを通じて支援につなげましょう。
- ③一人で悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの窓口にご相談しましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- ①地域の子育てや支援を必要とする子どもを把握し支援しましょう。
- ②公民館などを居場所として利用していきましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①子どもの貧困などに関する現状の把握に努め、必要な支援につなげていくため、子供の貧困対策支援員を配置するとともに、支援員のスキルアップを図ります。 ・スクールソーシャルワーカー ²⁰ など関係者との情報共有・意見交換 ②子どもの居場所について、公民館や空き教室の活用などを念頭に検討を進め、地域において子どもの居場所が確保できるよう、その設置及び運営の支援を行います。 ③子育て世帯の教育・保育に係る経済的な負担の軽減を図るため、地域子ども子育て支援事業の充実に取り組みます。 ・放課後子ども教室 ²¹ の実施検討	こどもみらい課 福祉健康課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①社会福祉協議会の広報誌やホームページなどで子どもへの支援について周知します。
- ②行政と連携し、公民館や空き教室を活用した子どもの居場所づくりに向けた支援を行います。
- ③フードバンクからの食品支援をはじめ、関係機関・団体との連携により適切な支援につなげます。

²⁰ いじめ、不登校、虐待など、子どもたちが抱える様々な問題に対し、教育と福祉の専門知識と技術を用いて、子どもを取り巻く環境に働きかけ、解決を支援する専門職です。

²¹ 放課後や週末に小学校施設などを活用し、地域住民の協力(ボランティアなど)のもと、子どもたちに多様な学習や体験活動、交流の機会を提供する事業です。

<推進事業>

事業名	内容
フードバンク事業	フードドライブ ¹⁹ (p.75参照)を実施し、生活困窮世帯又は母子家庭、子どもの居場所などに必要な食料を配布することができるよう収集活動を行います。
恩納村ボランティアセンター ¹² (p.52参照)	子どもの居場所について、行政(教育委員会・こどもみらい課・福祉健康課)や地域住民、ボランティア団体などと協働し居場所づくりに向けた支援を行います。
地域活動支援センター ²² かがやき	発達・知的・身体障がいを抱え特別支援学校の寮に入っている子どもたちの長期休みの居場所問題や、何らかの課題を抱えており学校に登校できておらず、放課後等デイサービス ²³ も利用できていない子どもたちの居場所づくりについて、必要性の調査と居場所づくりに向けた支援を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
子どもの居場所づくりに向けた支援	実施	居場所の検討・研修会	場所の選定、モデル実施	新規1か所実施	継続実施	新規実施1か所	2か所

(3)心身の健康づくりの推進

◇村民に期待すること

活動

- ①生活習慣病の予防や心の健康づくりなどに関する講演会などに参加し、自分自身の健康管理に努めましょう。
- ②地域で実施されている、健康づくりの取り組みなどへ参加してみましょう。
- ③ゲートキーパー²⁴養成講座に参加し、支援者として地域活動などに取り組みましょう。
- ④一人で悩まず、行政や社会福祉協議会の窓口にご相談しましょう。

²² 障害者総合支援法を根拠とする、障害によって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設のことです。恩納村では「地域活動支援センターかがやき」があります。

²³ 障害や発達特性を持つ学齢期の子ども(原則6歳から18歳)が、学校の放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスです。

²⁴ 悩んでいる人の自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことを言い、特別な資格は不要で、村が実施する養成講座などの受講が必要です。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①健康づくりや介護予防などの取り組みに協力するとともに、住民に広く参加を促しましょう。
- ②心の健康づくりへの理解とそれぞれの立場で支援が行えるよう、講演会やゲートキーパー²⁴
(p.77参照)養成講座などに参加しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①健康増進計画の日々の健康づくりへの取り組みや、住民等の心の健康づくりに関する理解を深めるため、広報誌やホームページを活用した情報発信を行うとともに、講演会の開催などに取り組みます。 ②保健、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り、全庁的に自殺対策に取り組みます。 ③ゲートキーパー ²⁴ 養成講座を開催し、身近な地域の支え手となる住民の育成・確保を図ります。	福祉健康課 教育委員会

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
①日々の健康づくりや介護予防につながる取り組みを推進します。 ②民生委員・児童委員や地域福祉協力員などの地域支援者と連携し、心の不調を抱える住民の早期発見・早期対応に向け関係機関と連携を進めます。 ③関係機関などと連携し、ゲートキーパー ²⁴ 養成講座への参加を促します。 ④社会福祉協議会のホームページ等や広報誌で、心の健康やゲートキーパー ²⁴ などについて周知します。

<推進事業>

事業名	内容
恩納村介護予防教室 がんじゅう大学	住民が身近な地域で介護予防教室が受けられるよう16自治会+自主自治会で介護予防教室を開催し、住民の介護予防への知識の普及と意識向上を図ります。また、がんじゅう大学のみならず自主的な活動の支援に努めます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
自主サークル 立ち上げ応援 事業の展開 (再掲)	3団体	2団体 実施	2団体 実施	3団体 実施	3団体 実施	6団体 実施	全自治会 で実施 団体を 広げる

※がんじゅう大学以外の自主サークル等の支援を行います。

(4)安心して暮らせる支援の充実

◇村民に期待すること

活 動

- ①住まいや就労について支援が必要な場合は、行政や社会福祉協議会などへ相談するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①個々の状況や適性に応じた就労の場を提供していきましょう。
- ②社会福祉協議会や企業、関係機関と連携し、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等の住宅環境の改善に向けた活動を推進しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①関係機関と連携した就労相談を実施します。 ・商工会が提供している村内の求人情報である「恩納ナビワーク」に関する情報の周知をはじめ、他市町村の事例を参考にした取り組みの検討	福祉健康課 建設課 企画課
②高齢者、障がい者、低所得者などに対し、村営住宅への入居機会の確保に努めます。	商工観光課
③関係機関や不動産事業者等と連携し、住まいの確保に向けた取り組みを進めます。	
④移動が困難な方がいきいきと生活が送れるよう、移動に関する支援(買い物や通院)について検討を進めます。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①自立生活が困難な低所得者及び障がい者、高齢者世帯などに対して、相談支援をはじめ、必要な資金の貸付などの支援を行います。

<推進事業>

事業名	内容
生活困窮者相談事業	一次相談員(コミュニティソーシャルワーカー ^{8(p.38参照)})によるインテーク(面談)を実施し、パーソナルサポートセンター ^{15(p.67参照)} へつなぎ支援を行います。相談者が、地域での対応が中心となる場合は、生活福祉資金事業の貸付などで支援を行い、コミュニティソーシャルワーカー ⁸ と連携し生活環境が改善するように支援を行います。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和 8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
家計・法律相談(再掲)	未設置	ニーズ把握	導入準備	事業実施	体制定着	家計法律相談実施	家計法律相談実施

(5) 罪を犯した人が立ち直れる環境づくり(恩納村再犯防止推進計画⁴(p.35参照)) (新)

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく、市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画として本項を位置づけます。

国の再犯防止推進計画⁴では、誰一人取り残さない社会の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点分野を示しており、沖縄県再犯防止推進計画⁴においても、本県の実情に応じた施策が示されています。本村においても、国や県の方向性と整合を図りつつ再犯防止に関する取り組みを推進し「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組めます。

◇村民に期待すること

活 動

- ①行政や社会福祉協議会の広報誌やホームページで提供される「再犯防止・更生保護」に関する情報を確認し、その内容を理解するようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①行政や社会福祉協議会の広報誌やホームページで提供される「再犯防止・更生保護」に関する情報を確認し、その内容を理解しましょう。
- ②地域住民から相談を受けた際には、行政や社会福祉協議会へつなげるようにしましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<p>①再犯防止に関する周知啓発</p> <p>本村のホームページや広報誌を活用し、再犯防止に関する啓発を行うとともに、「中部北保護区保護司会」などの関係機関と連携し、7月の再犯防止啓発月間の推進や「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。</p> <p>②更生保護活動への支援</p> <p>保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営等を支援します。</p>	<p>福祉健康課 総務課</p>

<p>③民間協力者や関係団体等と連携した各種相談への支援</p> <p>福祉関係の相談窓口に、関係機関と連携して、各種相談(就労、住居等の確保、生活困窮、高齢又は障がいのある人等)に対して必要な支援へつなげます。また、保護司による面談場所の提供を検討するなど、保護司の安全対策にも配慮するものとします。</p> <p>④保護司との連携推進</p> <p>犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。また、県内で保護司が不足している状況もあることから、村のホームページ等で保護司の活動や保護司に興味がある場合の連絡先などに関する広報啓発に努めます。</p> <p>⑤国や沖縄県が推進する施策の推進</p> <p>総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国や沖縄県が実施する施策への協力に努めます。</p>	
---	--

◇社会福祉協議会の取り組み

内容	
①恩納村再犯防止推進計画 ^{4(p.35参照)} の取り組み支援	<p>社会福祉協議会の広報誌やホームページを活用し、再犯防止や更生保護に関する理解を深めるための取り組みを推進します。各種相談支援など、その他の再犯防止対策についても行政等と協力して取り組みます。</p>

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
再犯防止月間における啓発活動の実施	実施			継続			継続実施

基本目標3:安心、安全をつくる!

3. 安全・安心な地域の環境づくり

【取り組みの方向性】

子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれるケースや、台風や地震などの災害が大型化しており、被害の大きい事例が増えてきていることから、地域住民が、犯罪に巻き込まれることなく、万が一災害が発生した場合においても被害が最小限となるよう、事前の準備・対策が重要となります。

このことから、防犯活動や犯罪の手口に関する情報提供など地域住民の防犯意識を高める取り組みを推進するとともに、災害発生時において住民同士の助け合いの中で自身で避難が困難な方への避難支援が行える体制づくりの充実を図るなど、安全・安心な地域の環境づくりに取り組みます。

(1)防犯対策の充実

◇村民に期待すること

活 動

- ①犯罪に巻き込まれないための知識や意識を高めるようにしましょう。
- ②犯罪を目撃したり、怪しいと感じた場合には、警察など関係機関に連絡・相談するようにしましょう。
- ③地域の防犯活動に参加してみましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活 動

- ①関係機関や団体と連携し、防犯パトロールなどの活動に取り組みましょう。
- ②地域住民が詐欺などの被害に合わないよう、犯罪手口の情報提供や犯罪意識を高めるための啓発活動に協力しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
①警察や関係機関と連携し、地域住民の防犯意識を高める啓発活動を推進します。	福祉健康課 総務課 教育委員会
②防災無線や村LINE等で、村内で発生した事案等の迅速な伝達を行います。	
③地域住民が実施する防犯活動への支援及びその取り組み等について村内外への周知を行います。	
④詐欺被害をはじめとする消費者トラブルに巻き込まれないように、犯罪事例の紹介や対処方法についての情報提供や研修会を開催します。	

◇社会福祉協議会の取り組み

内容
<p>①犯罪の手口などについて、広報誌やホームページ等で周知を行うとともに、高齢者等が犯罪に巻き込まれることがないように、地域で開催している健康づくりなどの多様な機会を活用した情報提供に努めます。</p> <p>②自治会や民生委員・児童委員と連携し、地域の防犯活動に協力します。</p>

<推進事業>

事業名	内容
民生委員・児童委員協議会との連携	<p>社協で実施している事業などの情報提供を民生委員定例会で実施し共有できるように努めます。</p> <p>共有した情報を、各自治会に持ち帰り地域活動に活用します。</p>

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
地域支え合い推進委員会 ⁶ (p.38参照)の設置 (再掲)	未設置	2自治会 設置	2自治会 設置	3自治会 設置	4自治会 設置	5自治会 設置	全自治会 (16自治会)

(2)災害に強い地域づくり

◇村民に期待すること

活動

- ①行政から配布された防災に関する冊子やホームページに掲載されている防災情報を確認するようにしましょう。
- ②定期的を実施される避難訓練等に積極的に参加し、地域の避難場所や避難経路等を確認しておきましょう。
- ③隣近所等との交流を深め、災害時の安否確認や協力体制について話し合っておくようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- ①自主防災組織をはじめ、関係機関と連携して防災訓練(講習会等含む)への参加及び企画するなど、地域の防災意識を高める取り組みを進めましょう。
- ②災害発生時において、円滑な援助活動に協力できるように日頃から準備を進めましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> ①地域住民等に対し、村内の災害時の危険箇所をはじめ、避難場所などの情報を周知(ハザードマップ²⁵等の配布)します。 ②地域防災計画や備蓄計画に基づいて、必要物資の備蓄や情報伝達の整備・強化を図ります。 ③地域の自主防災組織や恩納村社会福祉協議会と連携した防災訓練(講習会等含む)を行うなど、災害発生時においても落ち着いて避難支援や援助活動が行えるよう、地域住民の防災意識を高める取り組みの充実を図ります。 	福祉健康課 総務課

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①防災活動に関する情報をホームページ等で周知します。
- ②地域と連携した防災意識を高めるための啓発活動を推進します。
- ③自主防災組織の支援や防災訓練の実施に向けた支援を行います。
- ④災害発生時における災害ボランティアセンター²⁶の設置・運営に関する事前準備の徹底を図ります。

<推進事業>

事業名	内容
災害ボランティアセンター ²⁶ 機能の充実	恩納村ボランティアセンター ^{12(p.52参照)} では災害ボランティアセンター ²⁶ の設置・運営訓練について、地域、行政(総務課、福祉健康課)、地域の事業所と連携し実施できるよう取り組みます。

²⁵ 自然災害による被害が想定される範囲や程度、避難場所、避難経路などが整理された地図で、地震、津波、土砂災害など、災害の種類ごとに作成されていることが多いです。

²⁶ 災害時に被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点のことで、恩納村では社会福祉協議会がその役割を担っています。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
災害ボランティアセンター ²⁶ (p.84参照)の整備	未設置	体制整備	災害ボランティア設置マニュアル整備	周知・啓発・設置訓練			年1回設置訓練実施

(3)災害時の避難支援体制の充実

◇村民に期待すること

活動

- ①隣近所で、一人で避難が困難な方がいる場合には、自治会や行政に情報提供しましょう。
- ②災害発生時において、隣近所の方への声かけや安否確認など、できる範囲での避難支援に取り組めるよう、心がけましょう。
- ③自身が災害時に一人で避難することが困難な場合には、自治会や行政に相談し、個別の避難支援計画²⁷の作成(支援者とのマッチングなど)を行うようにしましょう。

◇地域及び関係団体に期待すること

活動

- ①避難行動要支援者について、関係者と情報共有を進めるとともに、日ごろの見守り体制の検討を進めましょう。
- ②地域における災害時の対応力の向上を図るため、自主防災組織を中心とした避難訓練などを実施しましょう。

◇村の取り組み

内容	所管課
<ol style="list-style-type: none"> ①災害時に自身で避難することが困難な方に対して、個別の避難支援計画²⁷の必要性について、各種媒体や機会を活用して周知を図るとともに、計画の作成に向けた支援を行います。 ②地域における避難訓練の実施及び評価など避難支援体制の充実を図るための取り組みを支援します。 ③福祉施設や事業所において、避難訓練への積極的な参加を促すとともに、講演会を実施するなど、防災意識の高揚を図ります。 ④地域住民の防災意識を高めるための、講座等の開催に取り組みます。 ⑤福祉避難所²⁸の指定や運営方法について検討を行います。 	福祉健康課 総務課

²⁷ 災害時に、一人で避難することができない高齢者や障がい者の方々が、安全に避難するため、「避難行動要支援者」(高齢者や障がい者など)ごとに作成され、避難支援に係る情報が記載されています。その情報を、支援者に共有することで、災害時の迅速な避難支援につなげるものです。

²⁸ 災害等発生時に、学校などの一般の避難所では避難生活に支障が生じる高齢者や障がい者など特別な配慮を必要とする避難者のために、開設される避難所で、恩納村では「総合保健福祉センター(社会福祉協議会)」が位置づけられています。

◇社会福祉協議会の取り組み

内容

- ①社会福祉協議会の広報誌やホームページなどで、自身で避難が困難な方の個別の支援計画の必要性や日ごろからの見守り活動について周知を図ります。
- ②災害時に避難支援を必要とする方の情報提供や日ごろの見守り体制を検討するなど、情報共有に向けた取り組みを行います。
- ③日ごろからの見守り活動を行うボランティアの育成に努めます。
- ④災害時における要支援者の安否確認や避難情報の整理等に関係機関と連携して協力します。
- ⑤行政や関係機関と協力して防災意識を高めるための、講座等の開催に協力します。

<推進事業>

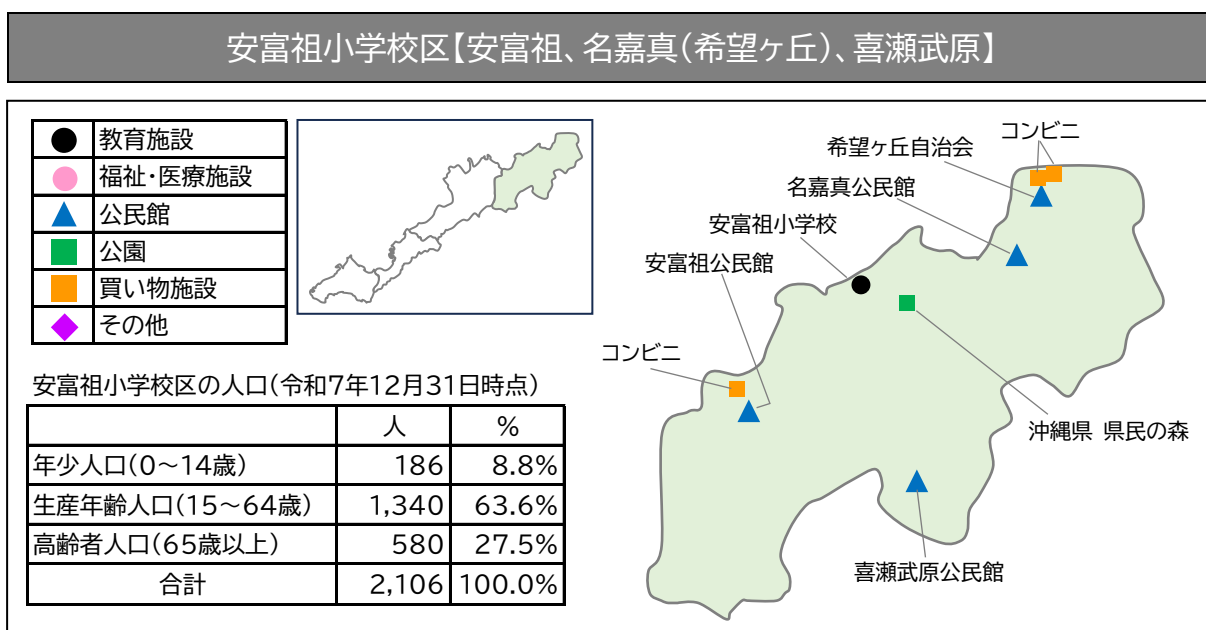
事業名	内容
見守りネットワークの推進	災害時に配慮が必要となる方(障がい児・者、乳幼児、妊婦、高齢者)について行政、自治会、福祉事業所、民間企業、その他関係機関と連携を図り、見守り支援ネットワークを構築します。
災害ボランティアセンター ²⁶ (p.84参照)設置マニュアルの作成	災害が起きた際に各地域のニーズに対応できるように、「恩納村社会福祉協議会 災害ボランティア設置マニュアル」作成に取り組みます。

【活動指標】

指標項目	現状	目標値					目標
		令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
福祉避難所 ²⁸ (p.85参照)の運営	設置	研修・訓練による人材育成	実務等見直しによる体制強化	事業間連携による運営体制強化			福祉避難所 ²⁸ の運営強化
見守りネットワーク(平時)	設置	定期的な検討・周知					見守り体制を構築する

【小学校区別の取り組み】

小学校区ごとの現状や課題を踏まえ、令和8年度から5年間で重点的に取り組む施策は以下のとおりです。



現状

- 安富祖小学校区の人口は、村全体の18.8%にあたる2,106人。年少人口割合(8.8%)は4小学校区の中で最も低く、高齢化率(27.5%)は2番目に高い。
- 恩納村の北側に位置している。買い物施設が少なく、移動手段がないと通院や日常の買い物が不便。

現状・課題を踏まえた重点的な取り組み

■防災マップの普及と防災活動の取り組み

- ・防災マップ(避難所・危険箇所・要配慮者支援のポイント)の周知が十分でないため、自治会単位で配布・説明の機会を設ける。
- ・住民が「自分の避難行動」に落とし込みにくい課題があるため、まち歩き(危険箇所確認)→避難訓練をセットで実施する。また危険箇所の見える化を図る。
- ・担い手・継続体制が弱い課題があるため、自主防災組織を地域支え合い推進委員会^{6(p.38参照)}に位置づけ、年間計画(回数・内容)を決めて取り組む。

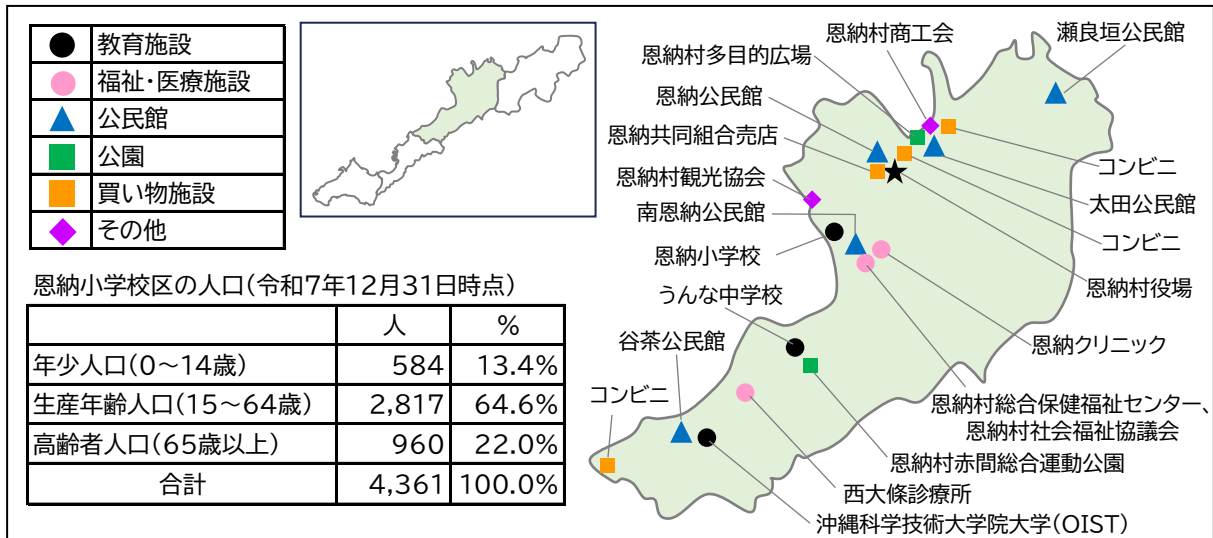
■高齢者と子どもの交流する機会づくり

- ・日常的に世代間が交わる機会が少ないため、福祉教育・居場所・サロン等で交流プログラムを定例化する。
- ・交流が「イベントで終わる」課題があるため、役割をつくる(読み聞かせ、昔遊び、学習見守り、料理、地域行事準備等)形で関わりを継続させる。

■買い物への移動支援

- ・買い物に行きづらい世帯(高齢者・免許返納者等)が増えている一方、支援につながりにくい課題があるため、把握方法(民生委員・自治会・相談窓口)を整理し、必要な人へ案内を届くようにする。
- ・移動手段に限られる課題があるため、既存資源(送迎、地域の助け合い、事業者の配達・移動販売、事業等)を組み合わせた支援メニューを検討・整理する。

恩納小学校区【谷茶、南恩納、恩納、太田、瀬良垣】



現状

- 恩納小学校区の人口は、村全体の38.8%にあたる4,361人。年少人口割合(13.4%)は4小学校区の中で2番目に高く、高齢化率(22.0%)は最も低い。
- 恩納村役場や共同売店、恩納クリニック等がある。OIST関係者も多く住んでおり、恩納小学校は多国籍の子どもがいる。

現状・課題を踏まえた重点的な取り組み

■公民館等を活用した交流する機会の提供

- ・公民館等の活用がイベント中心・不定期になりがちな課題があるため、月1回等の定例開催(交流サロン、健康・学習、趣味活動)として実施する。
- ・参加者が固定化しやすい課題があるため、世代別ではなく「目的別(健康、防災、地域活動)」のメニューを用意し、参加の入口を増やす。
- ・会場の運営負担(準備・受付・見守り)が課題となるため、自治会・ボランティア・社協で役割分担を明確にし、運営マニュアル化・引継ぎを行う。

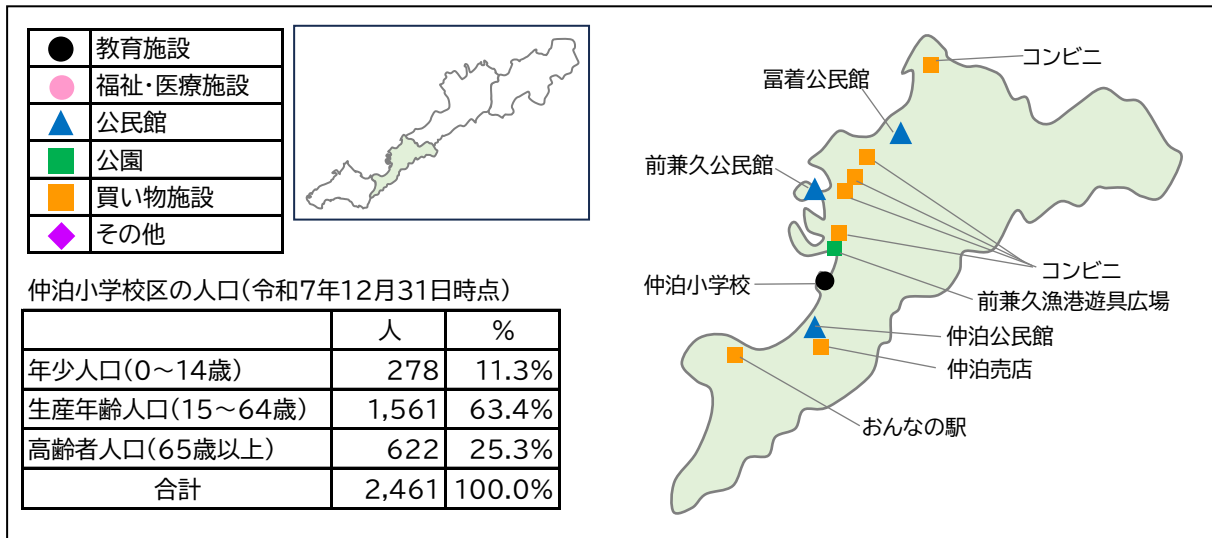
■子どもの居場所等への食支援活動

- ・物資・食材の確保が安定しにくい課題があるため、フードドライブ^{19(p.75参照)}やNPO・商工会・ホテル等との連携で継続的な提供ルートを整える。
- ・必要な世帯へ届きにくい課題があるため、学校・行政・関係機関と連携し、対象や受け取り方法(居場所で提供/持ち帰り等)をわかりやすく周知する。
- ・活動が単発で終わりがちな課題があるため、ボランティアの学習支援・見守り等と組み合わせ、子どもが安心して過ごせる居場所の継続につなげる。

■自治会ごとのボランティア育成

- ・担い手の偏り・高齢化により継続が難しい課題があるため、自治会単位で「できること」「必要なこと」を整理し、役割(見守り、配食、交流、災害等)を明確にする。
- ・新しい担い手が参加しにくい課題があるため、短時間・単発から参加できる仕組み(お手伝いメニュー、体験参加)を用意する。
- ・育成の場が不足しがちな課題があるため、ボランティア養成講座等と実践をセットにし、社協がコーディネートする。
- ・活動が定着しにくい課題があるため、活動記録・振り返りの場を設け、表彰や感謝の可視化、相談窓口の整備で継続を後押しする。

仲泊小学校区【富着、前兼久、仲泊】



現状

- 仲泊小学校区の人口は、村全体の21.9%にあたる2,461人。年少人口割合(11.3%)は4小学校区の中で2番目に低く、高齢化率(25.3%)も2番目に低い。
- おんなの駅や買い物施設があり、高速インターチェンジも近い。交通の利便性が良い地域。

現状・課題を踏まえた重点的な取り組み

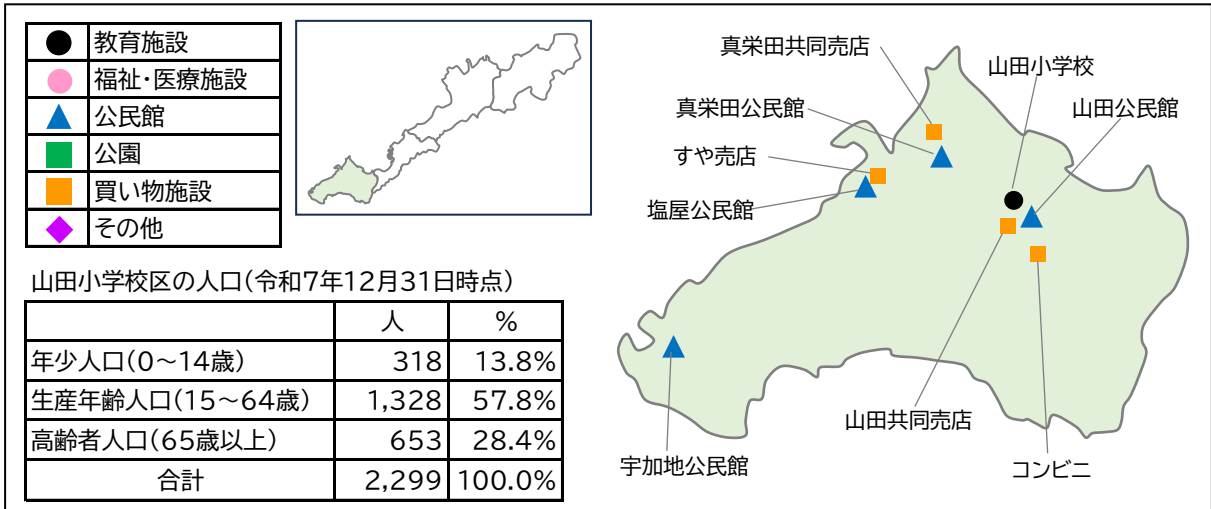
■高齢者の買い物支援

- ・買い物に行きづらい高齢者(免許返納・独居・体力低下等)が増える一方、支援につながりにくい課題があるため、相談窓口・自治会・民生委員等と連携し、必要者把握と案内を仕組み化する。
- ・移動手段が限られる課題があるため、既存資源(村事業、家族・近隣支援、商店の配達、移動販売、送迎等)を整理し、地域に合う支援メニューを組み合わせる。
- ・継続運用(担い手・費用・安全)の課題があるため、利用ルール(対象、予約方法、費用負担、保険、緊急時対応)を定め、試行→評価→改善で定着を図る。
- ・支援が属人的になりがちな課題があるため、ボランティア養成講座・ボランティア育成・活動記録・引継ぎ体制を整え、自治会単位で継続できる仕組みにする。

■自主防災組織と協力した防災訓練活動

- ・防災訓練の参加が限定的・形骸化しやすい課題があるため、自主防災組織と協力し、自治会単位で住民が参加しやすい訓練(短時間・複数回)を実施する。
- ・実際の災害時行動に結びつきにくい課題があるため、避難経路確認(まち歩き)・安否確認・初期消火・応急手当・要配慮者支援を組み合わせ実践型訓練を行う。
- ・要配慮者支援の体制が不十分になりがちな課題があるため、個別避難の考え方を共有し、見守り・声かけ・搬送支援等の役割分担を事前に整理する。
- ・訓練が単発で終わる課題があるため、振り返り(課題・改善点)を実施し、次回訓練と防災マップ更新につなげる。

山田小学校区【山田、真栄田、塩屋、宇加地】



現状

- 山田小学校区の人口は、村全体の20.5%にあたる2,299人となっています。年少人口割合(13.8%)は4小学校区の中で最も高く、高齢化率(28.4%)も最も高くなっています。
- 恩納村の南側に位置している。高台にあるが避難所が遠く、避難路確保が難しい。

現状・課題を踏まえた重点的な取り組み

■高齢者の買い物支援

- ・買い物に行きづらい高齢者(免許返納・独居・体力低下等)が増える一方、支援につながりにくい課題があるため、相談窓口・自治会・民生委員等と連携し、必要者把握と情報提供を強化する。
- ・移動手段が限られる課題があるため、既存資源(村事業、商店の配達・移動販売、近隣の助け合い、送迎等)を整理し、地域に合う支援メニューを組み合わせる。
- ・支援が属人的になりがちな課題があるため、ボランティア育成・活動記録・引継ぎ体制を整え、自治会単位で継続できる仕組みにする。

■売店等を使った身近な居場所づくり

- ・集える場所が少なく孤立につながりやすい課題があるため、売店・商店・休憩スペース等を活用し、立ち寄れる「身近な居場所(ついでの交流)」をつくる。
- ・利用のきっかけが弱い課題があるため、誰でも参加できるミニ企画(お茶会、健康相談、見守り声かけ、掲示板で情報提供等)を定例化する。
- ・居場所が「相談につながらない」課題があるため、困りごとの早期把握につながる声かけ・相談先の案内(チラシ、カード)を整備し、社協がつなぎ役を担う。
- ・運営負担や継続性が課題となるため、店舗・自治会・社協等で役割分担を整理し、無理のない運用(時間帯、頻度、ルール)で実施する。

■自主防災組織活動の活性化

- ・参加者・担い手が固定化しやすい課題があるため、役割の見える化(安否確認、避難誘導、情報班等)と、参加しやすい短時間の活動を設定する。
- ・訓練が形骸化しやすい課題があるため、まち歩き・避難経路確認・初期消火・応急手当・要配慮者支援、他自治会からの受け入れ体制の強化を組み合わせ実践型訓練を継続して実施する。
- ・子どもの防災支援に関する取り組みをしたい声があり、子どもを入りに地域の防災活動につなげる。
- ・活動が単発で終わる課題があるため、振り返りで課題と改善点を整理し、防災マップの更新や次年度計画につなげる。

第5章 恩納村版包括的支援体制整備に向けて (重層的支援体制整備事業の検討項目の整理)

第5章 恩納村版包括的支援体制整備に向けて

1. 包括的支援体制の整備が必要な背景と本章の目的

少子・高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯の増加が進展する中、1つの世帯に複数の課題が存在している状態(80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や、介護と育児のダブルケアなど)や、世帯全体が孤立している状態など、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生してきました。そのような中生まれた地域共生社会^{1(p.1参照)}という概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みとして「重層的支援体制整備事業^{2(p.1参照)}」の推進が求められています。

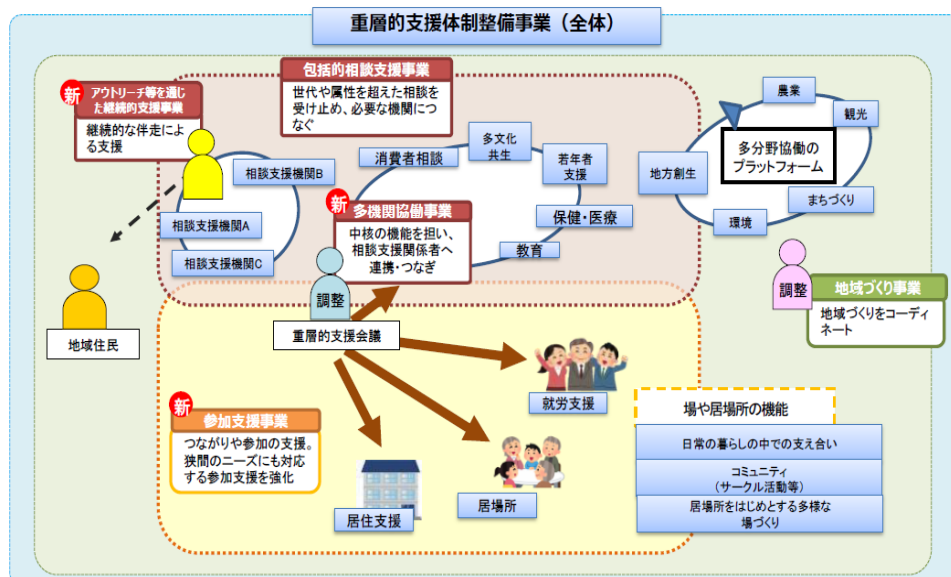
そこで、本村で実施している既存事業などを活かしつつ「恩納村版の包括的支援体制」の構築に向けた検討を行うにあたって、「重層的支援体制整備事業²」の実施も選択肢の1つとして検討項目を整理するものです。

2. 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業²は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することを目的とした事業であり、社会福祉法(第106条の4第2項)に規定される第1号事業から第6号事業までのすべてを実施することとされています。

既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援となる「①対象者の属性を問わない相談支援」「②多様な参加支援」「③地域づくりに向けた支援」及びこれらの支援を効果的に実施するために「④アウトリーチ^{16(p.67参照)}等を通じた継続支援」「⑤多機関協働による支援」を実施し機能強化することとなっています。

【重層的支援体制整備事業²のイメージ(厚生労働省資料より)】



3. 重層的支援体制整備事業の各事業の取り組み内容の整理

(1) 包括的相談支援事業(第1号) ⇒ 既存事業の充実化で対応可

【事業の方向性】

● 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

● 支援機関のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

● 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

【既存事業の実施体制と取り組み】

各分野で実施している相談体制を活かしつつ、連携を強化し「断らない」相談体制の構築をしていくことを想定。

	高齢者	障がい者(児)
事業名	地域包括支援センター ¹⁰ (p.38参照)	恩納村相談支援機能強化事業
事業内容	高齢者に関する介護・健康・福祉・医療・生活に関する様々な相談をなんでもお受けします。家族・近隣に暮らす方の相談でも構いません。相談を受けた地域包括支援センター ¹⁰ が適切な機関などに繋ぎ・連携して支援していきます。	①障がい児・者等相談支援事業 ②特別相談支援事業 ③住宅入居等支援事業 ④成年後見人制度支援事業の委託業務
設置形態	村直営	恩納村社会福祉協議会へ委託
実施方法	窓口・電話をはじめ、お気軽にご相談いただけます。	9時～17時(昼食時間除く)対応。 月12回以上恩納村役場への出勤。
箇所数	1 箇所	1 箇所
担当課	福祉健康課(令和8年度より)	福祉健康課(令和8年度より) ※令和8年度まで事業継続 令和9年度からは基幹相談支援センター設置予定(社協委託予定)

(前ページ 包括的相談支援事業のつづき)

	児童	生活困窮
事業名	利用者支援事業	恩納村生活困窮者相談支援事業 (福祉事務所未設置町村による相談事業)
事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 令和8年度からは「こども家庭センター」の設置予定(利用者支援事業1類型)	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他関係者からの相談に応じ、①必要な情報の提供及び助言②沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター ¹⁶ (p.67参照)(中部)へつなぐ③その他必要な助言等を行う
設置形態	直営	恩納村社会福祉協議会へ委託
実施方法	保健師を配置し、各種子育ての相談に対応している。	専用の相談員が、恩納村役場にて平日10時～15時(昼食時間除く)対応。 ※年1回各公民館へ出張相談実施あり
箇所数	1 箇所	1 箇所
担当課	こどもみらい課(令和8年度より)	福祉健康課(令和8年度より)

(2)参加支援事業(第2号) ⇒既存事業なし(検討が必要な事業)

【事業の方向性】

●社会とのつながりをつくるための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。

●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

【検討が必要な取り組み】

	参加支援事業
対象者	既存の制度や支援では対応が難しい本人や世帯
実施内容	○潜在的な課題を抱えている住民のニーズや各分野を超えたひきこもり等の件数を明らかにするため、アウトリーチ ^{16(p.67参照)} での実態把握や支援メニューのコーディネートやマッチング ○事業所や関係機関に対して他者との交流機会や就労準備を行う機会となる受け入れ先を開拓するなど、属性にとらわれず新たな通いや集いとなるプログラムの検討など
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

(3)地域づくり事業(第3号)⇒既存事業の充実化で対応可

【事業の方向性】

- 地域づくりをコーディネートし、本事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。

【既存事業の実施体制及び取り組み】

<高齢者>

高齢者①	
事業名	生活支援体制整備事業
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくために、生活支援サービスを担う多様な主体が連携しながら、日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくり(地域づくり)を推進していく。
設置形態	第1層-村直営(村全域、コーディネーター1名配置) 第2層-社会福祉協議会へ委託(コーディネーター2名配置)
実施方法	コーディネーターが各自治会をくまなく訪問し、地域のニーズを吸い上げ、各団体のサービスへのマッチングまたは事業の創出を行っている。
箇所数	第1層-1か所、第2層-小学校区を2名で分け配置。
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

高齢者②	
事業名	地域介護予防活動支援事業
事業内容	「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」の1つで、高齢者が要介護状態になるのを防ぎ、健康で自立した生活を地域で続けられるようにすることを目的とした事業です。身近な場所で気軽に集える居場所づくりの推進や、ボランティアや住民が自主的に実施する活動等の支援を行っている。
設置形態	委託事業として実施
実施方法	がんじゅう大学－委託。全自治会公民館で実施。 アクティブシニア教室－委託。1か所。 脳リズ教室－委託。1か所。 いきいき筋力アップ教室－委託。1か所。 自主体操サークル立ち上げ支援－委託。立ち上げ2か所＋フォローアップ5か所。
箇所数	上記のとおり
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

<障がい者(児)>

	障がい者(児)
事業名	恩納村社会福祉協議会 地域活動支援センター ^{22(p.77 参照)} かがやき
事業内容	対象者:身体・知的・精神の障がいをお持ちの方、難病患者・その他の障がい者(児) ①日常生活の支援 ②創作的活動及び生産活動 ③地域社会との交流促進 ④生活相談及び援助、支援センター利用時に必要な介助 ⑤希望する利用者に対する送迎サービスの提供 ⑥その他支援センターの設置目的を達成するために必要な事業
設置形態	恩納村社会福祉協議会へ委託 職員態勢:管理者1名、主任指導員1名、指導員2名
実施方法	営業日:月曜日から金曜日まで ※ただし12月29日から翌年1月3日まで及び国民の祝日、慰霊の日を除く 営業時間:8時30分～17時まで サービス提供時間:9時30分～15時30分まで
箇所数	1か所(恩納村社会福祉協議会施設内)
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

<児童>

	児童
事業名	地域子育て支援拠点事業
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。
設置形態	直営
実施方法	村内1か所で設置「恩納村地域子育て支援センター」(村立山田保育所2階) 本村は地理的にも、南北に細長く、支援センターは南地区にあたるために、年間で「出前保育」と称して中央地区(総合保健福祉センター)に出向いています。
箇所数	1か所
担当課	こどもみらい課(令和8年度より)

<生活困窮> 既存事業なし

課題を抱えている方の早期発見、安心して通える居場所の確保などの取り組み
(担当:福祉健康課)。

(4)アウトリーチ¹⁶(p.67参照)等を通じた継続的支援事業(第4号) ⇒既存事業なし(検討が必要な事業)

【事業の方向性】

●支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。

●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける

各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つける。

●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

【検討が必要な取り組み】

アウトリーチ ¹⁶ 等を通じた継続的支援事業	
対象者	○複合的な課題を抱えている方 ○自ら支援を求めることが難しい方 ○その他上記に関連する方
実施内容	○地域住民のつながりや、様々な関係支援機関のネットワーク等を活用して、潜在的な相談者を発見する入口を多様にし、支援を必要とする人の早期把握 ○支援に際しては、関係性を構築するための方策を検討するための「事前調整」、本人や世帯との「関係性構築に向けた支援」、「家庭訪問」、「同行支援」など
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

(5)多機関協働事業(第5号) ⇒既存事業なし(検討が必要な事業)

【事業の方向性】

●村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業²(p.1参照)に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、本村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

●重層的支援体制整備事業²の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業²の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

●支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項 第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

【検討が必要な取り組み】

高齢者	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑化・複合化した課題を抱えている方 ○1つの支援機関では対応が難しく、複数の支援機関が関わっている方 ○各支援機関の役割分担、支援の方向性などの整理が必要な課題を有する方
実施内容	<p>○困難な事案が生じた場合、速やかに関係機関と連携を図り各福祉分野の相談支援機関が抱える課題を整理し、複合的・複雑化した課題に対する解決に向けた支援会議・重層的支援会議を開催し、支援プランを作成。</p> <p><支援会議(本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討が可能)> 社会福祉法第106条の6に規定される、参加者に守秘義務が課される会議体です。本人からの相談がないものの地域での見守りが必要なケースや、緊急の支援が必要なケースなどについて、関係機関同士で情報共有や支援方針の検討を行う場として開催。</p> <p><重層的支援会議(本人の同意を得たケースのみ)> 複雑化・複合化した課題を抱える人・世帯について、支援機関間の役割分担が望ましい場合に開催し、支援プランを議論、決定。</p>
構成員	<p><支援会議> 高齢、障がい、子ども、生活困窮の各担当課(係)および関係機関など</p> <p><重層的支援会議> 支援会議と同様</p>
担当課	福祉健康課(令和8年度より)

第6章 計画の推進のために

第6章 計画の推進のために

1. 計画の周知・啓発

本計画は、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域住民や自治会、各種団体、関係機関の多様な主体との連携・協働による取り組みが必要となります。

このため、本計画で示した基本理念や考え方、取り組み内容については、広報誌、ホームページをはじめ、地域の集まりなどで住民等への周知を図ります。

2. 計画の評価と進行管理の徹底

① 庁内における進行管理・評価体制の構築

本計画を着実に推進していくために、適切な進行管理・評価を行うことが重要となります。

本計画について、庁内への周知を行うとともに、個別施策の取り組み状況について、進行状況及び課題を把握し、さらなる改善へとつなげるPDCAサイクルの仕組みを構築し、確実な計画実施に努めます。

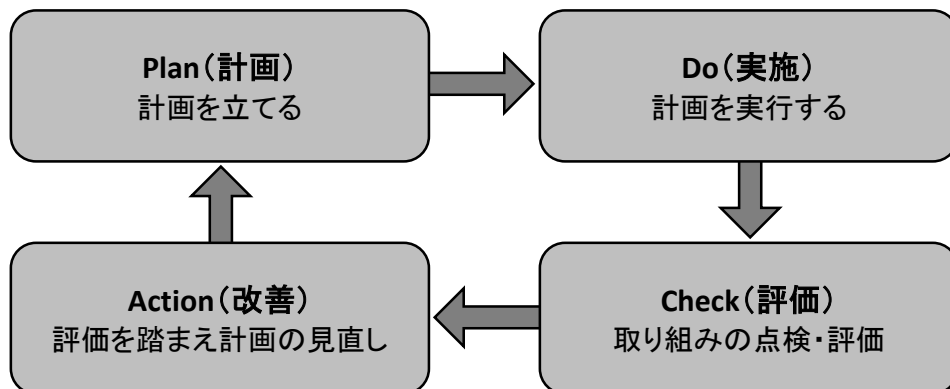
また、計画最終年度には、目標指標に設定している「成果指標」について、村民意識調査を実施し、達成状況の評価を行います。

② 村民参画を前提とした評価体制の構築

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、村民、社会福祉協議会並びに地域の関係機関や団体等が相互に連携・協働して地域の福祉を推進していくものです。

また、計画の策定は村民の参画を得て、村民の意見を計画に反映させていくことを基本としていることから、進行・評価においても村民参画を得た管理評価体制を構築します。

なお、計画の進行管理及び評価体制の構築にあたっては、役場及び社会福祉協議会における個別の進捗状況について、計画策定に携わった「恩納村地域福祉推進計画策定委員会」の委員が評価委員を兼ねるものとして、定期的(年1回など)に施策の進行管理を行う体制とします。



資料編

◆資料編

恩納村地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

令和2年6月15日
要綱第13号

(設置)

第1条 恩納村地域福祉推進計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく恩納村地域福祉計画及び同法第109条に基づく恩納村地域福祉活動計画を合わせた計画をいう。以下「推進計画」という。)の円滑な推進を図り、地域住民がともに支え合う地域福祉の実現を目指すため、恩納村地域福祉推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は、妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(作業部会)

第7条 委員会の資料収集、調査、分析、計画書案の作成等、策定作業を円滑に行うため作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会に部長及び副部長を置き、部長は、福祉課地域福祉係長を充て、副部長は、部会員の中から部長が指名する。
- 3 部会は、部長が招集し、議長となる。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 委員会において、必要と認めるときは、村職員その他関係者の出席を求め、意見及び説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年恩納村条例第10号)の規定を適用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

令和7年度 恩納村地域福祉推進計画策定委員会委嘱名簿

No	所属または団体名称	氏名	要綱
1	沖縄大学名誉教授	上地 武昭	(1)
2	恩納村老人クラブ連合会 会長	松茂良 興長	(4)
3	恩納村女性会 会長	勅使川原 雅江	(4)
4	恩納村区長会 会長	松崎 正也	(4)
5	恩納村民生委員・児童委員協議会 会長	徳村 徳夫	(3)
6	社会福祉法人 ゆうなの会 特別養護老人ホーム谷茶の丘・雅 代表	當山 直彦	(3)
7	社会福祉法人 恩納村社会福祉協議会 事務局長	漢那 正	(3)
8	恩納村教育委員会 学校教育課長	親泊 誠	(4)
9	恩納村役場 企画課長	喜久山 隆	(4)
10	恩納村役場 福祉課長	石川 司	(4)

(1)学識経験者

(3)社会福祉関係者

(4)その他村長が必要と認めた者

発行日 令和8年3月

発行 恩納村役場 福祉課※R8年4月より、福祉健康課に課名変更
〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
電話:098-966-1207

